

03 - ORF
70H - 001AA
26

オーストラリアの FTA 政策と 産業界への影響

平成 16 年 3 月

日本貿易振興機構
海外調査部

はじめに

1990年代後半以降、オーストラリアの通商政策は、従来の多角自由貿易体制の維持・強化という原則主義から、二国間・地域間自由貿易協定(Bilateral and Regional Preferential Free Trade Agreements)締結の模索という方向へと重点を移しつつある。この背景には、世界貿易機関(WTO)による多国間交渉の進捗が行き詰まっていることがある。一方、WTOで実現できる水準を超えた、あるいは、WTOでは取り扱われていない分野における連携を強化する手段として、二国間の自由貿易協定(FTA)締結の動きが近年世界中で急速に拡大している。こうしたことから、FTAはWTOを中心とする多角的自由貿易体制を補完・強化するものとして有効であるとの認識がオーストラリアでも高まっており、FTA締結による経済的利益を享受する流れに乗り遅れないよう、オーストラリアの産業界等から、市場アクセス開放を早期に実現できる方策が求められている。

本報告書では、近年のオーストラリア連邦政府のFTA政策の推移を概観し、これに対する産業界の対応、FTA締結による産業界への影響などを探ることを目的としている。

第1部では、多国間のアプローチを重視してきたオーストラリアが、なぜ二国間のアプローチに関心を持ち始めたかをテーマに、その要因と今後のオーストラリア政府の外交方針の行方を探る。

第2部では、特にオーストラリアと東アジア諸国との経済関係強化の動きに注目して、シンガポール・オーストラリア自由貿易協定(Singapore Australia Free Trade Agreement: SAFTA.)およびオーストラリア・タイ経済緊密化・自由貿易協定(Australia Thailand Closer Economic Relations Free Trade Agreement : CER-FTA)を調査対象として取り上げ、それぞれのFTA締結に向けたオーストラリア産業界の対応、FTA締結による産業界への影響および日系進出企業等の事業活動への影響などを探る。

本報告書が関係各位の参考に資すれば幸甚である。

平成16年3月

日本貿易振興機構(ジェトロ)

海外調査部アジア大洋州課

目次

第1部 オーストラリアの FTA 政策

第1章 オーストラリア政府の FTA 政策の推移

1. オーストラリア政府の通商・産業政策の推移
2. オーストラリア政府の政策転換の経緯
3. オーストラリアの FTA 時代
4. オーストラリア政府の FTA に関する見解

第2章 FTA 締結状況および交渉の進捗状況

1. ニュージーランド：CER
 - (1) 二国間関係
 - (2) 締結の目的
 - (3) 現時点での達成内容
 - (4) 見直しの実施
 - (5) 進捗状況と今後の課題
2. シンガポール：SAFTA
 - (1) 二国間関係
 - (2) 協定の概要
 - (3) 経済効果
 - (4) 協定の優先達成事項
3. 米国：AUSFTA
 - (1) 二国間関係
 - (2) 交渉概要
 - (3) 経済への影響
4. タイ：CER - FTA
 - (1) 二国間関係
 - (2) 締結交渉の状況
 - (3) 経済への影響
5. ASEAN：AFTA - CER・CEP
 - (1) 二国間関係
6. 日本：日豪貿易経済フレームワーク（枠組み）
 - (1) 二国間関係
 - (2) これまでの経緯
7. 中国

8 . 韓国

参考文献

第 2 部 FTA 締結によるオーストラリア産業界への影響

第 1 章 シンガポール・オーストラリア自由貿易協定 (SAFTA)

- 1. 背景.....
 - (1) 経緯.....
 - (2) 協定の内容.....
- 2 . オーストラリアとシンガポールの貿易.....
- 3. オーストラリア産業界における SAFTA の影響.....
 - (1) 産業別に見た SAFTA への取り組み.....
 - (2) 産業界への影響.....
- 4. 事例研究.....
 - (1) 物品の貿易.....
 - (2) サービス貿易.....
 - (3) まとめ (事例研究).....

第 2 章 オーストラリア・タイ経済緊密化・自由貿易協定 (CER-FTA)

- 1. 背景.....
 - (1) 経緯.....
 - (2) 交渉の内容.....
- 2. オーストラリアとタイの貿易.....
- 3. オーストラリア産業界における CER-FTA の影響.....
 - (1) 産業別に見た CER-FTA への取り組み.....
 - (2) 産業界への影響.....
- 4. 事例研究.....
 - (1) 主要産業.....
 - (2) まとめ (事例研究).....

第 3 章 まとめ.....

参考文献

用語集

第1部 オーストラリアのFTA政策

第1章 オーストラリア政府の FTA 政策の推移

1. オーストラリア政府の通商・産業政策の推移

現在、オーストラリアの FTA は、オーストラリア - ニュージーランド経済関係緊密化協定 (CER) とシンガポール - オーストラリア FTA (SAFTA) の2つがある。その他、非互恵的 FTA として、南太平洋諸国との南太平洋地域貿易経済協力協定 (SPARTECA)、PATCRA (PNG・オーストラリア通商連携協定) がある。

また、現在、米国およびタイと経済連携協定ないし FTA 締結の交渉中であり、さらには日本、中国、韓国、ASEAN 自由貿易地域 (AFTA) 等との特惠貿易協定や経済パートナーシップ協定についても検討中である。

1980 年代～1990 年代半ばのオーストラリアの貿易自由化政策は、あくまでも WTO ルールに則ったグローバルな自由貿易体制の構築が大原則であり、保護貿易主義的なブロック化につながる北米自由貿易協定 (NAFTA)、EU のような地域 FTA に対して否定的だったが、前労働党政権 (ホーク政権、キーティング政権) の唱えた多角主義 (WTO 原則) に対する政府の失望 (特に WTO の短期間での自由貿易導入の失敗に対する失望)、AFTA - CER の FTA 案がアジア諸国の一部の国々から拒否され (2000 年)、アジアとの経済緊密化促進が実現しなかったことや、「スタンドスティル」(貿易・投資自由化過程において保護水準を高めるような措置を控え、既存規制を現状維持すること) を柱の一つとする APEC ボゴール宣言等を反映して、急速に二国間・地域 FTA に対する関心が高まり、特に 2000 年 12 月の WTO シアトル会合後は、二国間 FTA の積極化が顕著になってきた。

さらに、ハワード政権下でオーストラリアが、歴史的な同盟国であるニュージーランド、米国、英国、シンガポール、またはオーストラリアの援助を受ける南太平洋諸国と安全保障・外交政策面での統合を強めているという傾向は、貿易をはじめとした経済面以外の要因にも帰依している部分が多い。特に 2001 年の米国テロ事件やアフガン戦争、イラク戦争、近隣ではソロモン諸島の不安定といった安全保障面を含めた緊密化といった要素を含む、いわゆる「第3の選択肢」¹ (この選択肢を外務貿易省は 1993 年当時、「受け入れ難い」と非難した) と呼ばれる、ある特定の範囲内の国々 (特に米国) との貿易や経済のみならず他の要因も含めた相互補完的な二国間自由貿易に目を向けることになった。

¹ 1 番目の選択肢は多角貿易、2 番目の選択肢は地域貿易。

2. オーストラリア政府の政策転換の経緯

1980年代および1990年代初頭のオーストラリアでは、労働党政権がアジア地域との関係強化を志向しながら、多角的貿易自由化の動きの頂点としてAPECの確立に貢献的な立場を示した。関税引き下げや保護貿易主義的体制撤廃のために多くの優先的政策を実行してきた。

オーストラリアの多角的貿易自由化に向けた政策は、労働党ウィットラム政権による1973年の関税25%切り下げを除き、1983年～1991年に立案・実施されてきた。これにより、主要品目の関税は自動車・同部品、繊維・衣類・履物(TCF)を残すのみとなった。それ以来は生産性委員会(Productivity Commission、連邦政府の諮問機関)がこれら製品の関税切り下げを強く要請しているにも関わらず、政府は今後の大幅な関税の改正を2010年まで据え置いている。以下に、ここ10年間のオーストラリア政府の通商政策の変遷を示す主要な発言やレポートを挙げる。

【1993年：労働党政権】

1990年代初頭までには、オーストラリア政府はGATTラウンドが不成功に終わった場合に頼みの綱となる地域貿易協定(RTA)について調査を始め、NAFTAによる打撃の防止に努めるようになった。1993年、労働党キーティング政権下の外務貿易省は、RTAがオーストラリアに与える影響に関するレポート『RTA - その影響とオーストラリアの選択肢(Regional Trade Agreements - Implications and Options for Australia)』を発表した。レポートは以下のような記述で結ばれている。

“オーストラリアの国益は、開放的な多角的貿易体制の継続および拡張の促進によって、最良の形でもたらされる。だが、我々の懸念はそのような貿易促進協定ではなく、明白に特惠的な経済協定にある。これらの協定は特に欧州で広く深く浸透しつつあるが、北米やその他地域にも広がってきている。RTAがオーストラリアに与える影響を考えると、オーストラリアはRTAに即時に参加する必要はないと考える。オーストラリアは、多角的貿易体制が失敗し貿易差別が増加した場合の残された道「特惠貿易」の選択肢に注目し続ける必要がある。だが、特惠貿易の形が明らかになるまでは、具体的な応答の画策は避けるべきである。賢明な方法は、特惠貿易の選択肢も考慮の対象に含めたまま、無差別的貿易自由化の促進を二国間・複数国・多角の面から進めていくことである”

レポートではその他にも、「NAFTAへの参加や米国との相互補完的な協定は、オーストラリアの対日本、対中国関係に影響を及ぼすのではないか」といった懸念や、「ASEANとの特惠貿易協定は、双方にも特段の貿易機会を提供しないと考えられる」との意見が述べられている。

【1996年：自由党・国民党連立政権】

1996年までには、新政府(ハワード政権)が、ウルグアイ・ラウンドの成功にも関わらず、特惠的なRTA、特にCER-AFTAについて活発な調査を始めるようになった。外務貿易省が1997年に発表した

『貿易の成果および目標の声明 (Trade Outcomes and Objectives Statement)』には以下のような記述がある。

“ 多角的貿易交渉についてこれといったラウンドは実施されておらず、政府は二国間・地域レベルでの貿易促進に努力を傾ける事になった。CER によって築かれた基盤に基づき、CER - AFTA 間の正式な貿易促進がスタートした ”

オーストラリア政府は、あくまで多国間における貿易自由化を原則としつつ、こうした二国間の貿易自由化により多国間貿易自由化を補完していくというアプローチは手法の問題であり、オーストラリアが貿易自由化の積極派であることは一貫していると強調している。

この「貿易促進アジェンダ」(Trade Facilitation Agenda) は、非差別的なものであり、開放的多角的貿易体制を補完するアジェンダとなるものであった。政府の主な貿易目標は、主要市場での高関税・非関税障壁の縮小・APEC 強化・多角的貿易交渉の再強化であった。

【1997 年：自由党・国民党連立政権】

だが、1997 年 8 月には、ハワード政府によって初めての外交・貿易白書が発表され、以下のとおりオーストラリアの貿易戦略が初めて正式に明かされた。

“ オーストラリアの国益増大のため、二国間貿易協定を重視する。二国間貿易は、地域・グローバル貿易の代替ではなく、政府の対外・貿易政策戦略の基盤となる ”

【1999 年：自由党・国民党連立政権】

1999 年までに、オーストラリアの多角貿易から二国間貿易への方向転換は完全に確立化された。1999 年 8 月、ハワード首相はニュージーランドのシプレー首相とともに共同表明を発表し、両国の公式な RTA 政策を明らかにした。

“ ニュージーランドとオーストラリアは、国内輸出業者のより良い市場アクセスの取得、より迅速な経済成長、より力強い雇用成長を目的に、単独経済体あるいは地域グループとの FTA が多角貿易よりも速く深く自由貿易を浸透させる場合、その協定を積極的に推進する。このような協定は、CER を支援し、かつ WTO に準拠した原則に基づくものでなければならない ”

【1999～2000 年：自由党・国民党連立政権】

1999～2000 年、政府は CER - AFTA 連携を検討中ではあったが、WTO シアトル閣僚会議における多角的貿易交渉にも強く注目し、多角的貿易協定の選択肢にオープンな構えであった。しかしながら 1999 年 12 月の WTO シアトル会議は完全に失敗し、ベイル貿易相は強い失望と批判の念を表した。

“ WTO シアトル閣僚会議は、新ラウンド開始に関して何も決議されないまま閉会した。私はこの結果に失望した。最終的に、我々は広範囲かつ複雑な問題について合意に達するだけの十分な時間を得ることができなかった。オーストラリアは、過積荷なアジェンダよりも、むしろバランスの取れた実現可能な規模の協定の方が容易に達成できるとの姿勢であったので、狭義的な市場のアクセスに焦点を絞ったラウンドを支持していた ”

シアトル会議失敗の直後、ベイル貿易相は特別委員会を結成し、2010 年まで AFTA - CER 間の自由貿易連携が可能であるかの調査に乗り出すことを発表した。その後の記者発表では、フィッシャー元副首相兼貿易相を特別委員会のオーストラリア代表に指名すること、および WTO ラウンドが実行されない中、オーストラリアは AFTA - CER 間協定を WTO の枠組みの外で、貿易交渉の場を作り上げるための交渉軸とすることを伝えた。

“ 政府は、シアトル閣僚会議での WTO 交渉の後退を甘受しない。我々は新しい輸出機会を捜し続ける ”
(ベイル貿易相)

しかしながら、2000 年 10 月にチェンマイ (タイ) で開かれた AFTA ・ CER 閣僚会議では、特別委員会のレポートをもとに「AFTA - CER の FTA は困難」との決議に達し、さらにトーン・ダウンされた協定「Closer Economic Partnership」(経済緊密化パートナーシップ - : CEP) への働き掛けが決定された。これは、オーストラリアにとって大きな後退であった。ベイル貿易相代理ヒル上院議員の、ピーター・クック影の貿易相への議会答弁は以下のとおり。

ピーター・クック影の貿易相

“ 政府は先週金曜日にチェンマイで開かれた ASEAN 諸国経済閣僚の協議目標を吹聴していたが、それらは ASEAN 地域 - オーストラリア・ニュージーランドの FTA 交渉 - これは地域の経済成長に 900 億ドルもの注入価値がある - のゴーサインを得ることができたのか？ 政府はそれに失敗したのではないか？ Australian Financial Review 紙には、「ベイル貿易相は (中略) 貿易トロフィーを欲しがっている。だが、彼は象を捕らえる代わりにネズミをつかまえ、それらには何の違いもないと公言している」と書かれているのではないか？ オーストラリア政府はなぜこの案に支持を得ることが出来なかったのか？ ”

ベイル貿易相代理ヒル上院議員

“ ASEAN 諸国との FTA が容易でないことは認識されている。オーストラリアは、より開放された市場がさらに多くの貿易を導き、ひいては相互利益をもたらすという見解であったが、ASEAN 諸国にその考えを理解してもらうことは非常に難しいことが分かった。ベイル大臣は、状況を大きく前進させたものの、決して必要レベルに達したわけではないと考えているようだ。従って我々は、経済成長の維持・貿易拡大による恩恵取得のためにも、CER - AFTA 協定の交渉・追求を継続する ”

【2000年～：自由党・国民党連立政権】

このような失敗の後、間もなく政府は相互補完的な自由貿易政策へと変更し、「like-minded」(同じような見解)の国・地域とのFTAを活発に探索するようになった。そして政府は、2000年にはシンガポール、2002年にはタイ、米国とのFTA交渉開始を発表した。

2003年には、オーストラリア政府はWTO原則を貿易戦略ベースとしていたものの、多角的貿易体制に公然と不満を示すようになった。ダウナー外相は最近の演説で、国際機関との関係について以下のように語っている。

“多角主義は、共通分母の最も少ない国際主義であり、効果が少なく焦点の定まらない政策の同義語となりつつある。多角主義がオーストラリアを含む国際社会の利益に貢献するためには、より結果を重視する必要がある”

3. オーストラリアのFTA時代

オーストラリア政府は、1997年の外交・貿易白書で多角主義からの撤退を表明して以来、「like-minded」であればいかなる国ともFTAの積極的な協議を行うという姿勢である一方、WTO原則に基づいた完全なFTAのみを受け入れるという慎重姿勢も崩していなかった。

ニュージーランド、シンガポールとのFTA、米国、タイとの協定交渉、失敗に終わったASEAN諸国とのFTAの他にも、チリ、中国、日本、メルスコール、韓国などが交渉相手として挙げられた。だがこれらの国・グループのいずれも、最も進歩した2つの正式協定、非互惠PACER(太平洋諸国経済関係緊密化協定。調印されたものの、交渉スケジュールは未定)・オーストラリア-日本間で調印された経済枠協定との正式交渉を導くことはなかった。

オーストラリア政府は、シンガポール、タイがオーストラリアと重要な貿易関係をもつにも関わらず、オーストラリア米国自由貿易協定(AUSFTA)の交渉に最も力を入れている。この交渉は連日のメディアで報道され、オーストラリア全体に重要な意味を持つものと捉えられるようになった。オーストラリアの著名な文化人Ross Garnaut氏はこの交渉を「2つの経済大国を包含する初の大陸間FTA」と表現した。

オーストラリア憲法の下では、貿易協定締結の権限は連邦政府に委ねられており、責任の所在は外務貿易省にある。政府交渉は、FTAが有益であるか否かの経済モデルや、企業・産業からの多くの意見聴取に基づいて行われる。外務貿易省の交渉は、CER交渉での正式な二国間協議・舞台裏交渉等から得られた経験に基づく型をベースに行われている。交渉中には様々な関係者から案、コメント、批評が募られ、当事者達には定期的に最新情報が提供される。多くの国際交渉と同様、交渉は公開ベースではなく機密ベースで行われ、最終決定された協定のみが公表される。

交渉が成立した際には、1996年の連邦政府政策に基づき、成立した協定のすべてが議会の協定共同常設委員会(Joint Standing Committee on Treaties : JSCOT)の審議を受けることになる。この委員会

は通常、政府が協定を行使すべきか否かについての進言を行っている。

JSCOT での審議プロセスが重要であるのと同様、協定において立法変更が必要な場合は、通常のプロセスによる議会通過が必要となる。SAFTA の例においても、シンガポール関税に関する関税法立案において議会承認が必要とされた。政府が協定実施の手続きを踏む際には、必要とされる立法・行政の変更がすべて事前に完了されていなければならない。

FTA に関連する法案は、議会両院の承認を得てから最終的に法律化される。だが FTA 自体は、法律変更の必要性が生じない限り、再交渉や更新が可能である。誓約は取り消されることはないが、新分野の追加や自由化の拡大は期間を通して可能である。SAFTA・CER には、経済連携拡大を目的に協定の定期的改新・改善・再交渉を可能とする条項が含まれている。

4. オーストラリア政府の FTA に関する見解

オーストラリア政府は、FTA 交渉に莫大な財源と人材を投入している。そして、これまですでに多くの費用・便益レポート、Parliamentary Committee や Productivity Commission のレポート、外務貿易省後援の経済研究、ABARE 報告書、その他民間シンクタンクや学界によるレポートが作成されている。政府は、FTA 交渉過程において、企業、学界、非営利団体（NPO）、社会グループ等の意見を取り込む姿勢である。

自由貿易交渉に携わる主要機関は外務貿易省である。外務貿易省は様々な部門に分かれて交渉に携わっているが、中心は貿易交渉局（Office of Trade Negotiations : OTN）であり、主に AUSFTA および WTO 交渉の調査を行っている。また、貿易開発部門（Trade Development Division）のアジア貿易タスクフォース（Asia Trade Taskforce）はタイ、シンガポールとの貿易交渉を担当し、その他の二国間協定には担当の二国間部門が設置されている。

だが、政府は FTA に関し「whole-of-government」（政府全体での）アプローチを取っており、すべての省が実質的には何らかの形で自由貿易交渉に関わっている。AUSFTA に関わる機関は以下のとおり。

- Department Agriculture Fisheries and Forestry（農林水産省）
- Attorney-General's Department（司法長官局）（著作権問題）
- Australian Consumer and Competition Commission（オーストラリア消費者・自由競争委員会）（競争問題）
- Department of Communications, Information and technology and the Arts（通信・情報技術・芸術省）
- Customs（税関）（実施問題）
- Environment Australia
- Department of Health and Ageing（保健・高齢者担当省）

- Department of Industry Tourism and Resources (産業・観光・資源省)
- Intellectual Property Australia Austrade, Department of Communications, Information Technology and Art (通信・情報技術・芸術省 Austrade オーストラリア知的財産)

【肯定的な見解】

各省は当時の政権方針に従い政策綱領を打ち立て、その施行に責任を持つ。FTA に関しては、現政府 (自由党) がベイル貿易相の後援のもと政策を打ち出し (AUSFTA は重要性が高いため首相も密接に関わっている) 外務貿易省が交渉・行政を行っている。

なお、オーストラリア政府の FTA への見解は以下のとおり。

ベイル貿易相 (2002 年 7 月 31 日の Asia Pacific Council での演説)

“ オーストラリアの貿易戦略は、全体的には多角・地域・二国間におけるすべての機会を追求することにある。それらの機会は相互補完的なものであり、究極的には WTO のもとで現在進行中のグローバルな貿易交渉を支援するものでなければならない。WTO 交渉は世界貿易自由化の追求に最良の方法であるため、我々は WTO 交渉に十分な努力を注ぎ続ける。我々は多角的交渉のアジェンダに対し積極的なアプローチを取ると同時に、二国間交渉のアジェンダに対しても肯定的である。我々は、他の交渉では時間内での実現が不可能な自由貿易交渉に対してもオープンな姿勢を取る ”

外務貿易省

外務貿易省は、FTA の交渉、調査、行政を担当する。省内には、貿易交渉局と貿易開発部門と呼ばれる 2 つの部門が設置され、FTA の交渉調整や調査を行っている。また、外務貿易省は、国際経済センター (Centre for International Economics) や Access Economics などの民間専門機関の協力や、モナッシュ大学のオーストラリア APEC 研究センター (The Australian APEC Study Centre) による FTA 締結にかかるコストと享受しうる便益についての分析協力を得ている。

外務貿易省の地域 FTA の責任者、ジョン・リチャードソン氏は 2002 年 7 月 31 日、「私自身は貿易開発部門の APEC・地域的貿易政策支局 (APEC and Regional Trade Policy Branch) で取り扱われるシンガポール、米国との FTA 交渉に関与している。この交渉は、比較的締結の見通しの高いものである。一方、タイとの FTA や、中国、韓国、日本との交渉は、アジア貿易タスクフォースが担当している」と述べている。

オーストラリア連邦議会

オーストラリア連邦議会には、寄せられる質疑の応答・解決を行う諸委員会が設置されている。これらの委員会は、意見聴取、証人審理、証拠調査、問題についての詳細協議、結論公表などを行っている。委員会は通常、担当分野に関するレポートを作成し、情報開示の為の時事記録を取っている。

2001 年、JSCOT は、レポート『誰が WTO を恐れるのか？ オーストラリアと WTO (Who is afraid of WTO? Australia and the World Trade Organization)』を作成し、以下のように記述している。

“ 委員会は、連邦政府が WTO Committee on Regional Trade Agreements (RTA の WTO 委員会) に積極的に参加し続け、他の貿易システムが市場アクセスや経済恩恵の拡大をオーストラリアに的確な速度で提供できない場合、RTA の追求を推奨する ”

【否定的な見解】

政府の FTA への積極姿勢にも関わらず、FTA の利益について反対または警戒的な立場を取る政府官僚や学者達は少数であるが増えつつある。これらの懐疑論者達は、主に 3 つの方面で反対の姿勢を取っている。

- 1 . WTO が目的となるべきである。WTO は、FTA が財源・人材・専門者達を WTO から隔離するものであると強調している。原産地規制の複雑な規約は、保護貿易政策が形を変えたものに過ぎない。
- 2 . FTA は国内のミクロ経済改革の必要性を無視または軽視している。ミクロ経済改革は、差別的 FTA よりもはるかに恩恵的なものである。
- 3 . 政府の FTA 調査には誤りがある。民間機関の調査報告書では政府報告書とは逆の分析が行われている。分析の性質とは複雑なものであり、信頼性の高い説ほどそれを証明するのが難しい。

特に第 3 の見解に基づく反対の声は増えており、FTA 交渉の基盤となった、外務貿易省の外部コンサルタント作成の『経済的影響に関する報告書 (The economic impact statements)』の信頼性への疑いは強まっている。生産性委員会やオーストラリアの著名な学者 Ross Garnaut 氏は、「FTA によって貿易機会は分散し、ミクロ経済改革への注意は払われなくなり、オーストラリアの経済恩恵は減少する恐れがある」と強く述べている。

生産性委員会

生産性委員会は、連邦政府のミクロ経済改革全般における主要顧問委員会である。同委員会は、最近外務貿易省に提出した『多角貿易交渉に対する意見書』において、オーストラリアの RTA への参加メリットについて次のように述べている (2001 年 7 月)

“ 委員会は、加盟国間での特恵的関税引き下げを含む RTA は、恩恵的效果あるいはその逆の効果を加盟国や第三国にもたらすものと認識している。相互特恵関税は新しい貿易を生み出す可能性があるという点では加盟国に利益をもたらす。しかし、より高い利益をもたらす第三国を加盟国から遠ざけ、利益の少ない協定国との貿易に接近させるという点では、加盟国や第三国に不利益をもたらす。利益、不利益のどちらが強くなるかは経験によって知るしかない。また、オーストラリアの特恵的な新しい貿易相手国が、これまでオーストラリアが関税で得ていた歳入に見合うだけの貿易価格を提示するかなどの諸問題についても考慮の必要がある ”

生産性委員会は RTA の数例に批判意見を寄せている。以下は、委員会が外務貿易省の委員会に提出し

た意見書の一部である。

“ その例は、日本 - シンガポール間の RTA にある。この協定は、従来の貿易協定と全く異なるもののように見える。これまで多角的アプローチによる貿易自由化の最も堅固な擁護国であった日本は、シンガポールを RTA の最初のパートナーに選んだ。何故なら、2ヶ国間では物品貿易はそのほぼ全てが実質的に無関税であり、農産物貿易も最小限の規模であるからである。その代わりに、この貿易協定案は、「新時代」分野のサービス・投資・両国政府間協力・e コマース等の改革に焦点を当てている ”

“ この協定モデルを、物品貿易がまだ十分に自由化されていない貿易相手国に当てはめるのは危険である。このモデルは表面的には「新時代の貿易協定」が新時代の問題に焦点を当てるという点で魅力的なものではあるが、関税障壁が高い分野は多角貿易のラウンドへ取り残されることになり、(メリットの大きい分野の)「つまみ食い」が生じることになる。ウルグアイ・ラウンドが完全決議された一つの理由は、この会議が「一括受諾方式」に基づき多種分野の関税障壁問題に取り組んだことにある。これにより各国は、主要産業(農業等)においてよりメリットの高い分野を保護するために重要でないと見なされた分野も生かすことができたのである。包括的 WTO ラウンドで、全ての当事者から困難と見なされるような貿易アジェンダが生じた場合、可決の可能性は少なくなる ”

“ したがって、オーストラリアは以下の3つの理由からも、多角貿易交渉の新ラウンドに参加する際は敏感な立場の産業分野を除外するような RTA への加盟には注意するべきである “

- 敏感な立場の産業分野を除外するような RTA は、現 WTO 原則に反する
- 敏感な立場の産業分野を除外するような RTA は、我が国の経済利益に貢献しない
- 敏感な立場の産業分野を除外するような RTA は、(メリットの高い分野の)「つまみ食い」を生じ、多角貿易ラウンドの成功のチャンスを消してしまう恐れがある。

さらに Productivity Commission は、WTO 規約には該当しない副次的協定を含む FTA についても以下のような批判を下している。

“ その他オーストラリアが懸念すべき事項には、米国や日本のような貿易大国が二国間・多角(貿易)フォーラムにおいて、多角的貿易の背景とは一線を画する方法で交渉権力を行使しているということがある。例えば米国は、NAFTA の副次的協定に続き、それと似たような環境・労働標準に関する条項をヨルダンとの二国間貿易協定に含めることに成功している。当時、WTO 加盟国は、このような条項を貿易協定に含める事に強く反対した。米国では、このヨルダンとの協定はまだ批准されていない。もしこの協定が批准されれば、米国はそれを他の将来的な二国間貿易交渉で先例として利用することが可能となる。国際フォーラムの公正性を保つため、オーストラリアは二国間・複数国貿易協定での(副次的)条項に対し、それらは「多角貿易に不利をもたらす」という正当な理由から、その黙認に十分警戒すべきである ”

また、Productivity Commission は、物議を呼んだある学理的新レポートにおいて、「多くの FTA は、協定加盟国との貿易よりもはるかに低いコスト実現が可能な第三国との貿易機会を隔離することになっている」という説について、量的証拠を挙げている。

“ 二国間協定は複数国協定と比べ、加盟国の貿易収支により多くの悪影響を与える ”

『The Trade and Investment Effects of Preferential Trading Arrangements-Old and New Evidence (特恵的貿易政策 - 新旧にわたる証拠)』(2003 年 5 月、Productivity Commission による)

(注) この説は、「内部特恵貿易協定の影響は、少数国での協定における多大な標準誤差により、不正確に見積もられている」という事実によって裏付けされている。

また、この研究ではサービス・投資などの非貿易条項においても、「それらが特恵的である場合は実際何の恩恵ももたらさない」という説が打ち出されている。

“ 特恵貿易協定の性質上、協定国での投資が、より低コストの第三国での投資より優先視されることになる。これは有害なことである ”

オーストラリア労働党 (ALP)

ハワード政府の FTA への強力な肩入れとは対照的に、野党の労働党は FTA への反対姿勢を貫いてきた。クレイグ・エマーソン影の革新・産業・貿易大臣は、わずか 5 ヶ月前に「労働党が政権を握った際は、社会とつながりの深い方面に特権を設けようとするような (FTA) 交渉は阻止する」と述べている。労働党は特に、外国投資審議会 (Foreign Investment Review Board) や映画・テレビ・ラジオへのオーストラリア国民の趣意に関する規則、薬事手当スキーム (Pharmaceutical Benefits Scheme) 等を脅かすような協定を懸念している。労働党や他野党は上院で勢力均衡権を保持するので、労働党の FTA への反対は、関税法 (Customs Tariffs Act) 修正の通過を困難とするのではないかと見られている (だが、SAFTA は、議会を通過したので、それは全く不可能というわけではない)。

労働党は、最近の声明で FTA への姿勢を否定から中立へと変化させている。これは、労働党の政策スタンスが FTA 賛同の方へ大きく傾いた事を示唆している。サイモン・クリーン党首は、「野党は、FTA がドーハ閣僚会議に準拠し、オーストラリアの農場経営者にとって公正な協定であり、薬事手当スキームの基本的性質を保持し、交渉プロセスが開放的・透明なものであれば、それを支持する」と述べている。

しかしながら、労働組合は、依然 FTA への反対立場を維持している。2003 年 8 月の労働党年次会議で発表された労働党貿易政策の声明では、以下のような内容が述べられている。

“ ハワード政府は、オーストラリアの貿易政策を、アジア太平洋地域の数カ国との二国間 FTA の積極的
追求の方向に傾かせた。中でも米国との貿易交渉は、米国が世界的権力を備えていることや、オースト

ラリア経済の規模は米国のペンシルバニア州の経済規模にしか匹敵しないという点からも、非常に重大なものである。ACTU（オーストラリア労働組合評議会）は、（労働党の貿易）政策とは一致しないオーストラリア - 米国間の FTA には反対である”

労働党の FTA に対する貿易政策

- (a) 貿易協定への I L O 原則（労働基準）の条項の盛り込み
- (b) 貿易協定への環境標準の編入、および「多面的環境協定における規則は、FTA による規律自由化においても優先される」という認識
- (c) 公共サービスおよびその他の国家的・社会的重要なサービスを FTA から除外する
- (d) ライセンス取得要請、技術規格、資格要求、保健安全保護施策、動植物保護、環境等の事項を、「貿易への影響が最低限となるための（least trade restrictive）」テストの対象外とする
- (e) 「低賃金輸出国で部分的に製造される物品は、製造過程の 50%以上が国内で行われていなければならない」という、「原産地規制（Rules of Origin）」を適用する
- (f) オーストラリアの平均関税率が既に 3.7%である事に注目し、現在の関税率・制限範囲を凍結する
- (g) ダumping防止に効果的な条項を発令し、関連申し立てに対する迅速な処理を行う
- (h) 政府の調達・競争政策および海外投資での制限事項を FTA から除外する
- (i) オーストラリアの検疫規則・薬事手当スキームを継続的に二国間 FTA から除外する
- (j) 発展途上国への特別・差別的待遇に関し好条件の条項を設置し、途上国の貿易協定の義務遂行を可能とするよう、開発支援・技術援助を拡大する
- (k) 発展途上国の低コスト薬剤へのアクセス拡張のため、Trade Related Intellectual Property Rights Agreement（貿易関係の知的所有権に関する協定）を修正する
- (l) 国家利害を超えて得られた作物キャッシュ利益を、発展途上国の小農・栽培者・農業労働者に再分配する
- (m) FTA における争議の解決策（公聴会、協定調印国政府への争議開始権利における制限、労組・非政府組織による介入または法廷助言者の権限に関する条項等）の改正を行う
- (n) オーストラリア政府議会の FTA に関する審議プロセス（議会の交渉監督、オーストラリアの提案公約の公聴会、FTA 採択の議会投票等）の改善を行う

だが、労働組合の姿勢および労働党の基本的見解は「FTA に反対」となっている

Ross Garnaut 教授

労働党ホーク元首相の元政治顧問 Ross Garnaut 教授は、オーストラリアの FTA 政策に批判的であり、最近の論文で以下のように語っている。

“(多角貿易自由化の)弱体化は、最近のオーストラリアの政策論議において貿易相手国との「狭義的な互惠主義」が顕著となるにつれ、更に進んでいる。そして、2000 年 12 月に米国との FTA 追求の可決を導いた政策作成のプロセスは、この弱体化をさらに複合化することとなった。この可決においては、公

共機関さえ経済効果調査書を発表することなく、独立的で透明な分析は行われなかった。この可決の正当性は、非常に範囲の限られたコンサルタント調査に頼るのみであった”

『Uldorama への鎮護歌：単調ではあるが有意義な人生』 Committee for Economic Development of Australia (オーストラリア経済開発委員会 - CEDA)の2003年6月5日貿易フォーラム「New Horizons in Trade : The WTO Round and Australia's Free Trade Negotiations in Post Iraq 2003 (貿易の新地平線：2003年イラク戦争後における WTO ラウンドおよびオーストラリアの FTA)」

Garnaut 教授は、その後の発言で、多数の独立的研究の信頼性を（特に第三国との貿易遠隔化についての研究が欠如しているという点において）疑っている。教授は、政府は交渉前の分析に頼るのではなく、交渉から生じる条件についての独立的かつ透明な分析を Productivity Commission に行わせるよう、強く主張している。

第2章 FTA締結状況および交渉の進捗状況

1. ニュージーランド：CER

(1) 二国間関係

オーストラリアと隣国ニュージーランドの間には、1983年1月1日に締結された『経済緊密化協定』(Australia - New Zealand Closer Economic Relations、以下 CER) と呼ばれる貿易協定がある。

この両国には、歴史的に英国を宗主国とする英連邦国家としての国の成り立ちや太平洋地域に存在する数少ない白人文化圏国、同様の政治体制、行政制度や司法体系等を有する等の深い共通点がある。また、貿易面でも、世界の主要農産品輸出国であり、輸入では工業製品の占める割合が高いという共通した貿易パターンを持ち、両国の貿易では共通する産業部門の商品の交易が主流となる等、日本等との補完交易とは対照的な交易関係にある。

二国間の貿易協定は、1922年に結ばれたものがその端緒であったが、両国にとって共通の安定した輸出市場であった英国が EEC 加盟への動きを示す 1960 年台半ばまでは、貿易問題は双方の協定の優先事項とはならなかった。英国の EEC 加盟が決定した時、両国は英国に代わる販路の開拓を迫られ、両国間にもお互いの貿易障壁を取り除く話し合いが持ち上がった。こうして締結されたのが、CER の前身であり、1965年に締結されたニュージーランド・オーストラリア自由貿易協定(NZAFTA)であった。しかし、この協定では、原則として、お互いの輸出品目は自由化せず、ある品目を自由化リストに少しずつ加えていくという、ポジティブ・アレンジ方式であった。このため、両国の貿易大臣は自由化のたびに各業界に説明して了解を受けなくてはならず、非常に非効率的であった。1970年代に入ってこの協定の見直しが行われ、その結果として落ち着いたのが現在の CER である。なお、CER 締結に先駆けて、CER 構想が両国合同首相コミュニケで発表されたが、このコミュニケでは、同構想が適切な構造で組み立てられるならば、両国の国際競争力と生活水準の向上につながるという前提に立っていた。また、両国政府は、この緊密経済化協定は、当時の GATT (関税と貿易に関する一般協定：現在の WTO) が唱える無差別自由化およびその他の多国間、二国間貿易協定に矛盾しない形での創設となるもので合意していた。

貿易

表1 オーストラリアの対NZ貿易(単位:100万豪ドル、%)

年度	輸出			輸入			貿易収支
	輸出額	構成比	順位	輸入	構成比	順位	
1980/81	915.5	4.8	3	636.2	3.4	6	279.3
1981/92	1,035.9	5.3	3	726.2	3.2	6	309.7
1982/83	1,155.1	5.2	4	694.3	3.2	6	460.8
1983/84	1,386.3	5.8	3	910.2	3.9	5	476.1
1984/85	1,541.6	5.2	3	1,104.2	3.8	5	437.4
1985/86	1,505.6	4.6	3	1,454.4	4.2	5	51.2
1986/87	1,775.9	5.0	3	1,432.0	3.9	6	343.9
1987/88	2,181.0	5.3	3	1,733.0	4.3	6	448.0
1988/89	2,221.0	5.1	3	1,970.0	4.2	5	251.0
1989/90	2,616.0	5.3	4	2,173.0	4.2	5	443.0
1990/91	2,545.0	4.9	5	2,150.0	4.4	5	395.0
1991/92	2,830.0	5.1	5	2,399.0	4.7	5	431.0
1992/93	3,365.0	6.5	5	2,785.0	4.6	4	580.0
1993/94	4,009.0	6.2	4	3,201.0	5.0	5	808.0
1994/95	4,791.2	7.1	3	3,553.9	4.8	6	1,237.3
1995/96	5,608.5	7.4	3	3,591.2	4.6	6	2,017.4
1996/97	6,213.7	7.9	3	3,685.3	4.7	6	2,528.4
1997/98	5,662.1	6.5	4	3,723.3	4.1	7	1,938.8
1998/99	5,828.0	6.8	4	3,949.9	4.0	6	1,878.1
1999/00	6,732.9	6.9	4	4,374.7	4.0	6	2,358.2
2000/01	6,875.4	5.8	4	4,566.1	3.9	7	2,309.2
2001/02	7,654.6	6.3	5	4,740.3	4.0	6	2,914.3
2002/03	8,093.4	7.0	5	5,019.8	3.8	6	3,073.6

(出所) オーストラリア統計局 (ABS)

表2 オーストラリアの対NZ サービス貿易（単位：100万豪ドル、％）

年度	輸出			輸入			貿易収支
	輸出額	構成比	順位	輸入額	構成比	順位	
1994/95	1,254	6.1	5	950	4.2	6	304
1995/96	1,418	6.1	4	1,063	4.6	6	355
1996/97	1,666	6.9	4	1,149	4.8	6	517
1997/98	1,794	7.1	4	1,360	5.2	3	434
1998/99	1,821	6.9	4	1,451	5.2	5	370
1999/00	2,041	7.2	4	1,543	5.2	5	498
2000/01	2,218	6.7	4	1,738	5.4	5	480
2001/02	2,168	6.9	4	1,613	5.0	6	555

（出所）オーストラリア統計局（ABS）

投資

ハイレベルの経済連携を実現している CER により、オーストラリアの最大の対外直接投資国はニュージーランドであり、ニュージーランドにとってもオーストラリアは米国に次ぐ投資国である。相互の投資額は338億オーストラリアドルにものぼる。

表3 オーストラリアおよびNZ 相互の投資（単位：100万豪ドル、％）

年度	豪 NZ			NZ 豪		
	投資額	比率	順位	投資額	比率	順位
1993/94	11,023	6.8	7	8,355	2.1	4
1994/95	13,783	7.9	6	10,025	2.3	3
1995/96	14,107	7.6	7	9,260	2.0	3
1996/97	13,735	6.2	8	9,437	1.8	4
1997/98	14,504	5.0	8	10,567	1.8	3
1998/99	16,533	5.4	8	10,766	1.7	3
1999/00	19,815	5.2	7	13,861	1.9	4
2000/01	21,755	5.2	9	12,063	1.5	4
2001/02	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.

（注）投資額は各年度末（6月末）の残高

（出所）オーストラリア統計局（ABS）

(2) 締結の目的

CER 協定書第 1 条では、協定締結の目的が次のように謳われている。

- ・ 両国間の広範な関係を強化する。
- ・ 両国間の相互の利益につながる自由貿易の拡大を通じて、より緊密な経済関係を開発する。
- ・ 協定で合意した期限内に、漸進的に、継続的に、最低限の障害で貿易障壁を取り除く。
- ・ 公正な競争条件の下で両国間の貿易を促進する。

(3) 現時点での達成内容

1983 年の締結後、CER 協定全般の公式の見直しは、1988 年、1992 年、1995 年に行われた。両国政府は 1995 年、以降の見直しを年次貿易相会議で行うことを決定した。見直しで検討された主な事項は下記のとおり。

貿易の自由化

CER 原産地規則の範囲内ですべての関税、数量制限を撤廃し、商品貿易の自由化を達成する。達成期日は 1990 年 7 月 (当初は 1995 年) とする。

サービス貿易

1983 年協定のカバーする範囲を拡大し、サービス貿易を含むようにする。

ハーモナイゼーション規定

検疫、税関、基準、ビジネス法等、商品・サービス貿易の自由化に影響を与える一連の非関税措置を統一させるハーモナイゼーションを規定する。

(4) 見直しの実施

貿易の自由化

締結時の 1983 年当時は、特定品目リストに挙げられている商品を除くほとんどの輸出入品目の関税を 1988 年までに撤廃すること、数量割当を 1995 年までに撤廃することを取り決めていた。実際には、1988 年の見直し時には関税を撤廃、数量割当も予定より 5 年早い 1990 年 7 月 1 日までに撤廃した。

こうした協定の順調な進行により、両国間の貿易は 1990 年 7 月に完全自由化を達成した。両国政府は CER を、持続性のある純粋な経済統合を生み出した二国間貿易協定の中でも非常に成功したケースであると見ている。オーストラリア政府の報告書では、商品貿易の完全自由化は「両国の貿易関係の分水嶺 (watershed)」となったと述べられている。

サービス貿易

サービス貿易に関しては、CER 協定にどのサービス貿易分野を含むかが両国政府によって検討さ

れ、見直しが行われたが、1995年までには完了した。

協定の議定書に含まれるのは全サービス分野とされているが、議定書に署名する時点で、両国それぞれの既存の政府規制等の理由で自由化できない分野は議定書の別添に記載するというネガティブ方式を取った。しかし、その時点で、議定書の別添記載は期限切れとされ、それ以降に生じた新規サービス分野は、自動的に議定書の本文の規定が適用される（自由化の対象となる）ことになる。

両国の非自由化分野は下記のとおりであり、1995～2000年の5年間に大幅に縮減された。

	1995年	2000年
オーストラリア	通信、空港サービス、国内航空サービス、国際航空業（旅客、貨物）、沿岸航海、放送・テレビ（海外資本金率の制限）、放送・テレビ（短波、衛星放送）、基本的健康保険、第三者保険、労働災害補償、郵便サービス	国際航空業、沿岸航海、郵便サービス
ニュージーランド	航空サービス、国際線の国内交通権、通信、郵便サービス、沿岸航海	航空サービス、沿岸航海

ハーモナイゼーション規定

両国政府は、政府規制に両国統一の基準を適用することは、双方の産業に効率性と競争力を与えて利点となること、およびそれをハーモナイゼーションで実現することが市場の雑多さと生産費の低減につながることを認識した。そのため、CER協定の第12条では、両国それぞれの基準、技術規則、検査プロセスや表示等を最大限に統一するとしてハーモナイゼーションが規定されている。その主なものは下記のとおり。

(a) 食品基準コード

それぞれの国民の健康保護と増進および二国間の食品貿易を円滑に促進することを目的に、輸入食品を含む全食品を規制する統一食品基準コードを設定する。この施行の準拠となるオーストラリア・ニュージーランド食品局法1991が制定され、この法律に基づいて、事務局オーストラリア・ニュージーランド食品局（ANZFA）が両国に設置された。ANZFAは、約6年をかけて2カ国の食品法を調整した統一食品基準コードの作成に当たり、2000年11月24日、政策策定権を持つオーストラリア・ニュージーランド食品基準協議会（ANZFSC）が同統一食品基準コードを承認した。官報公告は2000年12月末に行われ、2年後の2002年12月末より実施された。

(b) 食品検査措置の改訂

両国を原産地とする食品の輸出検査に関しては、「リスク分類」に属する以外の食品は輸出入証明書および検査要件が適用されることなく輸出入が可能となることが1996年6月に決定された。「リスク分類」に属する食品はオーストラリア検疫検査局（AQIS）の検査を受けなければならない。

(c)相互承認法のニュージーランドへの適用

オーストラリアには、商品の州間取引が各州法で規制されてきたため、さまざまな支障が生じていたが、その障害を取り除くことを目的にした連邦政府と州政府間の合意「相互承認法（Mutual Recognition Act 1992）」（連邦法）が制定されていた。この法律をニュージーランドとの取引にも適用することが合意され、同承認法をベースとした協定「トランス・タスマン相互承認合意（Trans-Tasman Mutual Recognition Agreement）」が1996年に締結された。この合意では取引の透明性を高め、イノベーションの促進やビジネスの法遵守に伴うコストの削減を図ることにより、両国の国際競争力を伸張させることを目的としている。しかし、両国それぞれの事情を勘案して、かなりの特定分野が対象外となっている。また、この合意は協定ほどの法的拘束力はない。

(d)検疫

CER 第18条では、両国はそれぞれの国民、動植物の生命や健康を保護、また絶滅の危機に瀕している原産種の動植物を保存する権利があることを認めているため、相互に輸入に対する検疫条件を主張することはできる。しかし、協定では、この検疫の原則を貿易保護の理由に使用してはならないという点で合意している。これはWTOのTBT（人体に有害な物質等以外のものを不必要な貿易障壁に使用しないこと）やSPS（加盟国が人体と動植物の検疫措置をとることができる。）の協定でも規定されている。両国は、TBT協定を共通の基準コードで管理する点では合意しているが、SPS協定では独立性を保つことになっている。

(e)通関

CER協定第21条では、通関政策と通関手続きのハーモナイゼーションでその目的が達成されるとされている。CER原産地規則等で第三国に対して共通の姿勢で対応することが両国の利益に結び付くと認識されている。

（注）CER原産地規則

CER原産地規則の条件は、国産化率が50%以上で、製造の最終工程が両国のいずれかで行われていること。

最近では、米国のソフトウェア製品を使用するコンピューターが日本企業の東南アジア子会社で製造されているという複雑なケースも見られる。両国間の貿易でも下記のような問題が懸念され、原産地規則が設定されることになった。

それは、ニュージーランドの経済規模がオーストラリアに比較して狭小で、現在合理化、特殊化が進んでいるため、それが部品輸入の増加、国産化率の引き下げにつながっている。さらに、ニュージーランドのCER協定以外での他国に対する関税率がオーストラリアよりも全般的に低いことから、他国製品がニュージーランドを經由し、CERの恩恵を享受してオーストラリア市場へ規制なしで入るようなケースのことである。この代表的なものとして中古車が上げられている。

(f) 政府調達

政府関係による製品購買、維持サービスの調達においては、お互いの自国優先を撤去して、2 カ国を共通の対象とする。

(5) 進捗状況と今後の課題

前述のとおり、CER の内容の検討と見直しは両国政府の年次閣僚会議で行う。2000 年 8 月 31 日、ニュージーランドのオークランドで年次 CER 閣僚会議が開催され、オーストラリアからはベイル貿易相、ニュージーランドからはサトン貿易相が出席した。会議終了後に発表された声明書では、「1983 年の締結から 17 年、両国政府がトランス・タスマン関係に固守し、諮問、協力、進展の強い伝統に沿って進めてきた CER は真に価値を持ったものである。現在両国政府が考えていることは、CER の次のレベルへの昇格である」とされている。

2. シンガポール：SAFTA

(1) 二国間関係

シンガポールはオーストラリアにとって7番目の輸出先である。一方、オーストラリアはシンガポールの輸出先市場としては第11番目となり、アセアン諸国の中で最も重要な貿易相手国である。シンガポールは、東南アジアの貿易・金融拠点、またハイテク工業製品の生産地であり、FTA交渉で問題化する農業部門には大きな利害関係を持っていない。また、旧宗主国であるイギリスの法律制度を受け継いでいるなど、オーストラリアと類似する点が多かったことも、FTAが成立した要因として指摘できる。ただ、オーストラリアがアジア太平洋地域での金融センターを志向していることで、今後は両国間の競争が激化する可能性もある。

物品貿易

シンガポールは、東南アジアにおいてオーストラリアの最も重要な貿易・投資相手国であり、主な輸出品は石油、機械、貴石・宝石原石、肉等、主な輸入品は、機械、石油、電気機械、化学薬品等となっている。

表：オーストラリアの対シンガポール物品貿易（単位：100万豪ドル、％）

年度	輸出			輸入			貿易収支
	輸出	構成比	順位	輸入	構成比	順位	
1994/95	3,643.4	5.4	5	2,245.8	3.0	8	1,397.6
1995/96	3,555.7	4.7	6	2,612.5	3.4	7	943.2
1996/97	3,409.5	4.3	7	2,619.8	3.3	7	789.8
1997/98	3,697.3	4.2	8	2,642.7	2.9	10	1,054.6
1998/99	3,414.9	4.0	8	2,944.8	3.0	10	470.1
1999/00	4,857.4	5.0	6	4,323.5	3.9	7	533.9
2000/01	6,009.6	5.0	6	3,898.8	3.3	9	2,110.8
2001/02	4,963.3	4.1	7	3,975.1	3.3	9	988.3
2002/03	4,642.2	4.0	7	4,384.7	3.3	9	257.6

(出典) オーストラリア統計局 (ABS)

サービス貿易

オーストラリアの対シンガポール輸出の大部分を占めているのがサービス産業であり、SAFTAの完全導入後、その割合はさらに上昇する見通しである。例として教育産業をみると、2001年にオーストラリア教育機関を利用する外国人学生の中ではシンガポール人学生が最多だった(2万908人)。また、シンガポールは2002年にはアジアにおいて日本に次ぐオーストラリア観光産業市

場となった上、オーストラリアの外国人短期滞在者のうち 5 番目に多い数（28 万 6,900 人）を占める国となっている。

表 オーストラリアの対シンガポールサービス貿易（単位：100 万豪ドル、％）

年度	輸出			輸入			貿易収支
	輸出額	構成比	順位	輸入額	構成比	順位	
1994/95	1,277	6.2	4	1,196	5.4	4	81
1995/96	1,241	5.4	5	1,237	5.3	4	4
1996/97	1,256	5.2	5	1,200	5.0	4	56
1997/98	1,197	4.7	5	1,207	4.6	6	10
1998/99	1,340	5.1	5	1,699	6.1	3	359
1999/00	1,665	5.9	5	1,934	6.5	4	269
2000/01	2,102	6.3	5	2,200	6.8	3	98
2001/02	2,160	6.9	5	2,225	6.9	3	65

（出所）オーストラリア統計局（ABS）

投資

2001 年 6 月末現在、オーストラリアの対シンガポール投資額は 139 億豪ドル、シンガポールの対オーストラリア投資額は 250 億豪ドルである。これまでのシンガポール対オーストラリア投資は不動産に集中していたが、現在は多様化が進んでおり、最近では 2001 年の Singtel 社による Optus 社買収がある。

表 オーストラリア・シンガポール間の投資（単位：百万豪ドル、％）

年度	豪州 シンガポール			シンガポール 豪州		
	投資額	構成比	順位	投資額	構成比	順位
1993/94	3,270	2.0	6	8,897	2.2	6
1994/95	4,135	2.4	6	7,844	1.8	7
1995/96	4,759	2.6	6	10,747	2.3	6
1996/97	4,205	1.9	7	10,680	2.1	6
1997/98	3,716	1.3	9	15,728	2.7	5
1998/99	4,853	1.6	8	17,839	2.8	5
1999/00	9,630	2.5	5	19,675	2.7	5
2000/01	13,890	3.3	5	25,026	3.1	5

（出所）オーストラリア統計局（ABS）

(2) 協定の概要

2000年11月のAPEC首脳会議の際、ハワード首相とゴ・チョクトン・シンガポール首相が首脳会談を行い、SAFTA交渉の開始が発表された。その後、2001年4月～2002年10月の間に10回の交渉が行われ、2003年2月17日、ベイル貿易相とジョージ・ヨー・シンガポール貿易産業相が同協定に調印した。その後協定は2003年6月30日にオーストラリア連邦議会の承認を得て、2003年7月28日にシンガポール・オーストラリア共同閣僚会議（シンガポールで開催）に出席していたダウナー外相とジャクマール・シンガポール外相の立会いのもと、第三当事者覚書が交わされ、協定が発効した。

この協定は、オーストラリアにとってCERに次いで2番目に締結された二国間FTAである。内容としては、財貨に関する無関税取引、電気通信、金融サービスや専門職サービスの市場に関する特別な扱いを含むサービスに関する市場開放の前進と電子商取引、規格、教育、知的所有権の保護、競争政策や関税手続き等についての協力と簡素化が含まれる広範かつ包括的な協定である。

なお、政府は、SAFTA交渉で得た経験を現在の米国・タイとの交渉に活用している。

(3) 経済効果

外務貿易省は交渉開始前、民間企業のAccess EconomicsにFTAに関する費用・便益レポート『The Costs and Benefits of a Free Trade Agreement with Singapore』の作成を委託した。このレポートは、交渉が中盤に差し掛かっていた2001年9月に発表されたが、SAFTAによって得られる経済効果についての十分な量的分析は行われていない。なお、民間アナリストによれば、オーストラリアにとって、法務、金融、教育などのサービス分野で年間1億2,000万ドルの法的障壁が取り除かれるとする試算もある。レポートは、通信、金融、専門職（教育、技術、法律、建築、会計）部門がSAFTAによる恩恵を受けると述べている。

レポートの総体的結論は、「サービス分野にはある程度の利益がもたらされるが、物品貿易・狭義的な意味での投資貿易に関しては、（それらは基本的には既に自由化されているため）利益は最小限のものとなるだろう」というものであった。

“従って、我々の総体的結論は、「オーストラリア - シンガポール間のFTAは、オーストラリアのサービス輸出に利益をもたらすだろう」ということである。このような結果を得るためにオーストラリアが被る経済調整コストはそれほど多くない”

レポートでは、量的な利益の可能性は挙げられなかったものの、シンガポール政府の調達市場へのアクセス・戦略的利益等のような小さな利益が多く生じると論じられている。そして最も重要な事は、レポートで以下のような説が述べられていることである。

“我々がシンガポールとのFTA締結の機会を逃せば、我が国が他国とのFTA機会追求から取り残されていくことは明らかである。このような結果には、自由化の不達成によるコストの面においても、

わが国の地域協定の目的に関する面においても、多くの痛手が伴うことになるだろう”

SAFTA の物品貿易における FTA 項目は、両国間の物品貿易はもともと規制が少なく、センシティブ分野もなかったことから、比較的シンプルな内容となった。交渉はサービス産業規制や、原産地規則、政府調達、競争政策に関する詳細項目を中心に行われた。

(4) 協定の優先達成事項

SAFTA は、物品貿易の非関税化、サービス市場へのアクセスの向上（通信・金融サービス・専門職の各産業市場における個別の協定設定等）、e コマース・規格・教育・知的所有権保護・競争政策・税関処理等の重要分野における相互協力、貿易・投資促進等についての広域かつ包括的な協定である。政府は交渉成立時、以下のような分野を優先的達成事項として定めた。

物品貿易の非関税化

(a) 物品貿易

両国は SAFTA 発効日以降、相手国からの輸入物品を全て非関税とする。これによりオーストラリア産のビール（黒ビールを含む）も他品目と同様、非関税品目となる。また両国は、両国間貿易に輸出奨励金とセーフガードを適用しないことに合意する。

(b) 原産地規則

原産地規則に基づく付加価値基準の国産化率においては、CER と同様、物品の大部分に 50% が適用される。ただし、数種類の電気・電子製品、および Tariff Concession Orders の指定品目（オーストラリア産は対象外）には 30% が適用される。物品の国産化率は（TCF 品目・乗用車・宝石類を除き）累算で計算され、製造工程に海外製造がはさまれた場合、その海外工程の前後における当該物品の所有主が同じであれば一国での製造の全工程を通して累算が適用される。各国は、適切な原産地規則が適用されるためにも原産地証明書を発行する機関を設置し、製造業者は出荷ごとに原産地に関する申告を提出しなければならない。

(c) 技術規定・保健衛生・植物衛生施策（Technical Regulations and Sanitary and Phytosanitary Measures）

この章では、両国がオーストラリア・シンガポール整合性評価相互承認協定（Australia Singapore Conformity Assessment Mutual Recognition Agreement）に基づき、自国の強制規則と同等とみなす相手国強制規則を Sectoral Annexes（各品目の強制規則の整合化協定が詳細に定められた添付書）に沿って整合化するための協定について定められている。現在、食品規格・園芸作物品目に関する Sectoral Annexes についての交渉が両国間で進められている。

(d)税関処理

両国の税関は、税関報告処理の電子化が可能となった時点でそれらの全てを速やかに行うよう働き掛け、関税各管理局と貿易者との間の申請手続きを支援するような電子システムの導入に合意する。また、両政府は税関法違反の調査/防止支援のため、両国の情報交換の促進に合意する。

(e)政府調達

両国政府機関の行う事業への入札においては、両国の入札者に非差別的内国民待遇（National Treatment）が保証される。オーストラリアはシンガポールの 47 省・機関・公共事業機関への供給において、WTO Government Procurement Agreement（GPA）（オーストラリアは非加盟）の規定に基づく内国民待遇を得ることになる。だが、オーストラリアが内国民待遇を受けるに当たり、製品・サービスの品目または貿易量制限に関する GPA 規則は適用されない。両国政府は、知的所有権の保護と入札プロセスの守秘義務を負う。この章では、中小企業支援等を含む産業開発や先住民雇用・訓練機会促進など、調達施策の対象外とされる項目についても定められている。

サービス市場へのアクセスの向上

(a)サービス一般

SAFTA のサービス貿易枠組みでは、両国は相手国事業を自国事業と対等に取り扱い（内国民待遇）、サービス供給者の市場アクセスに対する規制の撤廃に努めると定められている。この措置の対象外とされる事項は全てリスト化される必要があり、そのようなアプローチによって協定は更に自由化・透明化されたものとなる。対象外項目は全て事前に決定される必要があり、それ以外の項目は自由化されることになる。この章において（貿易）規制が完全自由化または条件締結によって自由化されたことにより、オーストラリアの広域なサービス部門は以下のような顕著な結果を得ることとなった。

(b)金融サービス

シンガポールは、金融ライセンス・保険・証券市場を含む分野での最近の規制自由化イニシアティブにおける条件を締結化した。この締結により、オーストラリアの金融サービスおよび投資家は、より確かな（透明化された）事業環境を得る事になった。また、オーストラリアの金融機関に対する大口金融ライセンス規制も、今後緩和される見通しである。

(c)法律サービス

シンガポールのオーストラリア法律事務所との共同事業設立に関する規制が緩和の見通しであり、オーストラリアの法律事務所は米国・英国の法律事務所と比較してより広範囲な事業が可能となる。シンガポールで法学位が承認されるオーストラリア大学の数も 4 校から 8 校に増え、これによりオーストラリア大学のシンガポール学生誘致率は更に高まる見通しである。また、シンガポールはオーストラリア法・第三国法・国際法と関連の法律業務におけるオーストラリア法律事務所・

法律家のアクセス自由化についての条件も締結した。

(d) 専門職サービス

シンガポールは、オーストラリアの建築設計士・技術者・会計士・監査人などの専門職者のシンガポール居住に関する規制の撤廃・緩和の項目の締結を受諾した。また、オーストラリアの専門職企業・団体にシンガポールの同種企業・団体との相互承認協定（MRA）の交渉を可能とする枠組みも設けられている。現在、オーストラリアの建築設計士や技術者は、登録・資格に関する MRA に向けて働き掛けている。

(e) 教育サービス

シンガポールは、一部を除く全ての大学・成人教育・職業・技術訓練に内外国待遇および市場アクセスを適用する働き掛けを行っている。これによりオーストラリアの教育事業者は、規制自由化の下でのシンガポール学生への教育サービス提供が可能となる。また、シンガポール政府支給の奨学金のオーストラリア大学での使用に関しても、その規制が撤廃された。

(f) 環境・その他サービス

環境サービス部門は、廃水・有害廃棄物の分野における若干の制限を除き、オーストラリア事業に開放された。また、シンガポールは、建設・スポーツサービス・コンピュータとその関連サービス・運輸補助サービスのようなオーストラリア輸出業者の関心の対象となる部門にも完全市場アクセス・内国民待遇を適用する。

重要分野における相互協力、貿易・投資促進等

(a) 投資

SAFTA によって、オーストラリアのシンガポールへの投資環境は改善された。オーストラリアの投資家は、特別な分野を除いてシンガポールの競合企業と対等の内国民待遇を受ける。また、シンガポール政府の関連企業への投資制限の詳細もさらに透明化される。オーストラリアの投資家は収用保護も受けることになり、収用またはその他損失を被った場合は補償を得る権利を有する。オーストラリアの海外投資監視制度・一部企業（テルストラ、カンタス等）の外資所有に関する規制は維持される。

(b) 通信サービス

SAFTA には、WTO 協定の下に著しく緩和された両国の通信事業規制に関する規則が定められている。通信サービス規制機関は取引条件や規格の承認・争議の判決・解決等に関する決議を適切な方法によって表し、透明性をもった業務を行わなくてはならない。規制機関の決議によって権利を傷つけられたとする当事者は、独立機関への訴えが可能である。市場の特定分野で大手の地位を確立している通信業者は、他業者との通信網連結の際、非差別的な約定および時機に見合った形態

の上で、コスト指向の価格を提供しなければならない。両政府は、競争維持のためのセーフガード行使に有効な制裁規定の維持、および産業規格の開発などにおける産業との協議促進等に努める。

(c) 事業者滞在

物品・サービス販売の交渉・投資設立・短期契約の履行等を目的としてシンガポールに滞在するオーストラリア事業者または専門職者に最初に与えられる滞在期間は、従来の1ヵ月間から3ヵ月間に変更される。シンガポールのオーストラリア企業で働く長期事業滞在者に最初に与えられる滞在期間は2年間であり、その後申請によって最長14年間の延長が可能である。シンガポールでの就労を希望する長期事業滞在者の配偶者への規制も緩和され、経営、専門職、事務管理職等における就労が可能となる。

(d) 競争政策

両政府は、市場競争を妨害するような事業の防止に努め、この点において特に懸念が生じる事業に対しては、要請ベースで両国協議を行う。また両政府は、政府事業が競争において必ず中立的な立場を維持するよう努める。シンガポールは、最近になって初めて競争における包括的制度の作成を開始した。競争政策に関する項目は、シンガポールの競争の包括的法律が導入された後にその継続が審議される。

(e) 知的所有権

両国はWTO協定に従い、知的所有権を侵害するような物品取引の撲滅のため、情報交換等を含む相互協力に努める。また両国は、著作権・商標を侵害するような物品輸出に関する情報または申し立てを受理した際、それを防止するような施策を講じることに合意する。

(f) e コマース

両国は、eコマースへの非関税を引き続き維持することに合意する。そして、2005年までには公的な貿易書類の電子化を開始し、貿易のペーパーレス化の二国間および国際的拡張への協力を努める。各政府は、二国間eコマースの安定化と信頼性の促進のために、eコマース消費者保護と電子認証に関する法を保持し、デジタル署名の相互承認への働き掛け、事業間デジタル認証の互換性支援、個人情報保護の施策の実施を行う。

(g) 紛争処理

紛争処理は、協議によって解決されることが望ましい。だが、協議が不成功に終わった場合、両国は当事者の事業施策がSAFTA条項に準拠するかの決議を行い、準拠していない場合には当事者にSAFTA条項に整合するような事業施策の導入を進言する仲裁裁判所の指定を要請する。

参考：刊行物等

「The Costs and Benefits of a Free Trade Agreement with Singapore」(シンガポールとのFTAにおけるコスト・便益) Access Economics Pty. Ltd 2001年9月

http://www.dfat.gov.au/trade/negotiations/aussing_FTA_cost_benefit_study.html

「Australia Singapore Free Trade Agreement」(オーストラリア - シンガポール間FTA)

<http://www.dfat.gov.au/trade/negotiations/SAFTA/index.html>

「Joint Standing Committee on Treaties report 52」(協定共同常設委員会レポート52)

<http://www.aph.gov.au/house/committee/jsct/march2003/report.htm>

「SBC (Section Bills Committee) report 7/03」(部門草案委員会レポート2003年7月)

<http://www.aph.gov.au/house/committee/jsct/march2003/report/fullreport.pdf>

3. 米国：AUSFTA

(1) 二国間関係

貿易

米国は、オーストラリアの輸出相手国として2番目に取引の多い国である。米国への主な輸出品は、牛肉、原油、アルコール飲料、航空機・同部品、自動車となっている（2002年）。また、米国はオーストラリアの輸入相手国として最も取引の多い国でもある。米国からの主な輸入品目は、航空機・同部品、通信機器、測定調整機器、内燃ピストンエンジン、コンピュータである。オーストラリアの貿易赤字のうち、対米貿易赤字は最も高い割合を占めている。

米国の対オーストラリア貿易黒字は、中継貿易以外の貿易黒字の中で最も高い額を占めている。オーストラリアは米国44州において20位内の輸出先国となっており、ハワイ・アイオワ・イリノイ・インディアナ・カンザス・メイン・ミシガン・ミズーリ・ノースダコタ・ネブラスカ・ネバダ・ワシントン・ウィスコンシン州においては10位内にランキングされている。

表 オーストラリアの対米貿易（単位：100万豪ドル、%）

年度	輸出			輸入			貿易収支
	輸出額	構成比	順位	輸入額	構成比	順位	
1994/95	4,643.0	6.9	4	16,043.8	21.5	1	11,400.8
1995/96	4,619.3	6.1	4	17,545.2	22.6	1	12,925.9
1996/97	5,526.2	7.0	4	17,662.7	22.4	1	12,136.5
1997/98	7,793.7	8.9	2	19,834.4	21.9	1	12,040.7
1998/99	7,987.4	9.3	2	20,960.1	21.5	1	12,972.6
1999/00	9,577.9	9.9	2	23,106.2	21.0	1	13,528.3
2000/01	11,661.7	9.8	2	22,373.6	18.9	1	10,711.9
2001/02	12,061.8	9.9	2	21,495.7	18.0	1	9,433.9
2002/03	10,345.3	9.0	2	22,510.5	16.9	1	12,165.2

（出所）オーストラリア統計局（ABS）

サービス貿易

米国は、オーストラリアのサービス貿易において輸出入の両方で最大の相手国となっている。オーストラリアのサービス貿易全体では観光産業が輸出入とも高いシェアを占めているが、対米サービス貿易では金融、コンピュータ、情報サービスが高いシェアを占めている。

表 オーストラリアの対米サービス貿易（単位：100万豪ドル、％）

年度	輸出			輸入			貿易収支
	輸出額	構成比	順位	輸入額	構成比	順位	
1994/95	2,403	11.7	2	4,332	19.4	1	1,929
1995/96	2,977	13.0	2	4,590	19.7	1	1,613
1996/97	3,220	13.3	2	4,949	20.5	1	1,729
1997/98	4,097	16.3	1	5,521	20.9	1	1,424
1998/99	4,418	16.8	1	5,745	20.5	1	1,327
1999/00	4,594	16.2	1	6,247	21.0	1	1,653
2000/01	5,957	17.9	1	6,526	20.2	1	569
2001/02	4,705	15.1	1	6,429	20.1	1	1,724

（出所）オーストラリア統計局（ABS）

投資

米国は、オーストラリアの最大の投資先国である。

表：オーストラリア・米国間の投資（単位：100万豪ドル、％）

年度	豪州 米国			米国 豪州		
	投資額	構成比	順位	投資額	構成比	順位
1993/94	29,776	18.4	1	89,553	22.5	1
1994/95	33,574	19.2	1	96,404	22.4	1
1995/96	32,142	17.3	1	108,904	23.6	1
1996/97	40,642	18.3	1	116,985	22.9	1
1997/98	56,800	19.6	1	152,108	25.9	1
1998/99	52,075	17.1	1	180,593	28.7	1
1999/00	64,422	16.9	1	215,164	29.8	1
2000/01	59,821	14.4	1	234,928	29.2	1

出典：オーストラリア統計局（ABS）

(2) 交渉概要

2002年11月14日、シドニーで開催された世界貿易機関(WTO)非公式閣僚会合に出席するため訪豪していたゼーリック米通商代表部(USTR)代表が、ハワード首相と会談した際にFTA締結に向けての交渉開始に合意した。

交渉は2003年末までのFTA締結を目標に計画され、2003年9月現在まで3回の交渉が行われている。最近の交渉ラウンドは7月21～25日に行われたホノルル会合であり、物品・サービス貿易および投資の市場アクセスに関する両国提案が初めて交わされた。

オーストラリア政府はオーストラリアの対米貿易・投資の重要性、限られた交渉時間などの点から、米国とのFTA交渉をかつてないほどに重視し、莫大な財政資金や人的資源を投入している。オーストラリアは第3回交渉ラウンドにおいて、連邦政府・西オーストラリア政府(州・準州政府の調達の議題における代表)13機関から代表者48名を選出し、交渉団を結成している。また、交渉前には多くの報告書作成・議会質疑が行われている。

交渉沿革

第1回協議は、2003年3月17～22日、キャンベラで行われた。第2回協議は同年5月19～23日にハワイ・ホノルルで、第3回協議は同年7月21～25日に再びホノルルで開催された。第4回協議は、APECの終了後、10月後半にキャンベラで開催される予定である。

(a) 第1回協議

第1回協議は、次回協議の土台作りが目的だった。会議では、協定の範囲、枠組み、条項等に関する話し合いが行われた。また、交渉はFTAにおける政策、プログラム、法律に関する有益な情報の交換場所ともなった。協議では正式文書は交わされず、両国がシンガポールと締結したFTAに主な焦点を当て、両国に共通の案件の洗い出し等が作業委員会により話し合われた。

(b) 第2回協議

第2回協議は、第1回協議の継続的なものであり、協定交渉の大まかな枠組みが定められた。また、以下のような分野の交渉グループも設立された。

物品・産業	繊維	金融サービス	政府調達
農業	原産地規則	一時入国	知的所有権
規格/専門分野障壁	税関処理	競争政策	eコマース
貿易救済措置	サービス事業	通信	労働問題
投資	争議解決	環境問題	法律/制度問題

(d) 第3回協議

7月21～25日に開催されたホノルルでの第3回協議の特徴は、物品・サービス・投資の市場アクセスに関する両国案が初めての交わされたこと、枠組み協定の草案が作成されたことの2点だった。

交渉プロセス

外務貿易省は交渉開始前、AUSFTAに関する案や意見の公募を行い、それによって得られた意見や経験を参考に交渉を始めた。

第1～2回協議は、単なる土台作りの機会であり、第3回協議になって初めて具体的な項目にわたりFTA交渉が開始された。具体的交渉では、貿易障壁撤廃のための両国の遂行事項が提示された。また、両国とも「貿易保護の緩和はセンシティブな国内問題を生じるので、交渉は柔軟に進める」との考え方を示した。したがって、第3回協議で提出された具体案の内容は、両国の貿易完全自由化に向けた移行措置も考慮に入れた交渉方法となった。

第3回協議での両国の具体案提示は、相手国案の検討や出資者との協議、提案（目標設定がされたリクエスト形式となっている）に対する回答の作成等を進めるきっかけとなった。オーストラリアは、物品（農作物を含む）、サービス貿易に関する米国の要望への回答を9月中旬までに完成させ、10月の第4回協議で実質的な交渉へと進んでいくものと考えられる。

外務貿易省によれば、モノに関する市場アクセス交渉の最終到達点を「関税撤廃のスケジュール化」（撤廃の移行時期が必要な品目のリスト化）に定めている。そして両国は、サービス・投資分野については、FTA対象外項目の両国協定についての交渉を、提案や要請を通じて行う。これら「ネガティブ・リスト（対象外項目）」と呼ばれるリストは、FTA協定書の「投資・サービス」の章に添付されることになる。また両国は、ネガティブ・リストに関する交渉を継続する一方、内国民待遇および市場アクセスに関する義務も協定に含める事に合意している。

両国は、内国民待遇の義務の下では相手国のサービス供給者・投資者を自国供給者・投資者と対等の条件で扱わなければならない。また、市場アクセスの義務の下では、多くの市場アクセス規制（供給者数・サービス取引種類・保有資産額に関する制限）が撤廃されることになる。

また、AUSFTAの協定書に含まれることになる「reservation annexes（保留項目に関する添付事項）」は、両国が最近他国と結んだFTAと同様、二部構成となる予定である。一部目のannexには、「据え置き」が適用される条項が記される。「reservation annexes」に記される条項は、内国民待遇または市場アクセス協定の免除において適用されるが、これが一部に含まれる場合、相手国のサービス供給者・投資者に対する規制は現行のまま据え置かれ、その規制水準が上げられることはない。

SAFTAでは、「オーストラリアの会計・会計監査・簿記業務を提供する企業は、代表責任者(partner)の少なくとも1名をオーストラリア永住権保持者としなくてはならない」という条項が一部目のannexに記されている。従ってこの条項は、「どのような企業において、どのようなシンガポール人が責任者として認められるか」といった規定を正確に範疇付けていることになり、規定水準が引き上げられる（例：代表責任者の全てが永住市民権保持者でなくてはならなくなる等）ことはない。

二部目の annex には、当該国に更に拘束水準の高い新法を導入することを無条件に可能とする貿易活動分野が記される。SAFTA では、「オーストラリアはギャンブル産業についてはいかなる新法も導入・保持することが可能」と定められている。

優先事項

交渉では、2003 年末までの交渉成立と 2004 年中の締結を目標としている。協定は締結後も CER と同様、再審が可能である。政府は、全ての分野が協定交渉の対象となり得ると述べているが、現時点では交渉が進行中であるので、その全容はいまだ未公表である。政府は、交渉における目標の発表を既に行っている（Appendix B 参照）が、その主たるものはオーストラリアの対米農産物輸出の規制撤廃となっている。交渉は未だ進行の段階であるので、交渉の経過は機密事項となっているが、第 3 回協議の最中に政府は、以下のような宣言を行った。

“政府は、物品貿易に関しては「2 カ国での可能な限り広い範囲での関税撤廃が実現されることを望む」と述べた。そして、サービス・投資・国内法規に影響を与えるようなその他分野では、「オーストラリア企業の米国市場アクセスの促進を追求する一方で、FTA がオーストラリアの保健・教育・消費者保護・文化政策・検疫・環境政策等の基本的政治目標を損なわないようにする」といった方向性を明らかにした”

(3) 経済への影響

Centre for International Economics (C I E) 作成のレポート、「Economic Impacts of an Australia – United States Free Trade Agreement」(AUSFTA による経済的影響)では、「両国は世界で最も経済開放(関税障壁の緩和)の進んだ国であるが、依然一部の関税障壁は高い。これらの障壁を撤廃すれば、両国はさらに大きな利益を得ることが可能である。2 国間の関税撤廃によって転換される(機会が失われる)貿易もあるが、それよりも更に多くの新たな貿易が生じる。ニュージーランドのような第 3 国も恩恵を受け、特定産業においては大きな利益が生じる」と記されている。また、オーストラリア APEC 研究センターの研究も、AUSFTA により大きな戦略的利益が生じると論じている。同研究の概要は以下のとおり。

概要

オーストラリアは、米国の関税障壁の完全撤廃により、酪農・砂糖・商業用自動車・船舶の輸出に最も大きな恩恵を受け、前者より規模は小さいが羊肉・綿・金属・金融サービス産業輸出でも十分な恩恵を受けることになる。米国は、オーストラリアの関税障壁の完全撤廃によって、自動車・TCF (繊維・衣類・履物) 輸出に最も大きな恩恵を受けることになる。また、現在高い関税が掛けられているチーズ・木製品・化学薬品・金融サービスの輸出においても恩恵を受けることになる。オーストラリアでは、外国投資やメディア(映画・テレビ・ラジオ等の国産率等)輸入にも規制が設けられている。

予想利益

AUSFTA による両国の予想利益は、2 国間の GDP（米国：9 兆 2,900 億米ドル、オーストラリア：3,980 億 米ドル）人口（米国：2 億 7,600 万人、オーストラリア：1,900 万人）の違いにより異なっている。今後 20 年間にオーストラリアが得る利益は 155 億米ドル、米国の得る利益額は 169 億米ドルと予想されている。

オーストラリアへの影響

AUSFTAのスタート時点では、オーストラリアの対米輸出品の価格は値下がりすることになるが、関税切り下げが行われたからといって、それと並行し製品価格が値下がりするわけではない。これは顕著な（予想）結果である。酪農産業を例に取ってみる。米国の酪農貿易自由化によって米国消費者の立場からのオーストラリア産酪農品は安値となり、その需要は促進される。これにより米国でのオーストラリア産酪農品の需要は増加し、オーストラリアでは国産品の値上がりが起きる（次ページ表「オーストラリアの産業別輸出入変化予想」参照）。オーストラリアでの国産酪農品の値上がりはオーストラリア経済の他産業に影響し、その結果酪農品生産で「第2ラウンド効果」によるコスト増加が生じる。そして、国内価格上昇は輸出用酪農品価格を上昇させることになる。このような成り行きからも、関税切り下げと並行して価格値下がりが生じることはない。酪農産業が貿易自由化によって受ける経済影響については、Appendix Dの事例研究に記されている。

輸出価格の値下がり、米国への輸出货量増加を生じる。輸出货量の大幅増加が予想されるのは、酪農・砂糖・TCF品目である。しかしながら、これらの大幅増加は低輸出ベースに基づくものである。例えば、米国への砂糖輸出は2551%も増加することになるが、実際の砂糖輸出の増加額予想は、4億4,200 万米ドルである。また同様に、オーストラリアの砂糖輸入量も57%増加することになるが、その輸入増額予想は1,000万米ドルとなっている。

次ページ表「オーストラリアの産業別輸出入変化予想」を見ると、加工食品・製造品は輸出入の両方で増加している。これは一見矛盾した結果のようであるが、市場の製品が多様であることや、加工食品ではその材料の農作時期が異なるという点で説明がつく。また、オーストラリア自動車メーカーの中には、米国から自動車エンジンを輸入する一方で、様々なタイプのエンジンを米国へ輸出する企業もあるという点においても、この矛盾は説明されることになる。このようなタイプの貿易は、二国間貿易の自由化により更に進むことになる。製品の多様化が進めば進むほど消費者の選択肢は広がり、消費者ニーズも満たされる。この分析に使用されているG T A Pモデルでは、このような利益額の予測を行う事は不可能である。

一次産品輸出の低下は、加工食品産業下流部門の成長に関係している。加工食品の下流部門が拡大すれば、その生産材料の需要が増える。生産材料の大半は一次産品である（例：砂糖産業での生産コストの約60パーセントはサトウキビに掛かるコストによって占められている）が、その需要は供給側が仕向け先を輸出市場から国内市場に切り替えることによって満たされる。この結果、オーストラリアでは国内での一次産品の需要対応のために追加的輸入が必要となる。

表 オーストラリアの産業別輸出入変化予想（単位：％）

	対米輸出価格	対米輸出量	総輸出量	総輸入量	国内価格	国内生産
穀物	0.45	3.31	0.01	1.10	0.09	0.03
他作物	0.65	5.36	0.26	0.37	0.01	0.06
サトウキビ、ビート	44.44	n.a.	n.a.	n.a.	22.58	7.66
動物製品	0.16	1.18	0.63	0.98	0.25	0.18
未加工乳	0.00	n.a.	n.a.	n.a.	1.94	1.00
林産物、水産物	0.00	0.22	0.37	0.40	0.05	0.09
鉱物・資源	0.35	1.58	0.05	0.15	0.00	0.03
肉製品	1.95	7.77	1.69	0.35	0.02	0.58
他食品	1.50	6.60	0.60	0.64	0.07	0.13
酪農製品	18.53	354.30	6.21	4.86	0.99	1.01
砂糖	38.11	2,550.81	14.84	57.54	12.58	7.82
飲料・煙草	1.47	9.24	1.94	3.41	0.09	0.14
TCF（繊維/衣類/履物）	7.92	75.48	10.40	2.20	0.14	1.37
木製品・紙製品・出版物	0.59	2.45	1.14	1.35	0.26	0.07
化学薬品・ゴム・プラスチック	2.13	8.26	2.55	0.99	0.19	0.41
他鉱物・金属製品	1.83	10.52	1.04	1.11	0.13	0.21
鉄金属製品	2.60	15.41	1.96	0.39	0.17	0.31
自動車およびその部品	1.92	10.33	3.77	1.85	0.56	0.79
他輸送設備	1.10	5.69	1.90	0.45	0.22	0.19
電子設備	1.21	6.75	1.15	0.04	0.12	0.43
他製造品	1.16	6.48	1.98	0.80	0.27	0.17
電力・水道その他サービス	0.13	0.38	0.37	0.03	0.13	0.14
小売/卸売・輸送	0.22	0.59	0.58	0.12	0.22	0.24
金融・ビジネス・レジャー	0.96	3.56	4.27	1.50	0.96	0.35

（出所）CIE 『Economic Impacts of an Australia – United States Free Trade Agreement (AUSFTA) による経済影響』 2001年6月

最終的には、オーストラリアのほぼ全ての産業部門において国内生産が増大することになる。国内生産がどの程度増大する（もしくは低下する）かは、様々な要因に左右される。

1. 輸入価格の値下がりによって生産コストも安くなり、現価格のままの製品（国産品）の利益は増大することになる。これにより、国内生産も増大する。
2. ある産業では、輸入価格の値下がりによって市場シェアが低下する。需要が低下すれば、

国産品価格も下がる。

3. 輸入増加への支払のためにオーストラリアは輸出規模を増大しなくてはならなくなる。そのためには、(一部の)オーストラリア製品の価格が他国製品の価格よりも安価なものとなる必要がある。価格が低下すると、国内生産も低下する。

国内生産および価格が低下する見通しの自動車・部品(MPV)産業を例に取ってみる。貿易自由化により、オーストラリアMPV産業は安価な米国产原料の調達が可能となり、その結果生産コストは縮小されて国内生産が拡大する。また、生産コストの値下がり、米国のMPV関税の切り下げ効果と同様、輸出促進の材料となり得る。前ページ表「オーストラリアの産業別輸出入変化予想」をみると、オーストラリアのMPV製品の対米輸出量は約10%増、輸出総量は3.7%増となっている。だが、オーストラリアのMPV産業の国内生産は若干低下している。これは、オーストラリアMPV産業が米国产MPVの輸入により失った市場シェアの規模が、生産原料の値下がりや米国への輸出機会増大により得られた国内生産を上回るということを意味している。産業が(FTAによって)受ける正味効果は、価格変化への産業の反応(供給の伸縮性)によって異なる。

米国への影響

米国の各産業部門がFTAによって受ける影響の予想は、次ページ表「米国の産業別輸出入変化予想」に記載されている。この結果は、オーストラリアに関する予想結果と似ている。オーストラリアとの二国間FTAの結果として、米国の対豪輸出価格は値下がりし、オーストラリア消費者の米国製品消費が促進される。米国の対豪輸出量の変化においては、オーストラリアの対米輸出における記述と同様、一部の産業に輸出ベースが低いという理由から大きな変化が生じる事となっている。このような産業を除き、輸出量が大幅に増加する産業は、耐久消耗財(金属製品・MPV等)の製造産業である。米国の一次産品・加工食品・製造品の対豪輸出は増加するが、サービス輸出は低下する見通しである。これは、米国のサービス産業が、内需拡大に伴い市場を輸出市場から国内市場に切り替えるという要因に基づいている。サービス産業の国内利益は僅かに増加するが、国内生産はTAT(小売・卸売・輸送)産業を除き変化しない。国内利益の増加に反し国内生産が増加していないということは、輸出が低下していることを意味する。

米国では、オーストラリアで一部の品目(主に砂糖・サトウキビ)が値上がりするのと異なり、ほぼ全ての産業部門において国内価格が若干値下がりする予想である。この現象は、以下の2点を反映している。

- ・ オーストラリアの貿易障壁は、その撤廃によって米製品の需要が大幅に増加するだけの効果を生むほど大きなものではない。
- ・ 米国の輸入先にオーストラリアの占める割合はわずかである。そのため、米国の対豪輸出が米産品価格にもたらす影響は少ない。

国内価格の値下がり、輸入製品の値下がりによる輸入量増加への支払いのために自国の輸出増加

が必要となる、という流れを通して生じる。米国輸入市場でのオーストラリアからの輸入品の割合はそれ程大きくないので、(オーストラリア産の)輸入品価格が下がっても、米国にとってはそれ程のコスト節減とはならない。

米国の産業部門の中で国内生産が大きな変化を生じると予想されたのは砂糖部門のみである(約1.5%低下)。これは、オーストラリア産砂糖が米国産よりも38%安値であることから市場占有率を獲得し、その替わりとして米国産砂糖が市場シェアを失うという予想に起因するものである。

表 米国の産業別輸出入変化予想(単位：%)

	対豪輸出価格	対豪輸出货量	総輸出货量	総輸入量	国内価格	国内生産
穀物	0.12	1.87	0.07	0.06	0.08	0.02
他作物	0.43	3.47	0.01	0.05	0.04	0.01
サトウキビ・ビート	1.10	n.a.	n.a.	n.a.	1.10	0.23
動物製品	0.07	1.04	0.11	0.03	0.07	0.01
未加工乳	0.00	n.a.	n.a.	n.a.	0.23	0.16
林産物、水産物	0.04	0.40	0.11	0.06	0.03	0.00
鉱物・資源	0.18	0.85	0.02	0.04	0.04	0.00
肉製品	0.12	0.63	0.00	0.86	0.06	0.02
他食品	2.21	9.21	0.11	0.04	0.05	0.01
酪農製品	3.26	38.13	1.94	16.38	0.17	0.18
砂糖	0.87	72.07	16.91	20.02	0.91	1.47
飲料・煙草	4.60	28.42	0.06	0.17	0.02	0.01
繊維・衣類・履物	10.48	104.50	0.83	0.19	0.01	0.04
木製品・紙製品・出版物	4.65	19.48	0.21	0.08	0.02	0.01
化学薬品・ゴム・プラスチック	2.65	8.62	0.08	0.14	0.02	0.01
他鉱物・金属製品	4.31	25.14	0.08	0.12	0.02	0.00
鉄金属製品	4.24	25.24	0.05	0.13	0.03	0.01
自動車・同部品	8.53	46.60	0.78	0.11	0.02	0.12
他輸送設備	1.30	4.52	0.06	0.11	0.02	0.01
電子設備	0.23	0.80	0.12	0.07	0.03	0.03
他製造品	2.93	13.30	0.07	0.09	0.02	0.00
電力・水道その他サービス	0.01	0.15	0.22	0.10	0.01	0.00
販売・輸送	0.09	0.02	0.12	0.01	0.09	0.05
金融・ビジネス・レジャーサービス	0.04	1.54	0.11	0.06	0.04	0.00

第三国への影響

AUSFTAの第三国への相対的影響の予想は、表「第三国への総体的影響予想」のとおり。オーストラリアおよび米国以外の国のGDPへの影響は極めて小さいことが分かる。資本期待収益を見れば、その国での長期間の投資フローがある程度推察できる。数値がプラスであればその国では投資インセンティブが生じており、マイナスであればインセンティブは下がっていると言える。資本期待収益率の最も高い国には投資が流入していることになる。

表：第三国への相対的影響予想（単位：％）

	GDP	交易条件	資本期待収益
オーストラリア	0.34	0.08	1.04
米国	0.02	0.02	0.03
カナダ	Ns	0.01	0.01
チリ	Ns	Ns	Ns
中国	Ns	0.01	0.01
EU	Ns	Ns	Ns
日本	Ns	0.02	Ns
韓国	Ns	0.04	0.03
メキシコ	Ns	0.01	Ns
ニュージーランド	Ns	Ns	0.03
ASEAN加盟国	Ns	0.01	0.01
他のアジア諸国	Ns	Ns	Ns
他の欧州諸国	Ns	Ns	Ns
その他の国	Ns	0.01	0.01
シンガポール	Ns	0.02	0.03
南米	Ns	0.01	Ns

Ns：顕著な変化無し（小数点第2位の数字に変化なし）

次ページ表「貿易創出と貿易転換 - 輸出額」は、両国による貿易創出の額を示すものである。表では、米国の対豪輸出は18億5,400万米ドル増加しており、オーストラリアの輸入増加額はその約36%である6億7,500万米ドルとなっている。従って、米国の対オーストラリア輸出増加によって他国が失った対オーストラリア輸出機会（貿易転換額）は約11億7,900万米ドルとなる。これは、米国の対オーストラリア輸出増加によって輸出機会を米国に奪われる国々に大きな打撃を与えることを意味している。

一方、オーストラリアの対米輸出増加によって生じる他国の（対米）貿易転換額は約6,300万米ドルと比較的少ない。この影響を主に受けるのは南米であり、対米輸出額が1億3,300万米ドル減少する

と予想されている。南米の対米輸出の大幅減少は、主にオーストラリア産砂糖の対米輸出増加により生じるものである。

表：貿易創出と貿易転換 - 輸出額 （単位：100万米ドル）

	オーストラリア	米国
オーストラリア	-	1,182
米国	1,854	-
カナダ	33	9
チリ	1	1
中国	104	24
EU	447	53
日本	297	117
韓国	60	22
メキシコ	3	10
ニュージーランド	36	7
ASEAN諸国	53	18
他のアジア諸国	56	21
他の欧州諸国	28	28
その他の国	23	17
シンガポール	27	10
南米	10	133
合計	675	1,119

米国の対豪輸出増加は、中国・EU・日本の特定産業部門の対豪輸出に大きな打撃を与えることになる。次ページ表「米国の対豪輸出と貿易転換」には、米国の対豪輸出の増加によって最も大きな打撃を受けるとされる産業が各国別に示されている。表には、米国のこれらの産業における対豪輸出の増加額も示されている。

同表を見ると、AUSFTAにより対豪輸出額が増加する（米国の）産業のほとんどは製造産業であることが分かる。これは、他国におけるこれら産業の対オーストラリア輸出が、米国の輸出増により機会を失うことを表している。例えば、米国の対オーストラリアMPV輸出は、両国間のMPV関税の相互撤廃により5億2,500万米ドル増加する見通しである。これにより、オーストラリアでは米国産MPVの方が他国産MPVより安価となり、オーストラリアの消費者は他国産に替わり米国産を購入する傾向となる。これに従いEU・日本の対オーストラリア自動車輸出は、前者が1億300万米ドル、後者が1億8,100万米ドル減少することになる。だが、総合的にはオーストラリア・米国・世界全体の貿易創出は、このような貿易転換を上回る見通しである。

オーストラリアの対米輸出の増加も、いくらかの貿易転換を生じることになると予想されている。オーストラリアの酪農品・砂糖の対米輸出は、全体の対米輸出増加額 12 億米ドルの約 60%を占めるとされている。この結果から、酪農品・砂糖を米国に輸出する国々への打撃が予想されるが、表「オーストラリアの対米輸出と貿易転換」でも実際にそのような数字が出ている。オーストラリアの対米酪農品輸出額は 2 億 6,300 万米ドル増加すると予想され、これにより EU の酪農品の対米輸出額は約 1 億 7,500 万米ドル減少する。また、オーストラリアの対米砂糖輸出の増加も、他国の対米砂糖輸出の機会を低下させ、南米の対米砂糖輸出額は 1 億 1,900 万米ドル減少すると予想される。

AUSFTA によって日本の対米輸出が 1 億 1,700 万米ドル増加するとの予想は興味深いものである。日本は、オーストラリアの対米輸出増加において、貿易転換による打撃は受けないと予想されている。日本は、酪農品・砂糖輸出におけるオーストラリアの競争国ではなく、これらの産業におけるオーストラリアの対米輸出が増加しても、米国との貿易において輸出機会を失う事はないからである。日本の対米輸出増加は、AUSFTA が米国の実質 GDP に及ぼす効果を反映している。表「第三国への総体的影響予想」を見ると、米国の GDP が 0.02%増加している。米国では、経済成長により生産や家庭需要を満たす輸入の増加が必要となり、その結果日本の対米輸出が増加することになる。同様の事は「オーストラリアの対米輸出と貿易転換」に記載の他国についても言えるが、これらの国々は酪農品・砂糖の輸出が、オーストラリアの安価な製品によって取って代わられるという点で異なっている。

表 米国の対豪輸出と貿易転換（単位：100 万米ドル）

	米国	中国	EU	日本	他国
繊維・衣類・履物	249	51	23	3	55
MVP	525	0	103	181	46
化学ゴム・プラスチック	181	0	43	10	36
他製造	604	35	193	77	112
他産業全て	295	19	85	26	82
合計	1,854	104	447	297	331

表 オーストラリアの対米輸出と貿易転換（単位：100 万米ドル）

	オーストラリア	EU	南米	日本	他国
酪農製品	263	175	4	0	50
砂糖	441	4	119	0	95
繊維・衣類・履物	154	0	1	0	13
他産業全て	323	126	8	117	138
合計	1,182	53	133	117	6

参考：刊行物等

CIE 『Economic Impacts of an Australia – United States Free Trade Agreement (AUSFTA による経済影響)』 2001 年 6 月

http://www.dfat.gov.au/publications/aus_us_FTA/aus_us_FTA.pdf

An Australian - USA Free Trade Agreement, - Issues and Implications(AUSFTA - 問題とその影響)
Australian APEC Study Centre 2001 年 8 月 (関連問題の会議を外務貿易省後援)

<http://www.arts.monash.edu.au/ausAPEC/FTA/papers.htm>

The Rural Industries Research and Development Corporation (地方産業リサーチ/開発コーポレーション - RIRD) も、ACIL Consulting に FTA が農業に及ぼす影響についての報告書作成を依頼。後日、RIRDC のロゴは刊行物より削除された。

4. タイ：CER - FTA

(1) 二国間関係

貿易

タイも東南アジアにおけるオーストラリアの重要な貿易・投資相手国であり、主な輸出品は、非貨幣用金、アルミニウム、コットン、乳製品、原油、銅、羊毛等となっている。タイにとっては、オーストラリアは、商用車を含めた自動車輸出マーケットの1つであり、その他、石油、加熱・冷却装置、シーフードとコンピュータなどが挙げられる。

表 オーストラリアの対タイ貿易（単位：100万豪ドル、％）

年度	輸出			輸入			貿易収支
	輸出	構成比	順位	輸入	構成比	順位	
1994/95	1,560.2	2.3	12	970.0	1.3	18	590.2
1995/96	1,778.7	2.3	12	1,005.9	1.3	17	772.8
1996/97	1,693.0	2.1	12	1,201.3	1.5	16	491.7
1997/98	1,390.2	1.6	14	1,479.6	1.6	15	89.4
1998/99	1,303.8	1.5	15	1,902.6	1.9	14	598.7
1999/00	1,701.3	1.8	12	2,422.4	2.2	13	721.0
2000/01	2,218.7	1.9	12	2,780.4	2.4	13	561.7
2001/02	2,301.6	1.9	14	2,875.2	2.4	13	573.6
2002/03	2,474.5	2.1	12	3,469.1	2.6	13	994.6

(出所) オーストラリア統計局 (ABS)

表：オーストラリアの対タイサービス貿易（単位：100万豪ドル、％）

年度	輸出			輸入			貿易収支
	輸出額	構成比	順位	輸入額	構成比	順位	
1994/95	503	2.4	12	384	1.7	14	119
1995/96	523	2.3	12	435	1.9	12	88
1996/97	474	2.0	12	403	1.7	14	71
1997/98	353	1.4	14	501	1.9	14	148
1998/99	310	1.2	14	554	2.0	12	244
1999/00	378	1.3	14	625	2.1	10	247
2000/01	363	1.1	15	426	1.3	15	63
2001/02	373	1.2	13	411	1.3	12	38

(出所) オーストラリア統計局 (ABS)

投資

投資については、相互に大きなレベルにはない。

表：両国間の投資（単位：100万豪ドル、％）

年度	豪州 タイ			タイ 豪州		
	投資額	構成比	順位	投資額	構成比	順位
1993/94	387	0.2	22	41	0.01	25
1994/95	391	0.2	22	215	0.04	22
1995/96	587	0.3	21	75	0.02	24
1996/97	549	0.2	21	35	0.01	24
1997/98	604	0.2	20	53	0.01	25
1998/99	677	0.2	21	25	0.01	27
1999/00	421	0.1	27	110	0.02	26
2000/01	264	0.06	25	n.a.	n.a.	n.a.

（出所）オーストラリア統計局（ABS）

（２）FTA締結交渉の状況

両国間では FTA に関する相互研究が進められていたが、ハワード首相とタクシン・タイ首相は 2002 年 5 月 30 日、経済緊密化自由貿易協定（CER - FTA）の締結に向けての交渉開始を正式に発表した。オーストラリアにとっては、この FTA 交渉を成功させ、他のアセアン諸国とも同様の FTA を締結したいという将来像を描いている。タイにとっては、先進国との最初の FTA 交渉となり、今後の米国や日本との交渉の足がかりになるとの期待がある。これまでに 6 回の協議を開催している（2003 年 9 月現在）。

本交渉については、ベイル貿易相とタイのアディサイ貿易相が 2002 年 11 月 16 日、交渉の「early harvests（早期締結）」を最優先課題にする旨を含んだ共同声明を発表し、交渉の終結目標を 2003 年中とした（2003 年 6 月時点では、ベイル貿易相とタクシン首相が会談した際、10 月までに交渉の結論を見たいとしている）。なお、オーストラリア政府としては、タイとの FTA については、途上国であることを理由として、すでに締結したシンガポールや交渉中の米国などのように包括的なハイレベルの FTA を念頭においてはいるが、FTA の大原則である市場アクセスについては、規制・制限がある分野の改善を最大の重点事項としている。オーストラリア側はタイに対し、比較的高関税（平均関税約 15％）が課されている物品と非関税障壁を削減・撤廃すること（特に農業分野）を最優先している。一方、タイ側はオーストラリアに対して、厳しすぎる検疫制度の緩和と反ダンピング制度の緩和を提示している。

物品貿易

タイは、平均約 15% の高関税と数品目にわたる輸入制限措置を維持している。特に関税は APEC 加盟国の中で最も高いほか、輸入制限などさまざまな障壁を設けており、オーストラリア政府はこれらの緩和・撤廃を求めている。2003 年 6 月の協議ではイニシャル・リクエストが交換されているが、その際にタイ側から提示された関税引き下げリストに対して、オーストラリアは実質的なメリットが全くないとして拒否し、対案として 90% を超える関税の引き下げ案を提示している。

投資・サービス

投資・サービス分野に関して、オーストラリアは相互の投資促進が進むような市場アクセス改善を含む包括的アプローチを提唱しており、タイにおける制度の透明化や予測可能性の改善に加え、オーストラリア投資家への最恵国待遇付与によるオーストラリアからの投資拡大への環境整備が課題としている。これは、GATS 交渉で要求したリストをもとに作り上げたものであり、外国企業の持ち株制限の解除を含む外国投資規制の緩和や労働ビザ発行の弾力化も検討されている。

(3) 経済への影響

2002 年 4 月に公表された交渉前の両国共同研究によれば、豪タイ FTA が成立し、完全に履行された場合、オーストラリアの GDP は 20 年間で 66 億米ドル、タイの GDP は同 252 億米ドルの経済効果を生じ、特に農業、自動車産業、サービス業で効果が大きいとしている。

表 CER - FTA により輸出が拡大する可能性のある主要品目

豪州 タイ		タイ 豪州	
品目	可能性	品目	可能性
アルミニウム	中	ゴム製品(自動車部品を除く)	中
コットン	低	繊維製品	中
原油	低	革製品	中
乳製品	高	ペットフード	中
銅	中	家具および部分	高
医薬品	高	宝石および宝石類	高
鉄鉱石	低	野菜、果物(新鮮、冷蔵)	中
金	低	肉類およびその調整品	高
羊毛	低	タピオカ製品	中
通信機器	中		

参考資料

『Australia-Thailand Free Trade Agreement, Joint Scoping Study』

(外務貿易省、MOC、CIE、2002 年 4 月)

5 . A S E A N : A F T A - C E R ・ C E P

(ASEAN Free Trade Area - Australia・NZ Closer Economic Relations・Closer Economic Partnership)

(1) 二国間関係

ASEAN 自由貿易地域 (AFTA) - CER 間での FTA の可能性についての議論は、1995 年頃から始まった。2000 年 10 月にチェンマイ (タイ) で開かれた AFTA ・ CER の閣僚会議では、特別委員会の報告書をもとに「AFTA - CER の FTA は困難」との決議に達し、2 年後の 2002 年 9 月の第 7 回 ASEAN - CER 経済大臣会合で、トーン・ダウンされた協定「AFTA - CER ・ CEP」が署名され、ASEAN - CER 間で貿易、投資、地域経済統合を促進するための枠組み構築に合意した。今後、2010 年までに ASEAN - CER 間での貿易と投資を 2 倍にすることを目標に、各分野で協力する。また、同時に AFTA - CER ビジネスカウンシルの設置についても合意している。

表 オーストラリアの対 ASEAN 貿易 (単位 : 100 万豪ドル、%)

年度	輸出			輸入			貿易収支
	輸出額	構成比	順位	輸入額	構成比	順位	
1994/95	10,458.7	15.6	2	6,419.0	8.6	3	4,039.7
1995/96	11,738.9	15.4	2	7,374.0	9.5	3	4,364.9
1996/97	12,273.3	15.5	2	8,302.2	10.5	3	3,971.1
1997/98	11,513.9	13.1	2	10,496.3	11.6	3	1,017.6
1998/99	10,411.6	12.1	2	12,379.5	12.7	3	1,967.9
1999/00	12,858.3	13.2	2	15,620.3	14.2	2	2,762.0
2000/01	15,923.3	13.3	2	17,452.7	14.8	2	1,529.4
2001/02	14,870.5	12.3	2	17,614.5	14.7	2	2,744.0
2002/03	13,831.9	12.0	2	20,721.1	15.6	2	6,889.2

(出所) オーストラリア統計局 (ABS)

参考資料

『Economic benefits from an AFTA-CER Free Trade Area』Centre for International Economics, 2000

6 . 日本：日豪貿易経済フレームワーク（枠組み）

（１）二国間関係

日本は、オーストラリアにとって最大の輸出先国、出超国（02/03年度で約54億豪ドル）であり、FTAの締結に向けては、最大の入超国（同約121億豪ドル）である米国に次いで重要な位置を占めている。

日本は、オーストラリアから石炭、液化天然ガス、鉄鉱石、牛肉等の一次産品を輸入し、オーストラリアへは乗用車、一般機械、電気機器等の工業製品を輸出している。

表：オーストラリアの対日本貿易（単位：100万豪ドル、％）

年度	輸出			輸入			貿易収支
	輸出額	構成比	順位	輸入額	構成比	順位	
1994/95	16,282.0	24.3	1	12,777.0	17.1	2	3,505.0
1995/96	16,429.0	21.6	1	10,816.4	13.9	2	5,612.7
1996/97	15,376.6	19.5	1	10,240.8	13.0	2	5,135.9
1997/98	17,588.1	20.0	1	12,660.4	14.0	2	4,927.7
1998/99	16,594.1	19.3	1	13,588.8	13.9	2	3,005.3
1999/00	18,789.8	19.3	1	14,125.5	12.8	2	4,664.3
2000/01	23,530.8	19.7	1	15,377.8	13.0	2	8,153.0
2001/02	22,801.7	18.8	1	15,465.3	12.9	2	7,336.4
2002/03	21,737.3	18.8	1	16,337.2	12.3	2	5,400.1

（出所）オーストラリア統計局（ABS）

（２）これまでの経緯

1999年7月、ハワード首相が訪日した際、故小渕首相との合意に基づき、2001年4月、「日豪21世紀会議（Australia-Japan Conference for the 21st Century）」が開催され、「日豪の創造的パートナーシップのためのシドニー宣言（Sydney declaration for Australia-Japan Creative Partnership）」が発表された。

この宣言をベースに2002年5月1日、小泉総理が日本の総理大臣として5年ぶりに訪豪した際、ハワード首相と首脳会談を行い、より緊密な経済・貿易関係の構築を目指して経済連携に関する次官級のハイレベル協議を始めることで合意した。さらにこれを受けた形で、数次にわたる事務レベル協議および2003年6月の次官級協議の結果を踏まえ、2003年7月、ハワード首相の訪日の際、経済緊密化を促進するための「日豪貿易経済フレームワーク（枠組み）」に合意するに至り、文書調印を行った。

このフレームワークには、貿易投資円滑化措置として11分野（食品安全、ICT・電子商取引、税関協力、技術者などスペシャリストの資格の相互承認、投資促進、エネルギー、競争政策、証券市場の監督

協力、知的財産権保護、政府調達、建設業認可)にわたる相互協力を行うこと、貿易・投資の自由化促進について検討を行う合同諮問委員会を設置することおよび両国間の貿易・投資の自由化が及ぼす影響などについて共同研究を開始し、2年以内に完了、この結果を合同諮問委員会に報告することなどが盛り込まれている。

なお、オーストラリア側が強く望んでいる FTA については、WTO で自由化交渉が難航している農業問題と密接に関係することもあり、具体的に言及せず、「将来的な課題」とするにとどめ、文書から外されている。

7 . 中国

2003年8月、ハワード首相の訪中の際、経済緊密化を促進するためのフレームワーク(枠組み)協議を開始することで合意。

8 . 韓国

2001年9~10月に、オーストラリアおよび韓国のそれぞれが研究した報告書を提出。豪側はTIFA(貿易・投資円滑化協定)を提言したものの、現在までに韓国側から協定の提案を含む具体的な申し入れはない。

参考文献 (References)

Department of Foreign Affairs and Trade (外務貿易省) 2003, Submission by the Department of Foreign Affairs and Trade to the Senate Foreign Affairs, Defence and Trade Committee Inquiry into the General Agreement on Trade and Services and Australia/US Free Trade Agreement http://www.外務貿易省.gov.au/trade/negotiations/submission_gats_AUSFTA.pdf

Institution of Engineers, Australia 2003, Singapore-Australia Free Trade Agreement Submission to the Joint Standing Committee on Treaties
<http://www.aph.gov.au/house/committee/jsct/march2003/subs/sub13.pdf>

Ministry of Trade and Industry 2003, Singapore-Australia Free Trade Agreement Media-Info Kit
http://www.mti.gov.sg/public/PDF/CMT/FTA_SAFTA_Mediakit.pdf

The Costs and Benefits of a Free Trade Agreement with Singapore
Access Economics Pty. Ltd 2001 年 9 月
http://www.外務貿易省.gov.au/trade/negotiations/aussing_FTA_cost_benefit_study.html

Australia Singapore Free Trade Agreement
<http://www.外務貿易省.gov.au/trade/negotiations/SAFTA/index.html>

Joint Standing Committee on Treaties report 52
<http://www.aph.gov.au/house/committee/jsct/march2003/report.htm>

SBC (Section Bills Committee) report 7/03
<http://www.aph.gov.au/house/committee/jsct/march2003/report/fullreport.pdf>

Department of Foreign Affairs and Trade (外務貿易省), Australia -Thailand FTA joint scoping study, Canberra, May 2002

Department of Foreign Affairs and Trade (外務貿易省), ECONOMIC ANALYTICAL UNIT BRIEFING PAPER Australia-Thai Trade Relations: The Plastics and Chemicals Industry Canberra, 2003

経済産業省 編 『通商白書 2003』 経済産業調査会 2003 年

経済産業省 編 『2003年版 不公正貿易報告書』 経済産業調査会 2003年

日本貿易振興会 『通商弘報』 日本貿易振興会 2003年

日本貿易振興会 『FTA 研究会調査報告書』 日本貿易振興会 2002年

日本貿易振興会 『東アジアにおける FTA の展望』 日本貿易振興会 平成14年11月

Appendix A. CER related Agreements

The CER is the principal agreement that supports the trans-Tasman economic relationship. There are many other agreements and arrangements, some of which are also outlined below.

The ***CER Agreement*** (Australia New Zealand Closer Economic Relations Trade Agreement or *ANZCERTA*) formally signed on 28 March 1983, with effect from 1 January 1983, is the free trade agreement. A Protocol to the CER on the Acceleration of Free Trade in Goods in 1988 provided for the elimination of all remaining tariffs and quantitative restrictions by 1 July 1990.

The ***Trade in Services Protocol to the CER***, signed in 1988, brought services into CER from January 1989. Almost all trans-Tasman trade in services is now open.

The Trans Tasman Mutual Recognition Arrangement TTMRA (1998) is an agreement between the Australian and New Zealand Governments and the Governments of the Australian States and Territories, which provides that goods that may legally be sold in either country may be sold in the other. A person who is registered to practise an occupation in either country is entitled to practise an equivalent occupation in the other.

Agreed Minute on Industry Assistance, signed by Trade Ministers in 1988, and amplified by later correspondence, provides for consultation between the Australian and New Zealand Governments on changes to industry assistance.

The Open Skies Agreement Transport Ministers agreed in a Memorandum of Understanding in November 2000 to allow Australian and New Zealand international airlines to operate across the Tasman, and then beyond to third countries without restriction. (The MOU gave immediate effect to an Air Services Agreement, signed in August 2002.) In addition international airlines of both countries are able to operate dedicated freight services using what are known as 'seventh freedom' rights. These rights, for example, allow a New Zealand dedicated freight carrier to operate services directly from Australia to third countries without operating out of New Zealand. Open Skies formalized the *Single Aviation Market* arrangements of 1996, which allowed all Australian and New Zealand owned airlines to operate trans-Tasman services and domestic services in either country subject to the necessary safety approvals.

Customs Cooperation Arrangement (1996) provides for cooperation to harmonise customs policies and procedures, assist in the prevention investigation and repression of offences and resolve problems of customs administration and enforcement, particularly in the Asia Pacific Region.

Protocol on the Harmonisation of Quarantine Procedures, signed by the Prime Ministers in 1988, provided for work towards common administrative procedures for quarantine.

Joint Accreditation System Australia and New Zealand JAS-ANZ (1991) established under the *Agreement on Standards, Accreditation and Quality* (1990) is the joint accreditation body for certification of management systems, products and personnel.

Arrangement on Food Inspection Measures Under the *Imported Food Control Act 1992* and following a 1996 exchange of letters between Trade Ministers,

all food traded between Australia and New Zealand, with the exception of that identified as Risk Food, is exempt from import inspection.

Food Standards Australia New Zealand (formerly ANZFA) is a bi-national statutory authority that develops common food standards to cover the whole of the food chain 'from paddock to plate'. FSANZ operates under the Food Standards Australia and New Zealand Act 1991.

The Joint Australia New Zealand Food Standards Code became the sole food standards code in operation in Australia and New Zealand on 20 December 2002.

MOU on Business Law Coordination 2000 provides a framework for work on the alignment of business laws in order to increase the ease of capital flows and trans-Tasman business integration

Government Procurement Agreement In 1991 New Zealand joined the Commonwealth/State National Preference Agreement.

Joint Therapeutic Products Agency Australian and New Zealand Ministers for Health have agreed in principle to establish a joint Therapeutic Goods Agency (TGA) in mid-2005.

'Trans-Tasman Travel Arrangement' A term applied to the collection of Ministerial understandings which allow Australians and New Zealanders to visit, live and work in the other country.

Social Security Agreement 2002 A cost sharing arrangement covering aged pensions, disability support pensions and carer payments for partners of disabled persons and comparable New Zealand benefits for Australia and some parenting and partner allowances for Australian and New Zealand residents.

Reciprocal Health Care Agreement 1998 deals with access to health care by Australians and New Zealanders traveling in the other country.

The ***Double Taxation Agreement*** January 1995 contains provisions for the avoidance of double taxation and the prevention of fiscal evasion in relation to income flowing between Australia and New Zealand.

Extension of Tax imputation. In February 2003 the Treasurer and his New Zealand counterpart agreed to extend Australia's and New Zealand's imputation regimes to include certain companies resident in the other country. For example, a New Zealand company that has Australian operations and Australian shareholders will be able to keep an Australian franking account. The expected date of effect of the new legislation is 1 April 2003 for New Zealand companies maintaining a franking account and Australian companies maintaining an imputation credit account. Franked or imputed credits can be paid out from 1 October 2003 in Australia or New Zealand.

Appendix B. Statement of Australian Objectives

Free trade leads to higher economic growth, better living standards and more and better job opportunities. The Government is committed to negotiating a Free Trade Agreement (FTA) with the United States that will reduce restrictions on the ability of the two countries to do business with each other. Australia will aim to ensure that the outcomes of the FTA negotiations complement and reinforce our objectives in the Doha Round of World Trade Organisation (WTO) negotiations and in Asia Pacific Economic Cooperation (APEC) forums, and set a high standard for other FTAs in the region. Australia's shared approach with the United States on many issues in both the WTO and APEC provides a strong foundation for achieving that goal.

The higher incomes that free trade brings will enhance the ability of both the US and Australia to achieve fundamental economic and social policy objectives. Nevertheless, the Government will ensure that outcomes from the FTA negotiations do not impair Australia's ability to meet fundamental policy objectives in health care, education, consumer protection, cultural policy, quarantine and environmental policy. The Government will continue to place a high priority on consultations with the States and Territories, industry and professional bodies and community organisations as the negotiations proceed.

The Government's specific objectives for negotiations with the United States are as follows:

Trade in Industrial Goods and Agriculture

- Seek to eliminate tariffs and other barriers to trade between Australia and the United States on the broadest possible basis.
- Seek the removal of tariff rate quota restrictions on Australian exports to the United States, including those affecting exports of beef, dairy products, sugar, peanuts and cotton.
- Seek the elimination or reduction of United States agricultural subsidies that affect Australian exports to the United States or to third country markets, as well as agreement for the United States not to subsidise exports of agricultural products to Australia.
- Reaffirm our commitment to work together in the WTO negotiations towards substantial improvements in market access globally, eliminating all export subsidies on agricultural products, and substantial reduction in domestic support for agriculture.
- Seek the removal of legislative barriers to the export of Australian-built fast ferries and other vessels to the United States.
- Secure improved market access for Australian manufactured goods by addressing non-tariff barriers in such areas as standards certification and technical regulation.

- Pursue opportunities for harmonisation or mutual recognition of mandatory and/or voluntary technical standards.

Rules of Origin

- Agree on a set of rules of origin that ensure that the benefits of preferential tariff treatment under the FTA apply only to Australian and US goods eligible for such treatment while avoiding unnecessary obstacles to trade.
- Agree on conditions to maintain the integrity of the rules and seek to ensure they are not unnecessarily burdensome to administer from the points of view of business and government.

Quarantine / Sanitary and Phytosanitary (SPS) Measures

- Seek to have the United States reaffirm its WTO commitments on SPS measures and eliminate any unjustified SPS restrictions.
- Seek to strengthen cooperation between Australian and US quarantine authorities.
- Seek to reinforce mutual commitment to the development and application of science-based quarantine measures, consistent with the WTO SPS Agreement.
- Seek to strengthen collaboration with the US in implementing the SPS Agreement and to enhance cooperation with the US in relevant international bodies on developing international SPS standards, guidelines, and recommendations.

Trade Remedies

- Pursue exemption of Australian products from US general safeguards legislation.
- Seek provisions that minimise the impact of other US trade remedy laws on Australian exports to the US.

Customs Cooperation

- Ensure that the customs procedures of both parties are transparent, efficient, and consistent and that they facilitate trade.
- Strengthen cooperation in the investigation and prevention of infringements of customs law and in combating illegal trans-shipment of goods.
- Pursue harmonisation of customs policies, data and procedures, and develop cooperation in such areas as customs techniques and research and development.

Trade in Services

- Seek reduced impediments in accessing the United States market for Australian services suppliers such as providers of professional services, other business services, education services, environmental services, financial services and transport services.
- Explore the scope for improvements in the recognition of the qualifications and experience of Australian professionals in the United States.
- Look for opportunities to reduce any unnecessary access impediments imposed on Australian service suppliers by licensing requirements, standards or other regulations in the United States, including Australians seeking access to US capital markets.
- Pursue opportunities to enhance the temporary entry of business persons and other Australians to the United States.
- Ensure that the negotiations take account of Australia's cultural and social policy objectives, and the need for appropriate regulation and support measures to achieve these objectives in areas such as audiovisual media.
- Ensure that the outcome of the negotiations does not limit the ability of government to provide public services, such as health, education, law enforcement and social services.

Investment

- Seek an enhanced framework to govern investment flows between Australia and the United States that will complement the outcome of the negotiations in relation to trade in goods and services.
- Look for opportunities to reduce any unnecessary impediments that licensing requirements, standards or other regulations in the United States impose on Australian investors
- Ensure that the negotiations take account of Australia's foreign investment policy, and the need for appropriate policies to encourage foreign investment, while addressing community concerns about foreign investment.

Intellectual Property Rights

- Reaffirm the standards established in the WTO Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights and other international intellectual property agreements to which the USA and Australia are signatories.
- Seek to ensure that the rights of Australian holders of intellectual property are protected according to international standards in the US, including the right to be remunerated fairly for use of their works.

- Ensure that Australia remains free to determine the appropriate legal regime for implementing internationally agreed intellectual property standards, maintaining a balance between the holders of intellectual property rights and the interests of users, consumers, communications carriers and distributors, and the education and research sectors.
- Deepen cooperation on intellectual property issues of mutual interest, advancing our common objectives in multilateral intellectual property negotiations; and strengthening cooperation between our respective intellectual property agencies.
- Explore opportunities to work with the United States to promote the implementation of effective and appropriate intellectual property systems in the Asia-Pacific region, without limiting the scope of existing activities of this nature.

Telecommunications and Electronic Commerce

- Develop agreed principles in the regulation of telecommunications on the basis of non-discrimination, transparency, predictability, consultation with stakeholders and independence and autonomy of regulators.
- Address licensing and other procedural constraints on participation of Australian companies in the US telecommunications market.
- Seek to promote international Internet charging arrangements that are applied on fair, non-discriminatory and pro-competitive terms.
- Seek to enhance the growth of electronic commerce in goods and services with the United States in terms that promote the use of electronic commerce globally.
- Reaffirm the current practice of not imposing customs duties on electronic transmissions between Australia and the United States.

Government Procurement

- Agree on rules for government procurement that are flexible, transparent and fair.
- Seek to expand access for Australian goods and services to US government procurement markets.

Competition Policy

- Build upon existing bilateral treaty arrangements to foster cooperation on competition law and policy, and provide for consultations on specific problems that may arise.

State-to-State Dispute Settlement

- Encourage the early identification and settlement of disputes through consultation.
- Establish fair, transparent, timely, and effective procedures to settle disputes arising under the agreement.

Environmental issues

- Seek to ensure that trade and environment policies are mutually supportive by maintaining Australia's ability to protect and conserve its environment and to meet its international environmental obligations.

第2部 F T A締結によるオーストラリア産業界への影響

第1章 シンガポール・オーストラリア自由貿易協定

Singapore Australia Free Trade Agreement (SAFTA)

1. 背景

(1) 経緯

SAFTA 交渉は、2000 年 11 月の APEC 首脳会議の際、オーストラリアのハワード首相とシンガポールのゴ・チョクトン首相が首脳会談を行い、その開始が発表された。当初は、開始宣言から 1 年以内に交渉が終了するものと見込まれていたが（ハワード/ゴ プレス・コンファレンス 2000 年 11 月 15 日¹）、その後、2001 年 4 月～2002 年 10 月の間の 10 回に及ぶ交渉会議の末に 2003 年 2 月 17 日、オーストラリアのベイル貿易相とシンガポールのヨー貿易産業相によって SAFTA は調印された。

同協定は、オーストラリア連邦議会に提出され、2003 年 6 月 30 日に議会の承認を得た後、2003 年 7 月 28 日にシンガポール・オーストラリア共同閣僚会議（シンガポールで開催）に出席したオーストラリアのダウナー外相とシンガポールのジャクマール外相の立会いのもと第三当事者覚書が交わされ、協定は発効された。

(2) 協定の内容

シンガポールの実行関税率は、ビールなど 4 品目（後述）を除き、ゼロであるため、交渉でのオーストラリア側の関心事項は、サービスに関する市場開放の前進と、電子商取引、規格、教育、知的所有権の保護、競争政策、関税手続き等の簡素化などであった。

表1 オーストラリアのシンガポールからの輸入（注1）（2001/2002 年度）

税の種類	税率	貿易額 \$m	総額に占めるシェア	税額 \$m
最恵国待遇、特惠（注2）もしくは無税	0%	3,362.55	86%	0.00
譲許税（鉱工業品）	3%	175.50	4%	5.27
最恵国待遇もしくは特惠	4%	345.99	9%	18.45
その他	変数	30.15	1%	0.79
合計		3,914.19	100%	24.50

（注1）アンチダンピング課税、その他の税は除く。

これらの金額は、シンガポールからの輸入総額の 1.35% を占める。

（注2）オーストラリア特惠関税システムのもと途上国に適用されるもの

出所：R I S 2003 年

一方、シンガポールは、オーストラリア側の関税引き下げに関心を寄せていた。SAFTA 締結前では、表1のとおり、2001 / 2002 年度におけるオーストラリアのシンガポールから

¹ Available at <http://www.pm.gov.au/news/interviews/2000/interview543.htm>.

の輸入総額のうち、86%は無税である²。シンガポールの製造業は、オーストラリアの関税撤廃によって市場アクセスのメリットを享受するとみられる。シンガポール政府は、無税で輸出可能な金額が SAFTA 締結前の 26 億シンガポール・ドルから 33 億シンガポール・ドルにまで増加すると見込んでいる。

このように、SAFTA 交渉では、シンガポールは主に物品輸出の拡大によるメリットを目指し、オーストラリアはサービス輸出の拡大にあったように考えられる。事実、SAFTA 締結の際、オーストラリアとシンガポール両国は、SAFTA が「両国間のビジネスにシナジー効果を与える機会」として歓迎した（ペイル/ヨー両貿易相 プレスリリース 2003 年 2 月 17 日³）。

SAFTA のサービス貿易枠組みの章をみると、両国は相手国事業を自国事業と対等に取り扱い（内国民待遇）、サービス供給者の市場アクセスに対する規制の撤廃に努めると定められている。この措置の対象外とされる事項は全てリスト化される必要があり、そのような例外のみを列挙する「ネガティブリスト・アプローチ」によって協定は更に自由化・透明化されたものとなる。対象外項目は全て事前に決定される必要があり、それ以外の項目は自由化されることになる。したがって、この章において、（サービス貿易に関わる）規制が完全自由化または条件締結によって自由化されたことになる（日本貿易振興会 2003 年 9 月：33）。

こうしたことから、オーストラリア外務貿易省（DFAT）は、SAFTA を「GATS⁴-plus agreement」であると強調している。ネガティブリスト・アプローチの方が、ポジティブリスト・アプローチ⁵よりも、貿易の自由化に前向きであり、オーストラリアのポジションは前者である⁶。なお、オーストラリアは、CER の中で、ネガティブリスト・アプローチを取り入れたことがある。

SAFTA は、特に、オーストラリアが現在交渉中の 2 つの FTA（タイおよび米国）と比較した場合、「スムーズに」締結できる FTA と考えられていたことも重要である。主な理由として、SAFTA では、関税障壁の問題はなかったこと、交渉では農業も重要な要素では

²オーストラリア政府が民間調査会社 Access Economics に委託して、2001 年に発表した SAFTA の公式研究レポート *The Costs and Benefits of a Free Trade Agreement with Singapore*（以下、Access Economics）では、約 84%と見込んでいる（Access Economics 2001: 4）

http://www.dfat.gov.au/trade/negotiations/aussing_fta_cost_benefit_study.html

³ http://www.trademinister.gov.au/releases/2003/mvt010a_03.html.

⁴ GATS とはサービス貿易に関する一般協定の略称。

⁵対象品目（措置）を列挙し、それに含まない品目（措置）は自動的に対象外＝例外とするのが、ポジティブリスト・アプローチ。

⁶ 2003 年 3 月 24 日、オーストラリア議会での条約に関する合同常任委員会（Joint Standing Committee on Treaties : JSCOT）による公聴会および議事録（TR 4～6）参照。 <http://www.aph.gov.au/house/committee/jsct/march2003/hearings.htm>

なかったこと（オーストラリア・タイビジネス評議会 Australia-Thailand Business Council：ATBC へのインタビュー 2003 年 8 月 11 日）が挙げられる。さらに、シンガポールは、米国、ニュージーランドおよび日本と FTA 交渉を行っており、こうした各国との交渉で経験を積んだ国であると認識されていた（Okamoto 2003: 322）ことも重要な要因であろう。

なお、サービス分野で、オーストラリアが SAFTA による恩恵を享受した主な内容は、以下のとおり。

- オーストラリアの銀行に対する多くの総合業務ライセンス（wholesale banking licences）規制の緩和。
- シンガポールにおける合弁法律事務所設立に関する規制緩和
- ビジネス目的の長期・短期ビザの延長
- 一連のサービス部門における市場アクセス開放および内国民待遇
- オーストラリアの教育サービス事業者に対する内国民待遇

このほか、特筆すべき規制緩和としては、オーストラリアはシンガポールの 47 省/機関/公共事業機関への供給において、WTO Government Procurement Agreement（GPA）（オーストラリアは非加盟）の規定に基づく内国民待遇を得ることが可能なこと等がある。

2. オーストラリアとシンガポールの貿易

オーストラリアにとって、シンガポールは ASEAN のなかでは最大の貿易相手国である。2002 年のオーストラリアからシンガポールへの輸出は、前年比 7.6% 減の 49 億 4,700 万豪ドル、輸入は 7.9% 増の 42 億 8,100 万豪ドルだった（表 2）。この結果、オーストラリアの貿易黒字は 6 億 6,600 万豪ドルと、前年のほぼ半分にまで大幅に縮小した。

2002 年のオーストラリアの輸出総額に占めるシンガポールのシェアは 4.1%（輸出相手国としては 7 番目）、輸入総額に占めるシェアは 3.4% となっており（輸入先国としては 8 番目）、前年とほぼ同じ水準である（表 2、3）。

オーストラリアとシンガポールの貿易関係をみると、オーストラリアが主に資源（原油、金等）、食料（肉類、乳製品等）を輸出する一方、石油精製品などの化学品のほか、電子・電機機器（コンピュータ等）などを中心とした工業品を輸入する構造となっている（表 4）。

2002 年のオーストラリアの対シンガポール輸出をみると、上位 5 品目の金額で、輸出総額の 6 割を占めている。特に、原油の輸出先国として、シンガポールはトップである（表 5）。上位 5 品目にはランキングされていないが、原油以外のトップ品目としては、配電機器類、写真用製品がある。

2002 年のオーストラリアの対シンガポール輸入をみると、上位 5 品目の金額で、輸

入総額の約 6 割を占めている。特に、石油精製品および音響機器については、輸入先国として、シンガポールはトップである（表 6）

なお、2002 年のシンガポールの貿易統計からオーストラリアの位置付けを見た場合、オーストラリアは輸出相手国としては 12 番目（シェア 1.2%）、輸入相手国としては 13 番目（1.9%）である。

表 2 Australia's merchandise trade with Singapore and the world (A\$ million)

	1998	change on preceding year (%)	1999	change on preceding year (%)	2000	change on preceding year (%)	2001	change on preceding year (%)	2002	change on preceding year (%)
Exports										
To Singapore	3,279	n/a	4,081	24.5	5,859	43.6	5,352	-8.7	4,947	-7.6
Total	88,985	4.9	86,893	-2.4	110,354	27.0	122,530	11.0	119,436	-2.5
Singapore share (%)	3.7		4.7		5.3		4.4		4.1	
Imports										
From Singapore	2,682	n/a	4,159	55.1	3,731	-10.3	3,966	6.3	4,281	7.9
Total	96,773	16.0	101,517	4.9	116,955	15.2	117,710	0.65	127,642	8.4
Singapore share (%)	2.8		4.1		3.2		3.4		3.4	
Balance of trade with Singapore	597		-77		2,147		1,386		666	

出所：DFAT

表 3

Australia's top 10 export markets 1998 - 2002

	1998	1999	2000	2001	2002
1	Japan 17,384	Japan 16,707	Japan 21,803	Japan 23,724	Japan 22,164
2	USA 8,476	USA 8,411	USA 10,980	USA 11,914	USA 11,532
3	R of Korea 6,105	NZ 6,674	R of Korea 9,046	R of Korea 9,531	China 8,368
4	NZ 5,691	R of Korea 6,280	NZ 6,569	China 7,582	R of Korea 9,972
5	UK 4,752	Taiwan 4,163	China 6,009	NZ 7,183	NZ 7,920
6	Taiwan 4,267	China 4,091	Singapore 5,859	Taiwan 5,377	UK 5,602
7	China 3,792	Singapore 4,081	Taiwan 5,557	Singapore 5,352	Singapore 4,947
8	Hong Kong 3,546	UK 3,738	UK 3,752	UK 5,198	Taiwan 4,745
9	Singapore 3,279	Hong Kong 3,020	Hong Kong 3,576	Hong Kong 4,190	Hong Kong 3,545
10	Indonesia 2,153	Indonesia 2,146	Indonesia 2,893	Indonesia 3,220	Indonesia 3,059

Australia's top 10 import markets 1998 - 2002

	1998	1999	2000	2001	2002
1	USA 21,549	USA 21,140	USA 23,122	USA 21,399	USA 23,148
2	Japan 13,319	Japan 13,636	Japan 15,316	Japan 15,260	Japan 15,741
3	China 5,823	China 6,613	China 9,073	China 10,312	China 12,848
4	Germany 5,823	Germany 5,828	UK 6,957	Germany 6,663	Germany 7,337
5	UK 5,781	UK 5,407	Germany 5,882	UK 6,282	UK 5,846
6	Korea 4,174	Singapore 4,159	Korea 4,803	NZ 4,741	NZ 4,874
7	NZ 3,823	NZ 4,108	NZ 4,486	Korea 4,635	Korea 4,764
8	Indonesia 3,557	Korea 3,904	Malaysia 4,266	Singapore 3,966	Singapore 4,281
9	Taiwan 2,940	Malaysia 3,240	Singapore 3,713	Malaysia 3,899	Indonesia 4,213
10	Italy 2,838	Taiwan 2,989	Taiwan 3,523	Indonesia 3,898	Malaysia 3,908

Note Singapore ranked number 12 in 1998, with imports from Singapore totalling \$2,682 million

出所：DFAT

表 4

Top five Australian exports to Singapore (A\$'000)

	1998	1999	2000	2001	2002
1	Non-monetary gold 922,528	Non-monetary gold 1,936,455 109.9%	Non-monetary gold 2,062,419 6.5%	Crude petroleum 1,577,170 1%	Crude petroleum 1,580,212 0.2%
2	Specialised machinery 248,855	Crude petroleum 271,461 68.8%	Crude petroleum 1,559,247 474.4%	Non-monetary gold 1,166,213 -43.5%	Non-monetary gold 883,724 -24.2%
3	Ships, boats and floating structures 202,253	Refined petroleum 172,033 5.7%	Refined petroleum 322,755 87.6%	Refined petroleum 255,036 -210%	Refined petroleum 267,456 4.9%
4	Refined petroleum 162,748	Milk and cream 85,149 4.6%	Computer parts 134,253 60.2%	Meat (excl bovine) 150,045 22.7%	Meat (excl bovine) 157,294 4.8%
5	Crude petroleum 160,775	Photographic supplies 84,988 33.3%	Meat (excl bovine) 122,273 47.2%	Milk and cream 137,461 45.1%	Milk and cream 109,016 -20.7%

Note Percentage figures indicate the change on the preceding year's total for the same item

Top five Australian imports from Singapore (A\$'000)

	1998	1999	2000	2001	2002
1	Computers 815,621	Computers 905,957 11.1%	Computers 827,861 -8.6%	Refined petroleum 811,446 33.7%	Refined petroleum 891,383 9.9%
2	Computer parts 282,423	Ships boats and floating structures 879,169 n/a	Refined petroleum 606,750 66.5%	Computers 720,856 -12.9%	Computers 795,333 9.9%
3	Refined petroleum 220,332	Refined petroleum 364,424 65.4%	Computer parts 301,080 39.2%	Computer parts 321,302 6.7%	Computer parts 300,353 -6.5%
4	Musical instruments 145,365	Telecommunications equipment 291,749 204.8%	Telecommunications equipment 263,730 -9.6%	Musical instruments 190,335 -8.2%	Confidential items 248,205 44.0%
5	Integrated circuits 106,200	Computer parts 216,239 -23.4%	Musical instruments 207,364 116%	Confidential items 172,369 34.4%	Musical instruments 235,838 23.9%

n/a not applicable

Note Percentage figures indicate the change on the preceding year's total for the same item

出所：DFAT Composition of Trade Australia 2002

表5 Australia's Major Merchandise Exports Principal Destinations and Value

Commodity	2002		Principal Sources and Value									
	Value \$m	Share %	1st	\$m	2nd	\$m	3rd	\$m	4th	\$m	5th	\$m
Meat(excl.bovine)f.c.f	1,730.50	1.4	USA	321.4	Japan	245.4	Singapore	157.3	Saudi Arabia	90.2	Taiwan	75.7
Butter	263.20	0.2	Egypt	25.2	Singapore	17.7	USA	17.0	Saudi Arabia	16.7	Thailand	16.6
Fruit & nuts, fresh or dried	678.9	0.6	Hong Kong (a)	154.0	Singapore	67.0	USA	65.8	Malaysia	65.4	Japan	64.8
Other food products	362.30	0.3	New Zealand	132.5	Japan	51.0	Singapore	18.5	Hong Kong (a)	17.3	China	10.2
Crude Petroleum	6,118.40	5.1	Singapore	1580.2	Rep. Of Korea	1502.2	Japan	976.9	USA	954.1	China	369.1
Heating & cooling equipment	226.50	0.2	New Zealand	47.1	China	19.2	USA	15.7	Singapore	14.5	Rep. Of Korea	14.3
Computers	533.60	0.4	New Zealand	189.10	USA	154.8	Singapore	35.1	Hong Kong (a)	14.1	France	12.3
Computer parts	1,036.10	0.9	New Zealand	300.7	USA	284.3	UK	76.9	Singapore	69.6	Hong Kong (a)	45.8
Telecommunications equipment	675.60	0.6	ncd	152.4	USA	131.7	New Zealand	65.5	Singapore	37.5	China	25.8
Equipment for distributing electricity	218.30	0.2	Singapore	52.3	USA	36.6	New Zealand	29.0	China	25.6	Hong Kong (a)	15.8
Integrated circuits	237.60	0.2	USA	51.8	New Zealand	46.5	Germany	34.9	Hong Kong (a)	16.5	Singapore	10.5
Aircraft & parts	1,771.90	1.5	USA	599.9	France	315.4	Germany	254.8	UK	192.3	Singapore	92.5
Photographic supplies	408.20	0.3	Singapore	78.1	New Zealand	54.6	China	50.2	Rep. Of Korea	41.2	Hong Kong (a)	36.6
Musical instruments	227.3	0.2	New Zealand	71.5	USA	54.8	UK	19.6	Hong Kong (a)	16.1	Singapore	9.2
Non-monetary gold	5,306.90	4.4	UK	1,284.60	Rep. Of Korea	946.9	Singapore	883.7	Hong Kong (a)	541.6	Japan	451.2

ncd = no country details

Administrative Region of the People's Republic of China

表6 Australia's Major Merchandise Imports Principal Sources and Value

Commodity	2002		Principal Sources and Value									
	Value \$m	Share %	1st	\$m	2nd	\$m	3rd	\$m	4th	\$m	5th	\$m
Refined petroleum	1,970.70	1.5	Singapore	891.4	Saudi Arabia	478.5	China	161.0	Indonesia	97.2	Rep. Of Korea	83.9
Organo-inorganic compounds	1,028.90	0.8	USA	202.2	Singapore	111.5	Ireland	109.6	UK	104.7	China	74.3
Medicinal & pharmaceutical products	938.0	0.7	USA	238.4	Italy	155.7	Germany	80.3	UK	79.2	Singapore	49.8
Computers	4,988.60	3.9	China	870.8	Singapore	795.5	USA	707.6	Malaysia	667.9	Taiwan	598.0
Computer parts	2,478.60	1.9	USA	477.1	Japan	452.4	China	338.1	Singapore	300.4	Taiwan	291.0
Integrated circuits	1,135.20	0.9	Malaysia	193.5	USA	177.7	Hong Kong(a)	168.5	Singapore	108	Philippines	95.1
Aircraft & parts	5,247.10	4.1	USA	4,311.40	France	550.8	UK	183.3	Canada	42.5	Singapore	31.4
Ships, boats & floating structures	717.8	0.6	Greece	295.1	Rep. Of Korea	108.1	UK	53.8	Singapore	50.7	Indonesia	45.3
Measuring & controlling instruments	1,847.70	1.4	USA	753.1	Germany	230.2	UK	159.5	Japan	144.6	Singapore	73.1
Printed matter	1,036.80	0.8	UK	347.0	USA	333.4	Singapore	64.9	Hong Kong (a)	64.1	China	61.0
Musical instruments	1,095.40	0.9	Singapore	235.8	USA	181.1	Japan	121.2	Austria	87.7	UK	71.5
Non-monetary gold	2,510.70	2.0	PNG	664.9	Rep. Of Korea	653.3	Indonesia	578.8	New Zealand	204.1	Singapore	130.9

(a) Special Administrative Region of the People's Republic of China

出所：DFAT Composition of Trade 2002

3. オーストラリア産業界における SAFTA の影響

ジェットロ・メルボルンは、SAFTA 締結による影響について、主要な業界団体にインタビューした。製造業全般については、オーストラリア製造業の代表団体であるオーストラリア産業グループ (AIG) に見解を聞いた。さらに、特定の業種ごとに各代表団体にインタビューした。一方、サービス部門には、製造業における AIG のような位置付けにある、サービス業界全体を代表する団体が存在しない。このため、SAFTA による恩恵を最も享受すると考えられている法務サービス部門に注目し、その代表的な組織である 国際法務サービス諮問評議会 (International Legal Services Advisory Council : ILSAC) にインタビューを実施した。以下、オーストラリア連邦政府が公表した各種資料および各業界団体の見解をもとに、SAFTA 締結によるオーストラリアの産業界への影響を概観する。

(1) 産業別に見た SAFTA への取り組み

物品

製造業部門では、業界側に保護主義的な色彩の強い意見は聞かれなかった。これは、業界全体としても、貿易自由化を容認している姿勢をあらわしたものと言える。政府の WTO アジェンダへの積極的な取り組みおよび先進国は 2010 年までに、自由で開かれた貿易・投資を目指す APEC のボゴール目標へのコミットメントについては、総じて産業界は支持している。

したがって、主要な業界団体は、連邦政府による WTO の多角的貿易交渉への取り組みを支持しているといえるが、現在、総じて多国間の交渉プロセスが頓挫している状況にあると認識しているようである。AIG は、各産業が WTO への信頼と関心を失い、WTO 交渉に関してメンバー企業から協力を得ることが困難であったという (AIG へのインタビュー、2003 年 8 月 14 日)。したがって、二国間/地域間アプローチに連邦政府が路線変更したことは、市場アクセスを達成する近道として、ほとんどの産業で受け入れられている。

今回のインタビューを通じて、産業側がいくつかの国々を潜在的な FTA パートナーとして歓迎しないことが明らかとなった。

しかし、一般に、産業界は SAFTA 交渉を支持しており、シンガポールはオーストラリアの製造業はシンガポールを自由貿易港として有効活用している (AIG へのインタビュー、2003 年 8 月 14 日)。協定支持を表明する前に、オーストラリアの産業界は、SAFTA に関する 2 つの重要な問題取り組まねばならなかった。

オーストラリアの製造業にとって、重大な問題は原産地規則 (ROO) および関税撤廃の影響であった。産業界は、既にニュージーランドとの CER⁷で導入された 50% 現地調達ルールを支持しているため、原産地規則に関しては、各交渉の場において常に「交渉の余地

⁷CER は 1983 年 1 月 1 日に締結された。

がない」ものであった（AIG へのインタビュー、2003 年 8 月 26 日）。

一方、SAFTA では、電気・電子機器を中心に 114 品目（HS コード 6 桁）について 30% の原産地規則を認めた。これはシンガポール側からの要請に基づいてオーストラリアが譲歩したのであり、シンガポールにおける製造業に配慮した特別な措置を考慮した結果である（AEEMA へのインタビュー、2003 年 8 月 25 日）。加えて、原産地規則には、上記と同様、シンガポールからの申し出により“accumulation”「累積」⁸の概念が導入された。これは、工業団地の開発が進んだインドネシア領の島々等で組立生産を実施しているシンガポール企業に配慮した措置と考えられる⁹。具体的には、シンガポールから製品を第 3 国に送り、部分的な加工して、再度シンガポールで最終工程が実施され、現地調達率が 50% 超になれば、シンガポール原産と認められる¹⁰。AEEMA は、今回の措置により、オーストラリアのメンバー企業にマイナスの影響は与えないとしている。

SAFTA 締結による関税撤廃については、オーストラリアの産業界には大きな影響を与えないとみられる。AIG によれば、輸入品による予期しない圧力に関しての懸念もメンバーからは聞かれなかった（AIG へのインタビュー、2003 年 8 月 14 日）。他の業界団体も同じ見解であり、シンガポールからの安価な輸入品に国内産業がダメージを受けることはないとの見方である。（AEEMA へのインタビュー、2003 年 8 月 25 日）。交渉終了に先立って公表された Access Economics では、多くの産業にとって、SAFTA を支援する理由のうちの 1 つが、より安価な輸入品へのアクセスが促進されることであると指摘している（Access Economics 2001: 24、27）。

サービス

オーストラリアのサービス業界には、製造業と異なり、貿易自由化へのアプローチを提言する統一団体が存在しない。さらに問題点としては、FTA でサービスを定義することが難しく、DFAT は以下のように示している。

サービス業の範囲は、卸売・小売業、宿泊施設・カフェ・レストラン、輸送・保管、通信サービス、金融・保険、不動産・ビジネスサービス、行政・防衛、教育、保健・コミュニティサービス、文化・レクリエーションサービス、パーソナルサービスのほか、すべてで

⁸日本貿易振興会（『FTA 研究会調査報告書』2002 年 3 月：140）によれば、累積原産方式には、バイラテラル、フル（full）、ダイアゴナル（diagonal：対角線型）の 3 タイプがある。バイラテラルは FTA を締結した両国が相手国国産の原材料を「国内産」とみなす。フルは FTA 参加国全体を単一の領域とみなし、領域内で行われた作業や加工のすべてを原産地の決定にカウントする。ダイアゴナルは当該 FTA の非参加国が供給する原材料を一定の条件の下で「国内産」とみなす。なお、日本と ASEAN との累積原産の考え方については、通商白書 2003（2003 年：186～187）が詳しい。

⁹ JSCOT 2003 年 3 月 24 日：TR9～10

¹⁰ 同上。例えば、シンガポール付加価値 25% パタム島付加価値 50% シンガポール付加価値 25%。

はないが、多くの定義上、電気、ガス、水道設備および建築業が含まれている (DFAT 2003: 5)。

こうしたすべての分野を今回の調査対象にはできない。このため、以下では Access Economics をもとに調査対象分野を絞り見ていきたい。

Access Economics は、SAFTA によって輸出拡大の可能性があるオーストラリアのサービス業として、通信サービス、金融サービスおよび様々な専門職サービス (教育サービス、エンジニアリングサービス、法務サービス、建築設計サービスおよび会計サービス) を挙げている。

前述のとおり、シンガポールの物品市場は開放されているものの、サービス業へのアクセスには制限がある。Access Economics によれば、シンガポールのサービス市場は、他のアジア諸国と比べても相対的に開かれていると指摘している。しかし、オーストラリアからシンガポールへのサービス輸出の観点では、シンガポールには依然として多くの障壁が存在する。シンガポール政府は多くの場合、資本の所有を引き上げているが、シンガポール経済で政府の所有 (オーナーシップ) は依然として残っており、経済の重要な分野での政府の影響力は強いままである。こうした規制は、オーストラリア企業もしくは外国企業が地場企業とサービス分野で競争する場合、不利益を被る可能性がある。

さらに、外国企業がシンガポールのサービス市場で事業を行う場合、例えば、外国銀行の総合業務への新規参入規制、合併法律事務所の設立規制、専門職の資格の非承認等、外国企業の業務に対する障壁が残されている (日本貿易振興会 2003 年 5 月 23 日: 13)。

Access Economics は、通信および金融サービスに関しては、FTA がオーストラリアのサービス事業者にとって本当に利益に結びつくか意見が二分したことを明らかにしている。特に、金融については、シンガポールで金融改革が進行中であり、こうした意見がでるのは当然である指摘している。

JSCOT は、シンガポールが投資銀行に関してかなり自由化していると指摘している。それとは対照的に、リテール・バンキング部門についてはかなり規制が残っている。しかし、オーストラリアの銀行は、シンガポールのリテール業務に参入することに関心を持っていなかったと報告している (JSCOT 2003: 20)。

法務サービス部門では、2001 年にシンガポールでの事業機会を探るため、司法長官が団長となりシンガポールに貿易ミッションを派遣した。国際法務サービス諮問評議会 [The International Legal Services Advisory Council (ILSAC)] は FTA 交渉に先立ち、オーストラリアの法務サービス輸出を促進するべくシンガポールを最優先国と位置付けるよう提言しており、実際 SAFTA 締結に向けての公式交渉の場での一助となった (ILSAC へのイ

ンタビュー、2003年8月25日）。

FTA の公式交渉に加えて、他のサービス分野でも、シンガポール市場に関心を抱き、これまで具体的な行動をとってきた。例えば、エンジニアリングサービス部門では、SAFTA 交渉に先行して、オーストラリア・エンジニア協会¹¹（Institution of Engineers Australia : IEA）が、シンガポールのカウンターパートであるシンガポール専門エンジニア局（Singaporean Professional Engineers Board）と相互承認協定（Mutual Recognition Agreement: MRA）¹²締結に向け交渉を進めてきた。今回の SAFTA には、協定そのものは盛り込まれなかったものの、エンジニアリング部門がシンガポールへの市場アクセスに関心があることは明らかである。

さらに、連邦政府による SAFTA 交渉と平行して、両国の建築設計産業の代表団体が、建築設計に関する MRA の実現に向け、交渉を重ねてきたことを DFAT は報告している（J SCT 2003: 40）。こうしたことから、専門職サービス分野では、シンガポールでの事業機会に関心が高く、シンガポールへの市場アクセス改善を望んでいるといえよう。

（2）産業界への影響

SAFTA に関する公式研究 Access Economics では、オーストラリアの経済に対する SAFTA の定量的効果を評価することは不可能としている。特に、サービス分野においては、サービス貿易のデータが不足しているため、オーストラリアの対シンガポール輸出拡大について、計量経済学のアプローチを用いた予測が難しいと説明している（Access Economics 2001: 2）。

そこで、ROO および関税撤廃の観点から、SAFTA による影響を受けると予想される分野として、製造業一般、電気・電子機器製造業、および法務サービス業に着目し、以下、これら3つの分野について、各業界団体の見解をもとに概観する。

製造業一般

シンガポールでは、実行税率においてビールなど4品目を除きゼロであるため、オーストラリアとシンガポールの物品の貿易上おおむね問題はなかった。オーストラリアの製造

¹¹ オーストラリアにおけるエンジニアリング専門職の代表団体。

¹²相互承認には、強制分野の相互承認（政府間相互承認）と任意分野の相互承認がある。政府間相互承認とは、安全確保等を目的として製品等に対して設定される基準や適合性評価手続が、国の間で異なる場合であっても、輸出国側の政府が認めた第三者機関（適合性評価機関：C A B）が輸入国側の基準及び適合性評価手続に基づいて適合性評価を行った場合、その評価結果を輸入国内で実施した適合性評価と同等の保証が得られるものとして、お互いに受け入れる協定（M R A）を指す（経済産業省 ホームページ）。

http://www.meti.go.jp/policy/conformity/mra/mra_02.html

業にとって、SAFTA 締結による主なメリットは、両国間における戦略提携、シンガポールの投資環境の改善および通関手続きの合理化などが挙げられる。

SAFTA 締結によって、オーストラリアの製造業がダメージを受けることはないと思われる。主な理由は、オーストラリアにとってのセンシティブな品目である自動車、繊維等（表 7）について、シンガポールからの輸入の場合、シンガポール原産のものがほとんどないためである。また、SAFTA では、上述のとおり、原産地規則に基づき現地調達率を決める際、「累積」概念を用いているが、これを適用する際も、乗用車、繊維・衣類・履物（TCF）および宝飾品は除かれることも重要である。なお、SAFTA では、原産地規則について、オーストラリア政府は同産業界の意見を十分踏まえて対応したので、産業界は今回の措置に反対しなかった。

表 7 Australian Tariffs (per cent)

ITEM	2001	2002	2003	2004	2005
Agri-Business & Processed Food					
Dairy Products*	0	0	0	0	0
Beef	0-4	0-4	0-4	0-4	0-4
Poultry	0	0	0	0	0
Textiles/Clothing & Footwear					
Clothing & Finiahed Textiles	25	25	25	25	17.5
Cotton sheeting & Fabrics	15	15	15	15	10
Sleeping bags, table linen	10	10	10	10	7.5
Carpet	15	15	15	15	10
Footwear	15	15	15	15	10
Footwear parts	10	10	10	10	7.5
Other(e.g yarns, leather)	5	5	5	5	5
Passenger Motor Vehicles	15	15	15	15	10
Other Products	0-5	0-5	0-5	0-5	0-5

Source: ABS

*For certain Cheeses there is a tariff quota with an in-quota rate of A\$0.096/kg and an out quota rate of A\$1.22/kg

出所：DFAT 共同研究 M a y 2002

オーストラリアの産業界にとって、SAFTA には、シンガポール税関および手続き面で再保証されたといえるが、標準化、知的財産権およびサービス貿易のいくつかの分野など、まだ不確かな部分が残されている。SAFTA では、将来このような事項に問題があると判明すれば、そうした問題を解決するメカニズムを構築したという（AIG へのインタビュー、2003 年 8 月 14 日、以下ことわりのない限り同じ）。

AIG は、オーストラリアの産業界向けに、シンガポール市場に対する関心をひき、意識を高めるようはたらきかけている。このようなオーストラリア製造業がシンガポール市場の潜在性についての理解を深めることを目的とした AIG の役割は、両国の貿易促進にとって必要である。AIG は、シンガポール市場を考えるにあたり、建設あるいは環境産業のような、特に物品とサービスの両面を備えた分野をターゲットとしている。それらは製造業

と、コンサルティング業あるいはそうしたビジネスでの技術的な専門知識の要素を兼ね備えた分野である。

AIG は、SAFTA がメンバー企業の事業活動に与える影響を明らかにするには少なくとも 1 年かかるが、オーストラリア市場（国内製造業への圧力）におけるシンガポールからのより安い輸入品の影響は無視できるだろうと推測している。国内製品と輸入品との競合については、タイとの CER・FTA によるインパクトの方がより大きいと見ている。しかしながら、AIG は、シンガポールとの貿易が拡大するにあたり、現在予期しない障壁が現れる可能性も指摘している。

AIG は、SAFTA で明記された税関手続きの簡素化、ペーパーレス貿易（貿易取引文書の電子化）や通関手続きの電子化の推進について歓迎している。実際のビジネス活動において、こうした手続きの簡素化によるコスト削減効果など十分把握しきれていないものの、その分野でオーストラリアのシステムが認められたことは注目に値する。

電子・電気機器製造

オーストラリアのベイル貿易相によれば、電子・電気機器産業は、SAFTA を強く支持した（ベイル貿易相、プレスリリース 2002 年 11 月 1 日¹³）。オーストラリア電気電子製造業協会（Australian Electrical and Electronic Manufacturers Association : AEEMA）は、SAFTA の交渉を通じて、同産業界の立場は保護主義的ではなく、むしろ対シンガポール輸出拡大の可能性を追求したとしている。

AEEMA は、AIG と同様に、SAFTA によって、オーストラリアとシンガポールとの経済関係等がより一層緊密化し統合に向かうものと考えている。したがって、AEEMA は、SAFTA 締結を、オーストラリアの輸出企業にとって、シンガポール市場に（また、シンガポール経由で）自社製品の輸出拡大を図るチャンスとして肯定的にうけとめている。

シンガポールでは、中産階級¹⁴の台頭に伴い、電気器具類の需要が増えることが予想される。一方、オーストラリアは、電気器具類の製造分野で強みを持っている¹⁵。さらに、石油化学プラント用設備など産業用製品などの需要増も期待できる。AEEMA は、両国経済が一層緊密化すれば、マーケティングも協力して行う機会が出てくる可能性も指摘している。

¹³ Available at http://www.trademinister.gov.au/releases/2002/mvt143_02.html.

¹⁴ いわゆる中間層の明確な定義はない。ここでは、富裕層と貧困層の間に位置し、比較的所得が高い、という意味。アジアの「中間層」については『2003 年版 ジェトロ貿易投資白書』（日本貿易振興会 2003 年：37～41）を参照。

¹⁵ 例えば、オーストラリアには、配線・配電器具製造大手のジェラード・インダストリーズ（本社南オーストラリア州アデレード）があり、同社のブランド「CLIPSAL（クリプサル）」はアジア市場を中心に世界中に浸透している。『通商弘報』「仏電気大手、アジア太平洋事業を強化」9月26日付 14～15 ページ参照。また、同社の Robert Gerard 会長兼代表取締役社長は AFTA-CER business Advisory council の代表者（2 名）の 1 人（DFAT ホームページ）。

http://www.DFAT.gov.au/trade/trade2003/chapter_03.html

AEEMA は、SAFTA 締結によるオーストラリアの関税引き下げ措置が、オーストラリア製造業への過度な輸入圧力に結びつくかもしれないと懸念していた。この点について AEEMA は、特にオーストラリアの電子・電気機器産業の中でもセンシティブな分野（ケーブル、変圧器、モータ）が、シンガポールからの輸入品による影響を受けないと分析している。この主な理由としては、シンガポールはもはや低賃金国ではなく、上記分野をオーストラリアへ輸出するために、シンガポールに投資する企業はないこと、上記の分野の製品は、大きくてバルキーな（かさばる）製品であることから、輸送が難しく大きな貯蔵施設なども求められることなどを挙げている（つまり、シンガポールで生産するには、もはや不向きな製品である）。

さらに、前述したとおり、SAFTA では、電気・電子機器を中心に 114 品目（HS コード 6 桁）について 30% の原産地規則を認めた。AEEMA によれば、これはシンガポール側からの要請によるもので、30% の原産地規則が適用される品目は、シンガポールにとって重要な製品であるという。AEEMA は、今回の特別な措置が、オーストラリアの製造業に大きな影響を与えないと分析している。

このほか、AIG と同様、AEEMA は、ペーパーレス貿易（貿易取引文書の電子化）なども支持している。AEEMA は、東南アジア諸国と貿易取引をしている多くの企業から通関上のトラブルに着いて苦情を受けているため、今回の合意を通関手続きの合理化につながるものとして歓迎している。

法務サービス

法務サービス産業は、SAFTA 締結による恩恵を最も享受する部門のひとつと考えられている。実際、オーストラリアの法務サービス部門は、サービス輸出を改善することに熱心である。1999 年に初めてオーストラリアの法務サービス輸出開発戦略が計画されて以来、法務サービスの海外市場を増加させることを目的に、アジア（中国およびタイ）へのトレード・ミッションが派遣された（Attorney-General's Department Annual Report 1999-2000）。

法務サービス部門の貿易収支の推移を見ると、1987/88 年度の 5,100 万豪ドルから 2000/01 年度には 1 億 6,400 万豪ドルと黒字を大幅に増加させた（ILSAC 2003: 14）。ILSAC は、オーストラリアの法務サービス部門にとり、最も大きな輸出所得を得られる市場として、米国、英国、日本、ニュージーランドおよび中国（香港を含む）を挙げている。一方、ILSAC は、インドネシア、シンガポール、マレーシアおよびタイのアジア市場について、重要性を高めていく必要があると指摘している（ILSAC 2003:16）。オーストラリアの各法律事務所にとり、これらのアジア市場は従来と違った事業の挑戦の場として、現在注目を集めつつある。

しかし、シンガポール市場に参入したい外国法律事務所には、多くの規制が課される。シンガポール法務省は 2000 年 8 月、地場法律事務所との合併事務所の設立または業務提携

により、国際金融取引に関わる案件に限定して、外国の法律事務所が国内法業務に参入することを認めた（日本貿易振興会 平成 14 年 11 月：87）¹⁶。Joint Law Venture（JLV）の条件は、パートナーとして外国弁護士の経験年数、外国の法律事務所でのパートナーあるいは管理者としてのステイタスなど、極めて多く規定されている。

オーストラリアの法務サービス産業は、シンガポールから特別待遇を得られるよう SAFTA 交渉を支持した。これは、シンガポール政府が 2000 年に JLV を導入して以来、オーストラリアには、シンガポール政府が地場の法律事務所と米英の大手法律事務所の合弁事業を実行し、シンガポール市場から事実上オーストラリアの法律事務所を閉め出したという認識があったためである（ILSAC とのインタビュー 2003 年 8 月 25 日、以下ことわりのない限り同じ）。

今回の SAFTA 締結によって、シンガポールで事業を希望するオーストラリアの法律事務所のために多くの規制緩和が実現した。JLV 規則により、外国の法律事務所が登録するためには、シンガポールに居住する外国の弁護士が最低 5 人必要であり、外国の弁護士は少なくとも 5 年間の弁護士経験あるいはそれに相当する法的な専門知識ならびに経験をそれぞれ持たなくてはならない。さらに、外国の弁護士がシンガポール法の業務を行うことを希望する場合、当該者は少なくとも 5 年間の銀行および金融業務の経験が必要である。一方、SAFTA では、上記事項について、オーストラリアの法律事務所の場合、最低 4 人の外国弁護士に、また、4 人の外国弁護士の経験が合計で 20 年間必要であることに改正された。また、オーストラリアの外国弁護士がシンガポール法の業務を行うことを希望する場合、当該者は少なくとも 4 年間の銀行および金融業務に相当する適切な経験を要することに改正された。

さらに、シンガポールで法学位が承認されるオーストラリア大学の数も 4 校から 8 校に増えた¹⁷。これは、両国における法務部門が一層統合されつつあることを示しており、オーストラリアの教育サービスの輸出は拡大する可能性がある。

このように、SAFTA によって、オーストラリアの法律事務所が、シンガポールの法律事務所と合弁事務所を設立するための好条件は整ったといえる。上記の規制緩和の内容に鑑みると、オーストラリアの法律事務所は、大型案件に関するアドバイスでは英米の大手法律事務所と比べ不利な面があるものの、いくつか強みを持つ可能性がある。

オーストラリアの法律事務所は、資源およびインフラ開発、M&A、民営化、税務およびストラクチャリング、知的財産権、通信法などに関するアドバイスの点では世界クラスと

¹⁶ Joint Law Venture（JLV）および Formal Law Alliances（FLA）については以下を参照。

<http://www.lawgazette.com.sg/2000-10/Oct00-focus2.htm>

¹⁷従来の シドニー大学、ニュー・サウス・ウェールズ大学、メルボルン大学、モナッシュ大学に、オーストラリア国立大学、クイーンズランド大学、フリントマス大学、ウェスタン・オーストラリア大学が加わった。JSCOT 2003 年 3 月 24 日：TR18

認められている（ILSAC 2003: 16）。その他、オーストラリアの弁護士がかなり経験を持っていると言われる分野は、鉱業法および環境関連訴訟（Johnston 2002: 7）、プロジェクト・ファイナンス（ILSAC とのインタビュー 2003 年 8 月 25 日）が挙げられる。より大きな米国/英国の会社と比較された時、オーストラリアの法律事務所は、英米大手の法律事務所と比べて、価格競争力の面で優れている。

SAFTA は両国の経済統合をより深化させることを目指しているため、シンガポール市場におけるオーストラリアのビジネスチャンスが増えれば、法務サービスに関わる契約などの需要も増える可能性があり、この意味で、オーストラリアからシンガポールへの法務サービスの輸出がさらに拡大することも考えられる。

まとめ

上記のとおり、SAFTA 締結の結果、オーストラリアの製造業に対して特段マイナスの影響はあらわれない見通しである。今回のインタビューでは、Access Economics が指摘した SAFTA によるメリット、例えば、製造業が安価な投入財を得られるなどの意見は聞かれなかった。SAFTA によって、両国の経済および貿易関係がより緊密化していくとの観点から、輸出機会が拡大していくことが予想される。

サービス部門では、SAFTA によって、合弁法律事務所の設立規制が緩和されるとともに、法務サービス産業に多くの譲歩を得られた。短期的には、法律事務所を設立せずに多くのサービスを提供することができるので、シンガポールにオーストラリアの法律事務所が著しく増えることはないと考えられる。しかし、オーストラリアの弁護士にとって、SAFTA で得た譲歩は、シンガポールへの市場アクセスを改善させ、法律業務を増加させる可能性を示している。特に、SAFTA によって両国間の貿易投資が増えれば、両国の経済関係が緊密化し経済活動がより活発化することになり、法務サービスの必要性は拡大することが予想される。

4. 事例研究

本項では、FTA がオーストラリアの産業や企業活動に与える影響について、主に企業の視点から検討する。

上述したとおり、SAFTA 締結による物品の貿易への影響は小さいとみられる¹⁸(RIS 2003 年 : 7 ~ 13)。サービス貿易および投資については、前述したとおり (1-1-2)、オーストラリアのサービス事業者が受けるメリットが指摘されており、特に金融および教育分野でオーストラリア企業が事業環境の改善により恩恵を受けると推測されている (Access Economics、 2001 ; 33、 35)¹⁹。

一方、電子・電気機器、自動車分野等の日本企業に対するインタビューでは、すべての企業が SAFTA 締結による事業活動への影響はほとんどないとの意見であった。以下、業種別に、これらの事例を概観する。

(1) 物品の貿易

物品の貿易において、SAFTA 締結 (発効) による域内関税の撤廃による効果は、限定的であると考えられる。その理由としては、 両国の関税率がもともと低いこと、 両国とも農林水産品などセンシティブ品目も少ないこと²⁰、 関税割当等の数量制限など規制²¹も少ないこと (シンガポールは数量制限を実施していない) などが挙げられる。

関税率については、SAFTA 発効前のシンガポールは、酒類 4 品目²²のみ有税品だった。一方、オーストラリアの場合、表 1 のとおり、シンガポールからの輸入についてみると、既に輸入総額の 86% が無税であり、その残りについても関税率は低い (輸入総額の 1% が 10% 以上の関税率を適用)、関税撤廃の効果は軽微と見られる (2003 年 R I S : 7)。

¹⁸ Singapore - Australia Free Trade Agreement、 Done at Singapore on 17 February 2003、 and Associated Exchange of Notes、 *REGULATION IMPACT STATEMENT* (RIS) : 7 ~ 13。

<http://www.aph.gov.au/house/committee/jsct/march2003/treaties/singapore/SAFTAris.pdf>

¹⁹ Access Economics、 2001 ; 33、 35。

²⁰ 表 7 のとおり、オーストラリア側で高い関税率を課している乗用車、繊維・衣料・履物 (T C F) などは、シンガポール原産品がほとんどなく、または輸入額も少ないことから、SAFTA 締結の障害になっていない。

²¹ オーストラリア検疫検査局 (A Q I S) は、シンガポール環境省と食品輸入に関する合意を交わし、シンガポール環境省が発行する証明書が取得されているシンガポール産醤油など輸入の際の検査が軽減されている。〔日本食品マーケティング調査 (オーストラリアの食品市場と日本食普及の現状と将来) 平成 15 年 3 月 日本貿易振興会 : 54〕

²² Stout & Porter (黒ビール) HS 2203.00.000、 Beer & Ale (ビールおよびエール) HS 2203.00.000、 Medicated Samsoo (薬用地酒) HS 2208.90.129、 Other Samsoo (その他地酒) HS 2208.90.129。

食品加工

オーストラリアからシンガポールへの輸出では、シンガポールのビール類の関税が撤廃されることで、オーストラリアのビール製造企業にとって市場アクセスの機会が増えると考えられる（2003年 R I S : 7）。一方、オーストラリアのビールメーカー大手ライオンネイサン（本社 ニュー・サウス・ウェールズ州シドニー）は、「ビールはブランドイメージが重要で、関税が無くなったからといって直ぐに輸出が拡大するというものではない。シンガポールでは、ハイネケン社の子会社である A P B 社のタイガービールが大きなシェアを占めており、新しいビールブランドを普及・定着させるのは非常に難しい。」（日本貿易振興会、2003年：18～19）との見方である。

石油産業

両国にとって最大の貿易品目である石油製品は、既にどちらも無税であり、SAFTA 締結による影響はないと見られる。オーストラリアの石油製品（多くはガソリン及び軽油）輸入量の 45%以上はシンガポール産であり、オーストラリア国内の製品価格は事実上、シンガポール価格に連動して決まっている（シドニー日本商工会議所 2003年：111）。オーストラリア国内の精油所は小規模であるため（平均 10 万バレル/日）、SAFTA 締結前から、大規模な精油所を持つシンガポールとの競争に直面しており、国内の精油所の統廃合が進んでいる。

電子・電気機器産業

a) コンピュータ・同部品

オーストラリアの輸入のうち、常に上位を占めるコンピュータ・同部品も既に無税である。このため、情報機器輸入販売 A 社²³は、SAFTA 締結によって、オーストラリアのコンピュータ・同部品の貿易に与える影響はほとんどないとの意見である。なお、2002 年におけるオーストラリアのコンピュータ輸入先国のトップは中国で（表 6）、2001 年の 5 位から急上昇した。この背景については、Box 1 を参照。

< Box 1 >

A 社は、シンガポール以外のアジアの生産拠点から直接ノートパソコンを輸入しオーストラリアで販売している。同社は、オーストラリア市場を、人口が少ないものの、有望市場のひとつと位置付けている。2000 年前後から、特にノートパソコン生産の中心地として中国南部が台頭している。これは、中国の低コストおよび部品産業集積の厚みを背景に、日本、台湾²⁴、欧米企業が中国への生産移管や外部への生産委託の拡大を通して生産体制の強化を図っているためで、同社も中国の生産拠点を強化した。

シンガポールは、主要部品であるハードディスクドライブ（HDD）生産に強みを持

²³ 2003 年 9 月 17 日のジェトロ・メルボルンによる企業インタビュー。

²⁴ 財団法人交流協会によれば、台湾は 2002 年 1 月 1 日正式にノートブックパソコンの対中国投資を開放した（駐在員レポート 台湾では今 電子版 2002 年 11 月 1 日）。

つが、2002 年後半以降、シンガポールの欧米企業が中国へ生産拠点をシフトしたため、シンガポールではパソコンなど情報機器の生産台数が減少しているという報告もある（中小企業金融公庫 2003 年：12）。こうしたことから、A社は、今後もオーストラリアにおいて、中国製ノートパソコンの輸入は増加するとの見通しである。

b) 音響機器

オーストラリアの音響機器の関税率は、既に無税のケースが多い（ただし、アンプやスピーカーなどの関税率は3～5%）。オーストラリアがシンガポールから輸入する音響機器としては、ラジカセ、CDプレーヤーなどが主な製品とみられる。ただし、これら音響機器の多くは、シンガポール以外のアジア諸国原産（特に中国）のものが、シンガポール経由で輸入されていると考えられる²⁵（表8）。このため、SAFTA 締結による音響機器の輸入拡大などの効果はあまり期待できない²⁶。

< Box 2 >

音響機器輸入販売B社の場合、2003年からアジア太平洋地域における物流をシンガポールに集約した結果、従来、日本および中国から直接輸入していたオーストラリア向け自社製品を、シンガポール経由で輸入することになった。これは、SAFTA 締結をにらんだ動きではなく、物流等の効率化を図るため、シンガポールのアジア太平洋地域における海運および空運の中継基地（ハブ）としての機能を活用したものである²⁷。

²⁵表8のとおり、シンガポールには音響機器関係の最終組立工場が、他のアジア諸国と比べ少ない（日本貿易振興会『東アジアにおけるFTAの展望』（平成14年11月）32ページ 表1）。また、シンガポールの輸出の4割は、再輸出とみられている。

²⁶ 2003年8月18日、8月29日のジェトロ・メルボルンによる企業インタビュー。

²⁷ 2003年8月18日のジェトロ・メルボルンによる企業インタビュー。

表8 主要機器のASEAN及び中国（華南地区）における生産台数

		タイ		マレーシア		シンガポール		インドネシア		フィリピン		中国(華南)		
		2001年実	2002年予	2001年実	2002年予	2001年実	2002年予	2001年実	2002年予	2001年実	2002年予	2001年実	2002年予	
テレビ	カラーテレビ	8,800	9,100	9,975	12,089	96	45	2,735	3,020	480	450	19,500	20,500	
	テレビビデオ一体型	2,350	3,300	3,810	6,344	0	0	1,444	1,580	0	0	3,000	4,500	
ビデオ	VTR	3,690	5,940	8,265	6,465	0	0	12,008	12,400	0	0	3,000	4,500	
	DVDプレーヤー	570	2,200	4,635	5,256	120	610	0	1,000	0	0	9,000	13,000	
オーディオ	ステレオ	1,190	490	17,989	14,910	2,478	2,695	2,370	1,650	0	0	20,000	20,500	
	ラジカセ	0	0	2,091	890	0	0	1,890	1,730	24	20	19,500	18,500	
	ヘッドホンステレオ	0	0	4,100	2,900	156	100	1,920	0	0	0	10,500	11,000	
	CDプレーヤー	0	0	5,370	4,740	0	0	660	0	0	0	6,500	8,000	
	カーステレオ	6,170	6,540	13,390	15,100	216	90	4,110	4,950	1,470	1,170	9,000	9,500	
通信機(電話)	コードレスホン	2,580	4,080	7,356	7,500	366	390	0	0	270	1,030	40,000	44,000	
	携帯電話	0	0	6,642	8,157	3,030	3,432	0	0	2,388	3,000	30,500	40,000	
	ファックシミリ	3,270	4,060	4,278	3,600	738	260	0	0	60	130	2,000	2,000	
電算機(パソコン)	本体	デスクトップ	0	0	720	540	2,772	1,440	0	0	0	0	36,000	38,000
		ポータブル	0	0	1,310	2,350	378	144	0	0	1,116	1,200		
		PDA	0	0			1,020	840	0	0	0	0		
		半完成品	0	0	10,198	7,550								
	周辺機器	キーボード	16,800	21,600	10,500	11,600	0	0	0	0	0	0		
		FDD	9,000	5,700	18,550	16,900	0	0	0	0	48,600	46,800	24,000	25,000
		HDD	33,900	24,000	23,800	34,400	98,820	115,800	0	0	20,478	22,900	21,000	23,000
		DVD・ROM	0	0	3,000	5,050	240	450	1,440	5,550	5,778	6,600	3,500	7,000
		CD・ROM	0	0			396	360	16,920	12,360	2,988	2,833	20,000	22,000
		CD・R / W	0	0	11,235	11,385	126	240	240	3,360	3,300	4,083	4,500	8,500
		プリンター	16,250	18,780	11,780	14,420	9,120	18,223	6,600	7,400	2,400	4,800	26,500	22,500
カラーモニター	8,040	5,130	4,800	4,810	12	0	2,040	2,040	0	0	9,000	10,000		
事務機	複写機	830	990			0	0	0	0	0	0	1,000	1,000	
家電	電子レンジ	4,470	4,600	950	1,200	540	500	0	0	0	0			
	エアコン	6,080	6,140	2,204	1,720	120	100	48	50	66	70	2,000	2,000	
	冷蔵庫	2,530	3,490			0	0	0	0	0	0			
	洗濯機	350	350			0	0	60	70	156	150	500	1,000	

(単位：千台)

出所：JEITA 資料より JETRO 作成（日本貿易振興会 平成 14 年 11 月）

c) その他 (一部の電子・電気機器)

近年、ASEAN 域内での分業体制が構築されつつあるなか、二国間の FTA や二国間の原産地規則によってカバーすることが困難な貿易取引が多くみられる(経済産業省編 2003 年: 186~187)。シンガポール企業の場合、マレーシアやインドネシア(バタム島等)を活用して製品を生産するケースも多い。こうした背景から、SAFTA では、上述したとおり、第 3 国の累積原産の概念を認めていると考えられる。日本企業でのインタビューでは、シンガポールの関連会社がインドネシア等を活用している事例は聞かれなかったが、在シンガポールの欧州系電子・電気機器メーカーが、電気アイロンの製造にあたって、部分的な加工をバタム島で行い、再度シンガポールに戻し完成品にして販売しているケースがある²⁸。SAFTA において、電気アイロン(関税率 5%)は現地調達 30%ルール²⁹(シンガポールでの付加価値が 30%で FTA の対象となる)が適用される品目である。したがって、上記ケースでは、シンガポール国外で 70%の付加価値をつけても、シンガポール原産になるとみられ、当該企業は電気アイロンをオーストラリアへ輸出する際、FTA による恩恵を享受できることになる。

(2) サービス貿易

サービス分野の中で、SAFTA による恩恵を最も受けるのが、金融サービスとの指摘がある。大まかな推定では、金融サービスの輸出額は、年間 800 万~2,000 万オーストラリア・ドル(最高 6,000 万オーストラリア・ドル)の増額が見込まれている。また、教育サービスの輸出額も 1999/2000 年度の前年度伸び率を目安として年間約 5,000 万ドルの拡大を予測している(Access Economics、2001: 33~35)。

SAFTA 締結をにらんだサービス分野での具体的な動きとしては、クイーンズランド州政府がシンガポールとの事業機会に関心が高いことから、SAFTA 発効前にシンガポールへの事業参入について同州の専門職団体、弁護士および教育サービス事業者と討議した事例がある³⁰。

このほか、日本企業へのインタビューでは、人の移動について、ビジネスビザの滞在期間の延長(短期入国の場合、従来の 1 ヶ月から 3 ヶ月)などは基本的に歓迎するとの意見を得た。しかし、上記物品の貿易で取り上げたオーストラリアの日本企業の事業形態を見ると、販売会社を中心であり、シンガポール原産ではない製品を扱っている。このため、シンガポールとの取引関係はほとんどなく、オーストラリアとシンガポールの間でのグル

²⁸ 2003 年 8 月 25 日のジェットロ・メルボルンによる A E E M A へのインタビュー。

²⁹ SAFTA の原産地規則では、当該ルールが適用される 114 品目を除き、当該国原産品として認められるには、付加価値が 50%超でなければならない。

³⁰ 2003 年 6 月 16 日、JSCOT による公聴会および議事録 (TR41) 参照。

ープ企業内交流が少ないことから、事実上影響はほとんどないとしている。

(3) まとめ(事例研究)

上述のとおり、SAFTA 締結がオーストラリアの日本企業の事業活動に与える影響は、ほとんどないと考えられる。

第2章 オーストラリア・タイ経済緊密化・自由貿易協定

Australia Thailand Closer Economic Relations Free Trade Agreement (CER-FTA)

1. 背景

(1) 経緯

オーストラリアとタイの両国間では、2002年5月30日、ハワード首相とタクシン首相はCER-FTAの締結に向けての交渉開始が正式に発表された³¹。5月31日には両国の貿易相との間で公式交渉が開始され、当初スケジュールでは、2003年末にバンコクでのAPEC閣僚会合までに交渉を終える(現在2003年10月中旬開催予定)とした。その後、2002年11月に、FTA交渉の終了日程が2004年6月までと改定された。しかしながら、2003年6月には、再度2003年10月中旬に変更された³²。この背景には、タイ政府が、先進国として初めてのFTAパートナーであるオーストラリアを、米国とのFTAに向けた足がかりとみなしているため、交渉ペースを早めたいとの思惑がある。

FTA交渉の発表に先立つ2001年7月に、両国政府によって *Australia-Thailand FTA joint scoping study* (以下、共同研究) が開始された³³。共同研究では、オーストラリアとタイの産業間には相互補完的な特徴が強調されており、FTAが二国間貿易の発展を推進するという方向性を示唆した。共同研究は、CER-FTAが完全に施行された場合、FTAが両国のGDPの成長に大きく貢献するとの結論を出している³⁴。

総じてオーストラリアとタイとの関係は友好的であると言われている。両国間ではさまざまな協力関係が見られ、FTA交渉に前向きに臨む基盤となっている。両国はWTOにおける農業輸出国で構成されているケアンズ・グループのメンバーである。タイは政治の上でもASEAN構成国の中でオーストラリアの支持者であり、例えば、オーストラリアが積極的に提唱したAFTA-CER構想を提案した国である³⁵。加えて、図1のとおり、オースト

³¹ <http://www.pm.gov.au/news/interviews/2002/interview1673.htm>

³² http://www.trademinister.gov.au/releases/2003/mvt041_03.html

³³ http://www.DFAT.gov.au/trade/negotiations/thai_FTA/index.html

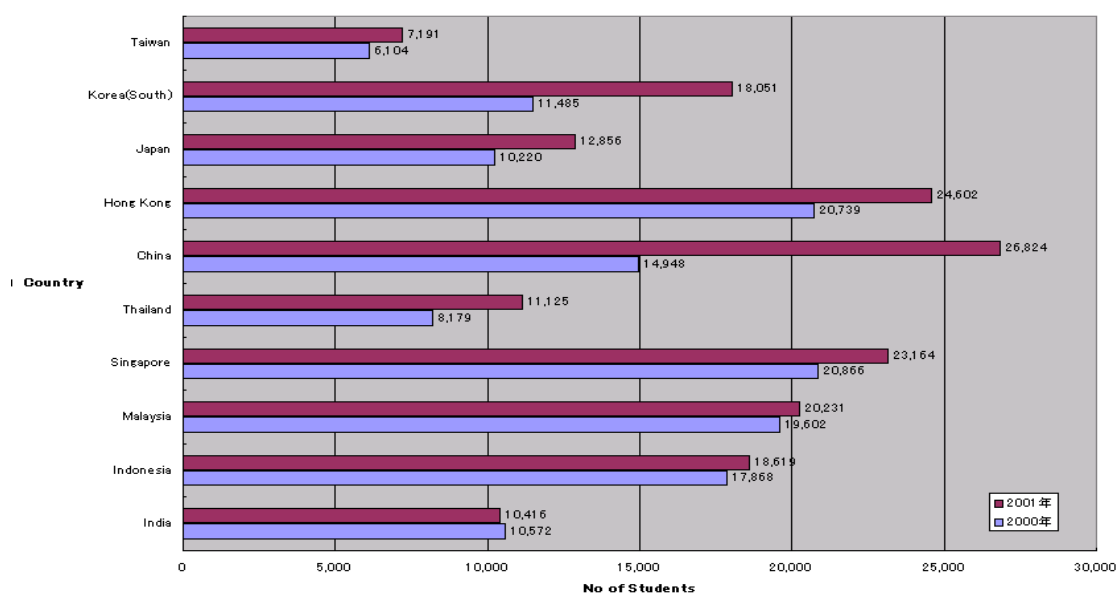
³⁴ 20年間で、オーストラリアのGDPは、66億USD、タイは252億USDの経済効果を生じるものとしており、特に農業、自動車産業、サービス業でその効果が、大きく現れると指摘している。

³⁵ 1993年にタイのスパチャイ商業大臣(当時)が提案。オーストラリアの関与に反対した他のメンバーはマレーシア、インドネシア。AFTA-CERの経緯については、以下が詳しい。

財団法人 国際通貨研究所(財務省国際局 委託調査)『東南アジア地域金融問題研究会』「第6章 オセアニアと東南アジアとの経済関係」(2001.2) http://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/frame_2.html

ラリアは、タイから受け入れる学生も増えている³⁶ほか、両国はこれまで通関や法改革の分野で共同作業を実施してきている³⁷（オーストラリア-タイ・ビジネス評議会（Australia-Thailand Business Council : ATBC）へのインタビュー 2003年8月11日）。

図1 Overseas Student Enrolments by Country 2000-2001



タイは、また、中国³⁸やインドとも交渉を始めているが、CER-FTAの場合、タイにとって先進国とのFTA交渉としては初めてのケースとなる。したがって、タイの思惑としては、CER-FTAは今後の米国との交渉を見据えたFTA交渉であるというのが、各インタビューでも一致した見解であった。

オーストラリア側の交渉における最優先事項は、物品の貿易において期待どおりの結果を出すことにある。オーストラリアの産業界は、タイは高関税率（表9）と貿易投資における非関税障壁が数多いと見ている（AIGへのインタビュー 2003年8月16日）。実際、タイの平均関税は約15%と高く（特に自動車は80%）、非関税障壁も、通関手続きや輸入ライセンス手続き等物品の貿易に関わる問題に加え、サービス貿易や投資に関する各種規制等多岐にわたる。オーストラリアは、こうした比較的高い関税障壁の問題を交渉の場で取り上げることで、タイでのビジネス上の利益を促進させる狙いがある。サービス分野では、オーストラリアのサービス事業者に対する内国民待遇の拡大および市場アクセスの改善と同様、サービスおよび投資環境の向上を要求している。タイはサービス交渉において

³⁶ 図1では、2001年の学生数は前年比36.0%増の1万1,125名。

³⁷ このほか、タイはオーストラリアの東ティモールへの軍隊配備を支援したASEANのうちの1つ。

³⁸ ASEAN・中国FTA枠組み協定に沿って交渉中。

保護主義的色彩が強いと言われている（DFAT website³⁹）。

一方、タイは、オーストラリア側に農産物を中心とした物品の市場アクセス改善を求めている。タイは、オーストラリアに対して検疫制度の一層の透明性（現在いくつかの農産物は輸入が禁止）など求めている。両国は、WTO 規則と一致した協定を目指していることを確認済みである。

なお、2002 年 11 月 16 日、オーストラリアのベイル貿易相とタイのアディサイ貿易相が、CER-FTA 交渉の「アーリーハーベスト（early harvests：早期締結）」を最優先課題にする旨を含んだ共同声明を発表し、交渉の終結目標を 2003 年中としている。ここには、検疫問題、投資保護および投資促進、相互承認および競争政策などに関するコンサルテーションが強調された。これは、全面的に FTA 交渉を推進する目的で 2003 年 1 月に直ちに作業が開始された。

表9 Tariffs in Thailand（per cent）

ITEM	Tariff Reductions under WTO				
	2001	2002	2003	2004	2005
Agri-Business & Processed Food					
Dairy Products*	42.5	42.0	41.5	41.0	41.0
Beef	39	36	33	30	30
Fruit and vegetables	46	44	42	40	40
Other	-	-	-	-	-
Minerals and metals	30	30	30	30	30
Mineral fuels	30	30	30	30	30
Aluminum and articles	30	30	30	30	30
Other	-	-	-	-	-
Other manufactures	-	-	-	-	-
Textiles and clothing	51	44	37	30	30
Passenger Motor Vehicles	80	80	80	80	80
Medicaments	30	30	30	30	30

出所: ABS、DFAT 共同研究 May 2002

このように、CER-FTA は、SAFTA と比べ、オーストラリアの産業にとって多くの問題を抱えているといえよう。これは、両国間で農業貿易問題が存在すること、また、タイが労働集約型の発展途上国であり、特にオーストラリアの製造業の基盤に打撃を与える可能性をもつためである。この詳細については、オーストラリアの産業に対する影響として、後述する。

³⁹ See http://www.dfat.gov.au/trade/negotiations/australia_thailand.html.

(2) 交渉の内容

CER-FTA 交渉開始以来、2003 年 9 月までに交渉は 6 回実施されているとみられるが、交渉の内容は機密扱いとなっている。したがって、ここでは主に DFAT が公表したプレスリリースをもとに、可能な限り、これまでの交渉内容を概観する。

2003 年 6 月初めに、オーストラリアからタイヘイニシャル・オファーが提出された。その内容は、タリフラインの 90%を即時撤廃し(オーストラリアにおけるタイからの輸入の 91%に相当)、タリフラインの残りは実行期間中に段階的に調整するものだった。

これに対して、2003 年 7 月に、タイはオーストラリアにイニシャル・オファーを提出した。それは、53%のタリフライン(タイがオーストラリアから輸入する 77%に相当)が、CER-FTA 発効後に撤廃され、その後 45%のタリフライン(タイがオーストラリアから輸入する 13%に相当)は、実行期間中に段階的にゼロにまで調整するというもの。タイ側はタリフラインの残りの 2%がセンシティブ品目をカバーしているとの主張である。

オーストラリア政府は、関税削減のオファーについて、タイに条件を示した。例えば、自動車および部品への関税について、オーストラリアは、zero-for-zero offer (両国とも関税を即時撤廃)を提示した。当初のタイの対応は、現行 80%ある自動車関税を 20%まで削減し、2010 年までに残りの関税を段階的に引き下げるという内容であった。ベイル貿易相は、「タイからのイニシャル・オファーは、方向性としては正しいものの、我々の提案した要望と一致しないため、タイ側に内容の改善を強く求めている」と述べた(ベイル貿易相スピーチ 2003 年 7 月 17 日⁴⁰)。

タイ政府の主な懸案事項の 1 つに、農産物の市場アクセスがある。オーストラリア側の厳しすぎると言われる検疫制度のため、現在いくつかのタイの農産物は輸入が事実上禁止となっている。タイは、特に鶏肉、トロピカル・フルーツおよびエビ(シュリンプ)を申し出ている。オーストラリアのベイル貿易相は、「(タイ側の)物品の関税削減を実施する意志は、(オーストラリア側が)検疫制度の改正を行う意志次第であるべきだといくつかのタイの産業は議論してきた」とスピーチで述べている(ベイル貿易相スピーチ 2003 年 6 月 4 日)。オーストラリア政府は、タイから検疫問題の対話および協力についての改善の申し出があれば、検討する準備が整っていることを示唆している。

一方、サービス分野では、リクエスト・リストが交換されたが、9 月の時点でサービスに関するイニシャル・オファーは提出されていない。これに対して、CER-FTA における工業規格の標準化、知的所有権、電子商取引、紛争解決および透明性を含む章については、大

⁴⁰ Available at http://www.trademinister.gov.au/speeches/2003/0030717_fapm.html.

部分は実質的に合意したものの、政府調達に関してはまだ合意に達していない。

サービス貿易では、上述したように、タイは交渉に関して「極めて保護主義的立場」である。オーストラリアの目標は、外国投資および市場アクセスに関連する規制緩和を達成することである。タイは、米国との間で、タイで会社を設立したい米国企業に対して規制を緩和する友好条約（Treaty of Amity）を締結・維持している⁴¹。オーストラリアは、CER-FTAにおいて少なくとも、アメリカと同等の恩恵を享受できる措置を得ることを期待している（バイル貿易相スピーチ 2003年6月4日）。

2. オーストラリアとタイの貿易

2002年のオーストラリアからタイへの輸出は、前年比9.7%増の25億1,200万豪ドル、輸入は17.0%増の31億4,100万豪ドルだった（表10）。この結果、オーストラリアの貿易赤字は6億2,900万豪ドルと、前年のほぼ1.6倍に拡大した。

2002年のオーストラリアの輸出総額に占めるタイのシェアは2.1%（輸出相手国としては11番目）、輸入総額に占めるシェアは2.5%となっており（輸入先国としては14番目）、前年よりややシェアは拡大した（表10）。

表10 Australia's merchandise trade with Thailand and the world（A\$ million）

	1998	change on preceding year (%)	1999	change on preceding year (%)	2000	change on preceding year (%)	2001	change on preceding year (%)	2002	change on preceding year (%)
Exports										
To Thailand	1,280	n/a	1,442	-12.7	1,959	35.9	2,290	16.9	2,512	9.7
Total	88,985	4.9	86,893	-2.4	110,354	27.0	122,530	11.0	119,436	-2.5
Thailand share (%)	1.4		1.3		1.8		1.9		2.1	
Imports										
From Thailand	1,640	n/a	2,200	34.1	2,815	28.0	2,684	-4.7	3,141	17.0
Total	96,773	16.0	101,517	4.9	116,955	15.2	117,710	0.65	127,642	8.4
Thailand share (%)	1.7		2.2		2.4		2.3		2.5	
Balance of trade with Thailand	-359		-759		-857		-394		-629	

出所：DFAT

オーストラリアとタイの貿易関係をみると、オーストラリアが主に資源（金、綿等）

⁴¹友好条約は1966年に調印された。これにより、米国企業はタイで会社設立にあたり過半数の株式を取得可能で、商業分野にも参加が認められている。詳細は以下を参照。

<http://thaiembdc.org/politics/thaius/1966taer.htm>

食料（乳製品等）、アルミニウムなどを輸出する一方、原油、海産物のほか、自動車（商用車、乗用車）や冷暖房機器などの機械類を輸入する構造となっている（表 11）。

2002 年のオーストラリアのタイ向け輸出をみると、上位 5 品目の金額で、輸出総額の 5 割強を占めている。綿花の輸出先国として、タイは第 2 位（トップはインドネシア）である（表 12）。

2002 年のオーストラリアのタイからの輸入をみると、上位 5 品目の金額で、輸入総額の約 4 割を占めている。特に、冷暖房機器については、タイは輸入先国としてトップである。また、商用車は、タイは輸入先国として、日本に次いで第 2 位である（表 13）。

なお、2002 年のタイの貿易統計からオーストラリアの位置付けを見た場合、オーストラリアは輸出相手国としては 11 番目（シェア 2.4%）、輸入相手国としては 10 番目（2.3%）である。

表 11 Top five Australian exports to Thailand (A\$'000)

	1998		1999		2000		2001		2002					
1	Cotton	172,953	Cotton	188,413	9.0%	Aluminium	242,218	59.2%	Aluminium	377,231	55.7%	Non-monetary gold	412,166	380.2
2	Aluminium	168,603	Aluminium	152,181	-9.7%	Cotton	221,457	17.5%	Cotton	247,837	11.9%	Aluminium	348,688	-7.6%
3	Non-monetary gold	128,863	Non-monetary gold	122,890	-4.6%	Crude petroleum	160,910	518.9%	Confidential items	19,959	30.2%	Confidential items	257,735	29.2%
4	Confidential items	125,864	Confidential items	107,896	-14.3%	Confidential items	153,263	42.0%	Crude petroleum	150,841	-6.3%	Cotton	186,260	-24.8%
5	Milk & cream	105,254	Milk & cream	98,632	9.6%	Non-monetary gold	127,012	3.4%	Milk & cream	108,518	5.8%	Milk & cream	120,760	11.3%

Note Percentage figures indicate the change on the preceding year's total for the same item.

Top five Australian imports from Thailand (A\$'000)

	1998		1999		2000		2001		2002					
1	Heating& cooling equipment	144,774	Motor vehicles for trans goods	471,425	262.5%	Motor vehicles for trans goods	696,501	47.7%	Motor vehicles for trans goods	475,118	-31.8%	Motor vehicles for trans goods	502,588	5.8%
2	Motor vehicles for trans goods	130,046	Heating& cooling equipment	147,695	2.0%	Crude petroleum	202,571	n/a	Heating& cooling equipment	226,046	36.0%	Crude petroleum	259,209	40.1%
3	Computers	121,057	Prepared seafood	119,830	3.0%	Heating& cooling equipment	166,240	12.6%	Crude petroleum	185,082	-8.0%	Heating& cooling equipment	240,834	6.5%
4	Prepared seafood	116,378	Crustaceans	111,168	8.5%	Prepared seafood	117,460	-2.0%	Prepared seafood	153,480	-8.6%	Prepared seafood	157,463	2.6%
5	Crustaceans	102,424	Computers	105,471	-12.9%	Televisions	107,112	9.3%	Confidential items	94,810	2.5%	Passenger motor vehicles	115,802	35.0%

n/a Not applicable

Note Percentage figures indicate the change on the preceding year's total for the same item.

出所：DFAT Composition of Trade Australia 2002

表 12 Australia's Major Merchandise Exports Principal Destinations and Value

	2002		Principal Destinations and Value									
	Value	Share %	1st	\$ m	2nd	\$m	3rd \$m	\$m	4th	\$m	5th	\$m
Milk & Cream	1710.5	1.4	Philippines	287.1	Malaysia	155.5	Indonesia	129.7	Thailand	120.8	Taiwan	116.2
Butter	263.2	0.2	Egypt	25.2	Singapore	17.7	USA	17.0	Saudi Arabia	16.7	Thailand	16.6
Fish, fresh, chilled or frozen	506.5	0.4	Japan	368.1	Hong Kong(a)	53.5	USA	39.9	China	8.9	Thailand	6.9
Cotton	1,255.90	1.1	Indonesia	398.7	Thailand	186.3	Rep. Of Korea	183.4	Japan	173.3	China	47.7
Uranium or thorium ores	363.7	0.3	ncd	363.3	Thailand	0.4						
Pigments, paints, varnishes	648.2	0.5	China	133.1	Rep of Korea	105.7	New Zealand	82.9	Hong Kong (a)	50.4	Thailand	46.3
Leather	598.9	0.5	ncd	396.9	USA	86.5	China	40.0	Soputh Afria	30	Thailand	16.3
Uncoated flat-rolled steel	218.8	0.2	USA	117.2	Italy	52.8	Thailand	15.0	Indonesia	12.6	New Zealand	5.3
Aluminium	4,252.70	3.6	Japan	1,444.30	Rep. Of Kora	614.9	Taiwan	565.9	Thailand	348.7	China	222.8
Toys, games & sporting goods	328.3	0.3	New Zealand	95.4	USA	53.5	Singapore	31.0	UK	27	Thailand	17.7

ncd=No Country Details

(a) Special Administrative Region of the People's Republic of China

出所：DFAT Composition of Trade 2002

表 13 Australia's Major Merchandise Imports Principal Source and Value

	2002		Principal Sources and Value									
	Value	Share %	1st	\$ m	2nd	\$m	3rd \$m	\$m	4th	\$m	5th	\$m
Heating & cooling equipment	1,404.60	1.1	Thailand	240.8	Japan	185.4	Rep. Of Korea	155.8	USA	143.8	New Zealand	95.3
Motor vehicles for transporting goods	2,746.60	2.2	Japan	1,389.40	Thailand	502.6	USA	327.4	Germany	94.4	Brazil	90.6
Jewellery	451.5	0.4	Italy	108.9	Thailand	51.5	Hong Kong (a)	44.0	New Zealand	39.3	China	35.0
Plastics, primary, nes	511.8	0.4	USA	109.6	Germany	63.8	Japan	59.7	Thailand*	43.3	UK	33.6

出所：DFAT Composition of Trade 2002

3. オーストラリア産業界における CER-FTA の影響

上述したとおり、CER-FTA 交渉は、SAFTA の時よりも多くの問題を含んでいる。共同研究では、3つの主要産業が調整コストに直面すると見込んでいる。主要な業界団体のうち（自動車部品業界を除き）、FTA から得られる利益のみで FTA を支持する団体はない。業界団体は、オーストラリアの通商政策の特徴および貿易自由化へのコミットメントを踏まえて、CER-FTA 交渉をアプローチのうちのひとつとして、注意しながら支持する。

以下、オーストラリアにおける主要業界団体の CER-FTA への対応、見解について概観する。

(1) 産業別に見た CER-FTA への取り組み

物品

SAFTA とは対照的に、多くの産業は CER - FTA への全面的な支持を表明することは避けたものとみられる。上述したように、タイとの交渉上の問題は SAFTA よりも多く、解決するのも困難である⁴²。それにもかかわらず、CER - FTA 交渉のタイムスケジュールが限られていることや、AUSFTA の交渉も同時に平行して進められていることなどから、オーストラリア産業界は、CER - FTA の先行きを懸念している。タイは、オーストラリアとの FTA が初の先進国との FTA であるため、大きなプレッシャーの下に置かれているとの指摘もある（ATBC とのインタビュー 2003 年 8 月 11 日）。

AIG は、オーストラリアの製造業の場合、原産地規則（ROO）への適切な対応次第で、CER-FTA を支持するか決まると指摘している（AIG へのインタビュー 2003 年 8 月 14 日）。理想的には、産業は、ASEAN の製品がタイ経由でオーストラリアに輸入されないような措置を支持するだろう。オーストラリア側は、タイ企業のコスト計算の仕方や企業会計の完全性に懸念を抱いている⁴³ため、ROO に関して適切な対応を取るよう望んでいる。

一方、製造業の分野によっては、タイからの輸入品が国内産業に脅威となる懸念を持っている。そのような業種の 1 つに、繊維・衣類・履物産業（TCF）がある。TCF 業界は CER-FTA 交渉を支持しないが、同産業だけの反対で交渉を停めることが不可能なのは認識している

⁴²実際、交渉が難航していることなどが、当地紙で報じられている。『The Australian』「Thailand baulks at timing of FTA deal」2003 年 10 月 3 日参照。

⁴³例えば、タイでは IR 活動が一般化している状況にはないという。アジア各国の企業会計の詳細については、以下を参照。UJF 総合研究所（財務省国際局 委託調査）『アジア各国における企業会計制度の現状と課題』「第 2 章 タイ」（平成 14 年 12 月）34 ページ

(繊維ファッション産業協会 Council of Textiles and Fashion Industries : CTFI へのインタビュー 2003年8月14日)。TCF 業界は、タイ国境問題(他の ASEAN など第3国産の迂回輸入および通関手続き上の問題)、無税で輸入されるタイ製品が国内産業に打撃となるという2点に関心が集中している。

TCF 業界の立場は CER-FTA 交渉を支持しないものの、タイでの厳格な船積み検査の施行とともに厳格な原産地規則の設定の必要性を強く訴えている(CTFI へのインタビュー 2003年8月14日)。さらに、CTFI は(CER-FTA 不支持の立場は同じであるが)、タイ側が輸入繊維製品に課している高関税および従価税が CER-FTA 締結により撤廃されるならば、FTA はオーストラリアからタイへの繊維製品の輸出拡大につながるチャンスと考えている。

なお、共同研究では、オーストラリアの強みである綿糸など天然素材を活かした製品開発、スポーツウエアでのデザイン開発のほか、スウィムウエアや(繊維素材の)キャンピング用品などのニッチ・マーケットを狙った輸出の可能性を示唆している(共同研究 section 4、page 14、17)。

電子機器製造分野では、TCF ほどではないものの、CER-FTA を支持していない。AEEMA は、CER-FTA に対して「相反する価値を使い分けた」アプローチ(an “ambivalent” approach)をとっていると述べている(AEEMA へのインタビュー 2003年8月25日)。シンガポールとは異なり、タイはまだ安価な労働力等を背景にした大量生産国である。オーストラリアにかつて工場を持っていた電子機器製造企業は、既にタイへ生産拠点をシフトさせている。例えば ABB、Rockwell Automation、Brook Hansen(現在 Brook Crompton)などがあり、いずれも、モータおよび変圧器のメーカーである(AEEMA へのインタビュー 2003年8月25日)。したがって、オーストラリアの同分野にとって、タイの存在は脅威である。しかしながら、いくつかの産業や電子機器製造企業はオーストラリアからタイへのシフトを望んでおり、タイでの製造拠点を設立するために、タイの投資環境改善を望むと同時に輸出機会を拡大したいので、FTA を支持している。

自動車産業では、自動車メーカーと部品メーカーとの間で意見が分かれている。2001年(暦年)におけるタイからの自動車部品輸入額は、自動車部品輸入全体の 1.9%であるが、年々拡大傾向にある(表 14)。自動車部品製造業連合(FAPM)は、国内産業への大きな影響を予想していないことから CER-FTA を支持している(FAPM へのインタビュー、2003年8月20日)。タイからの輸入部品は、先進国からの輸入部品より低い関税率で既にオー

ストラリアに入ってきているという⁴⁴。また、FAPM は、オーストラリア製自動車のタイ向け輸出拡大の可能性も指摘しており、これも CER-FTA 支持の理由となっている。

表 14 Australia's top 20 import sources for automotive components

		1996	1997	1998	1999	2000	2001
		A\$'000	A\$'000	A\$'000	A\$'000	A\$'000	A\$'000
1	Japan	1,443,043	1,483,277	1,573,507	1,640,722	1,973,026	1,928,523
2	USA	1,102,541	1,138,873	1,344,021	1,272,299	1,510,653	1,477,211
3	Germany	340,986	331,149	451,286	457,560	427,405	408,517
4	Korea	145,113	177,961	189,050	169,218	186,728	211,010
5	Canada	32,560	35,573	43,686	42,041	49,524	195,772
6	China	56,413	72,986	106,339	131,289	172,220	195,655
7	UK	217,233	242,581	240,253	173,648	156,456	148,712
8	Taiwan	104,436	109,063	114,085	119,853	131,893	140,517
9	Malaysia	74,129	78,597	93,264	81,511	112,278	126,727
10	Thailand	19,546	23,214	44,428	69,708	103,415	115,825
11	Sweden	108,827	111,271	94,622	95,614	112,629	111,187
12	New Zealand	78,665	85,413	120,421	104,008	101,470	109,142
13	Italy	87,775	84,682	99,476	105,169	92,859	100,417
14	Samoa	59,090	53,564	53,850	56,806	65,355	89,511
15	Indonesia	31,142	50,213	65,388	70,529	82,383	88,592
16	France	65,063	70,838	94,332	83,783	84,316	87,403
17	Philippines	59,808	52,438	62,481	66,115	90,562	82,154
18	Spain	61,457	52,696	84,496	79,868	69,944	62,798
19	Brazil	30,485	30,787	34,422	28,562	32,015	36,355
20	Belgium-Luxembourg	17,301	22,448	27,486	25,942	32,717	36,256
	Total all countries	4,246,270	4,433,591	5,096,891	5,053,680	5,790,910	6,014,610

出所：FAPM、 Submission to DFAT on negotiations for an FTA between Australia and the USA (2003: 34)

FAPM は、CER-FTA 締結によって、オーストラリア製部品の一部がタイ製部品に取って代わる可能性も認識している。しかし、自動車組み立ての現場近くで供給することを求められる部品（シートやカスタムメイドの部品等）があるため、ある程度の部品はオーストラリアに残るとみている。FAPM は、CER-FTA による価格競争の激化が懸念されるものの、すべてを考慮したうえで、自動車産業としては、FTA の推進を支持するという。さらに、他の産業と同様、FAPM は市場アクセス向上のための近道が、2 国間アプローチであることを認識しており、FTA によって、オーストラリア部品メーカーによるタイへの投資機会

⁴⁴オーストラリアでタイは開発途上国として指定されており、一般特惠関税制度の適用対象国であるため、既に一般よりも低い関税率の恩恵を享受している。一般特惠関税制度（GSP: Generalized System of Preferences）は、開発途上国の輸出所得の増大、工業化と経済発展の促進を図るため、開発途上国から輸入される一定の農水産品、鉱工業産品に対し、一般の関税率よりも低い税率（特惠税率）を適用する制度（外務省 website）。一般に、開発途上国へ適用される関税率は先進国よりも約 5 パーセント低い。関税の詳細は以下を参照。

<http://www.customs.gov.au>

の拡大も期待している。

自動車メーカー4社⁴⁵は CER-FTA を支持しているが、各社によって支持の度合いは異なるという見方が一般的である（AIG へのインタビュー 2003 年 8 月 14 日）。このうち、3社がタイにピックアップトラックの製造拠点をもち、すでにタイからオーストラリアに輸入している。ピックアップトラックは、オーストラリアの生産車種と競合しないため、FTA による恩恵を享受することになる。一方、共同研究では、オーストラリアの生産車種（大型乗用車を中心）はタイへ輸出できる可能性を示唆している（共同研究 section 4、page 12）。

農業部門も CER-FTA を支持しているといわれている。タイは農産物に高関税を課しており⁴⁶、特に、乳製品、肉類および米をセンシティブ分野として宣言している。これらは、オーストラリアからタイへ輸出可能性が高い分野である。

サービス

SAFTA で述べたとおり、オーストラリアのサービス産業には、業界全体を代表する団体が存在しない。タイについては、サービス分野を開放することについては、非常に保護主義的であるといわれている（ILSAC へのインタビュー 2003 年 8 月 25 日）。ATBC によれば、タイにおけるオーストラリア産業界の代表団体、オーストラリアのサービス事業者（特に、コンサルティング、建築設計、建設サービス等）はタイ市場への参入を切望している。多くの主要な国際法律事務所および会計事務所は既にタイで活動している（共同研究 section 3、page 14）⁴⁷。FTA 交渉においては、ビザ発給や就労許可とともに投資手続きの簡素化などが盛り込まれているため、CER-FTA 締結によりオーストラリアのサービス事業者はその恩恵を受けるものとみられる。

（2）産業界への影響

本項および次項では、オーストラリアとタイの FTA “Closer Economic Relations Free Trade Agreement（CER-FTA）” 締結によって、オーストラリアにおける産業や企業の事業活動にどのような影響があるか概観する。

⁴⁵ トヨタ自動車（本社：ビクトリア州メルボルン）、三菱自動車工業（本社：南オーストラリア州アデレード）、ホールデン（本社：メルボルン、自動車組立工場はアデレード）、フォード（本社：メルボルン）。

⁴⁶ 日本貿易振興会 『オーストラリアの地域貿易協定（FTA）における農林水産物の取り扱い実態調査』 2003 年 3 月、DFAT 2002、*Subsistence to Supermarket Agrifood Globalisation and Asia*、Volume *Asia and The Agrifood trade framework* が詳しく解説している。

⁴⁷ 例えば、オーストラリアの法律事務所では、Allens Arthur Robinson、Minter Ellison、Deacons Graham & James、Clayton Utz などがタイのパートナーと合併で事業活動している。

表 15 オーストラリアとタイの二国間貿易において両国が比較優位を持つ製品分野

オーストラリアが比較優位を持つ製品カテゴリー
肉および食用の動物屑、乳製品、野菜・根・塊茎、ラック・ゴム・樹脂・他の野菜の樹液・抽出液、動物性・植物性油脂、タバコおよびタバコ代用品、鉱石・スラグおよび灰、肥料、精油、香料類、化粧品あるいはトイレ用品、爆発物・花火・マッチ・自燃性合金、写真用製品・映写用製品、革・馬具類、旅行用品、毛皮・人工毛皮、羊毛・動物の毛、カーペット・繊維製敷物、特別な織物、個の石・石膏・セメント・石綿・雲母、天然真珠・養殖真珠、貴石・半貴品、アルミニウム、亜鉛、光学機器・写真用機器・映写用機器・測定機器・検査機器・医療機器。
タイが比較優位を持つ製品カテゴリー
魚・甲殻類・軟体動物・他の水生無脊椎動物、動物が原料の製品、調整品（魚・甲殻類・軟体動物・他の水生無脊椎動物）、食品産業からの残留物、動物飼料、アルブミノイド性物質、糊・接着剤・酵素、プラスチック・プラスチック関連製品、生の皮・皮膚（毛皮以外）・革、人造フィラメント、人造繊維原料、詰め綿・不織布・特別の糸・ひも・縄・ロープ・ケーブル、羽毛・羽毛関連製品、造花等、陶器、ガラス・ガラス用品、錫・錫関連製品。
両国が優位性を共有する製品カテゴリー
食用の果物・ナッツ、柑橘類またはメロン、シリアル、製粉・麦芽・糊、イヌリン・小麦グルテンの製品、ココア・ココア調整品、シリアル・小麦粉・糊・ミルクなど調整品、野菜・果物・ナッツ・他の植物の調整品、様々な食用調整品、その他の調整品、塩・石灰・セメント・漆くい塗り材料・硫黄・土壌・石、ゴム・ゴム関連製品、パルプ（木製あるいは他の繊維セルロース原料）、綿、コーティングされた繊維生地、鉄・鉄鋼、鉄道や電車の軌道以外の車両および部品付属品、家具、寝具・クッション・同様の詰め物類・ランプ・照明。

出所：DFAT May 2002 : Chapter3、5 ページ

注：HS コード 2 桁分類（1999 年）で作成。

製造業

物品の貿易において、CER-FTA が締結された場合、域内関税の撤廃による効果は、概して非常に大きいと考えられる。この理由としては、タイの関税率は、自動車、農産物、工業製品など全般的に高いこと（表 9） オーストラリアが高い関税を課している乗用車や TCF などセンシティブな品目に対して、タイが比較優位性を持つと考えられること、な

どがあげられる。

DFAT は、表 15 のとおり、両国間の貿易において、それぞれの国が比較優位性を有する物品のリストを取りまとめている。また、両国の主要貿易品目のなかでは、オーストラリアからタイへの輸出拡大の潜在性が高いものとして、乳製品、医薬品などがあり（表 16）タイからオーストラリア向け輸出では、自動車、プラスチック製品などが指摘されている⁴⁸（表 17、18）

こうした品目をもとに、貿易拡大の可能性などの観点から、主な業種のケースを次項の事例研究で概観する。

表 16 Top 10 Australian Exports to Thailand in 2001 (millions US dollars)

Item	Tariff %	NTM	Trade Value	Expansion Potential
Aluminium	Jan-20	-	305,539	medium
Cotton	0-20	-	271,323	low
Petroleum	0	-	134,255	low
Dairy	5-232	quota	131,430	high
Copper	0-10	-	111,758	medium
Medicaments	0-20	-	101,579	high
Ores	1	-	95,246	low
Gold	0	-	85,926	low
Wool	0-10	-	73,702	low
Telecommunications Equip't	Mar-20	-	48,330	medium

出所：ABS、DFAT 共同研究 May 2002

表 17 Top 10 Thai Exports to Australia in 2001 (millions US dollars)

Item	Tariff	NTM	Trade Val	Expansion Potential
Vehicles	15	-	305.2	medium
Air conditioners (automotive and non-automotive)	0-15	-	93.7	low
Crude oil	0	-	87.4	medium
Frozen shrimp	0	Quarantine	54.0	medium
Computers	0-5	-	53.7	low
Canned fish	0-5	-	45.4	low
PVC	5	-	42.1	medium
Iron or steel products	5	IPR	39.7	medium
Plastic Products	May-15	AD	39.6	medium
Paper and Pulp	5	-	34.6	medium

Note; The exchange rate is A\$1.934 per US dollar in 2001

出所：DBE、WTO、DFAT 共同研究 May 2002

⁴⁸ DFAT May 2002 : Chapter 3 5、6

表 18 Top Thai Exports to the World and Potential Exports to Australia in 2001
(millions US dollars)

Note; the exchange rate is A\$1.934 per US dollar in 2001

Item	Tariff	NTM	Trade Val	Expansion Potential
Rubber and rubber products (not including automotive)	5	-	33.9	medium
Textiles	25	environmental standard	32.3	medium
Leather	0-5	-	31.2	medium
Pet food	0	quarantine	20.7	medium
Furniture and parts thereof	0-5	-	20.6	high
Precious stones and jewelry	0-5	-	19.2	high
Vegetables and fruit, fresh and chilled	0-5	quarantine and antidumping	16.6	medium
Poultry cuts and preparations	0	quarantine	0	high
Some tapioca products	0	quarantine	5.3	medium

出所 : ;DBE、WTO、DEFT 共同研究 May2002

サービス業

サービス貿易については、データ不足等の問題があり、現状を把握することも困難な状況である。ただし、DFAT は、教育、観光、医療関連サービスを取り上げて、CER-FTA 締結が及ぼす影響を予想している。

教育については、オーストラリアの教育機関がタイに投資をしており⁴⁹、事業活動の改善が期待できると指摘している。また、インターネットを利用した教育の開発において、オーストラリアの研究機関がサービスを提供できる機会が得られる可能性もある。さらに、オーストラリアの教育機関は、タイ国内で防衛、航空、造船・修復、鉄道、港湾管理などの分野で職業訓練コースを提供する機会もあるとしている。オーストラリアの自動車メーカーは、既にタイで職業訓練コースを設けている(DFAT May2002 : Chapter4 18 ~ 22)。

観光では、ビザ発給の迅速な対応等を促進することで、双方向の観光客増加を期待している。また、ホテルやレストラン等の分野での合弁事業設立など、双方向での投資が促進される可能性を指摘している(DFAT May2002 : Chapter4 23)。

医療関連サービスでは、タイ式マッサージ理論、臨床研究といった包括的な専門訓練分野での投資拡大を予想している。また、医療関連分野での教育、訓練、コンサルタントの機会が増え、特に、オーストラリアの輸出増加が期待される分野として、治療サービス、

⁴⁹ 1997年にメルボルンのスウィンバーン工科大学とバンコクのテクノロジー・サブライ・グループが合弁で Swinburne Tummasiri Leam Chabang School of Engineering を設立し、エンジニアリング、IT、経営管理の英語プログラムを提供している。また、1995年にニュー・サウス・ウェールズ大学とマハナコン工科大学は、合弁で Australian Institute of Language を設立し、タイの教育機関、政府、産業界に英語訓練サービスを提供している。(DFAT May 2002 : Chapter4 21)

設計やデザイン、病院関連の情報システム開発といった医療の IT 化の領域が挙げられている (DFAT May2002 : Chapter4 24 ~ 25)。

4. 事例研究

(1) 主要産業

農林水産、食品加工

a) 酪農

乳製品の輸出額は、オーストラリアのタイ向け農産物輸出総額の 36.9% (2001/2002 年度) を占める (日本貿易振興会 2003 年 3 月 : 28)。2002 年のミルクおよびクリーム (SICT3 桁) の輸出先国としては、タイは第 4 位にランクされており、バター (SICT3 桁) については 5 位である。

一方、タイにとって、オーストラリアは「脂肪分 1.5% 未満の粉末状ミルクおよびクリーム」 (HS-CODE 0402.100-007) の最大の輸入相手国であり、「砂糖を含まない粉乳」 (HS-CODE 0402.219-108) はニュージーランドに次ぐ 2 位となっている⁵⁰。

タイ国内酪農農家の保護の観点から、これらにはクォータ枠も定められている。一方、クォータ枠がない脂肪分 1.5% 以上の粉乳は、2000 年 4 月に関税が 5% から 18% に引き上げられた (ただし、育児用粉乳は 5%)⁵¹。

ビクトリア (VIC) 州の生乳生産量は、オーストラリア全体の 6 割を占め、同州は酪農業の中心地となっている。このため、VIC 州には、日本の乳製品製造会社が複数進出している。乳製品製造販売 C 社は、タイを含めたアジアに育児用粉ミルクを輸出しており、CER-FTA 締結されれば、価格競争力の面でメリットがあると指摘している。タイでは、乳製品は生活必需品であるため物価統制の対象となっており、企業は政府の許可がなければ値上げできない環境であることから、関税引き下げは販売面でプラスと見られる⁵²。

オーストラリアの酪農業界団体は、各国との FTA 締結を支持しており、特に米国との FTA (AUSFTA) 締結にあたりロビー活動を積極的に展開している。一方、CER-FTA については 米国と比べるとタイ市場が小さいこと、乳製品はタイ側の関税・非関税障壁も高く、政府間の FTA 交渉が難航しているとの観測があることなどから、米国と比較するとロビー活動等やや見劣りする印象がある⁵³。

⁵⁰ タイ関税局発表の輸出入統計。順位は、2002 年の金額ベース (パーツ)。

⁵¹ 日本貿易振興会『海外の食品産業 (タイの乳製品産業)』No.211 (2001 年 1 月) および 2003 年 9 月 25 日のジェトロ・メルボルンによる企業インタビュー。

⁵² 2003 年 8 月 26 日のジェトロ・メルボルンによる企業インタビュー。

⁵³ 2003 年 8 月 26 日のジェトロ・メルボルンによる企業インタビュー。

b) 食品加工

オーストラリアの製造業における総売上高、雇用者総数等において、食品加工業が占める割合は高く、上位を占める。近年、世界的に食品の安全性を求める声が高まるなか、オーストラリアの食品加工分野では、VIC 州などを中心に欧米系だけでなく日本企業の進出件数も少なくない。食品加工品製造販売D社は、製品を国内販売および日本など海外に輸出しているが、CER-FTA 締結により関税撤廃（現行 24%）が実現した場合、新たな輸出先としてタイを候補に挙げている⁵⁴。その理由としては、関税引き下げのほか、タイ市場の成長性を挙げており、拡販が期待できると見ている。

医薬

2002 年におけるオーストラリアのタイ向け化学・プラスチック製品輸出をみると、医薬品の輸出額は、化学・プラスチック輸出全体の 4 割を占め（表 19）、そのほとんどが小売用医薬品である。また、1998～2002 年にかけて医薬品は年平均 30%の伸びを示しており、これは化学・プラスチック全体の 18%を大きく上回っている。この背景には、近年、タイで人口増加と国民 1 人あたりの所得水準の上昇に伴い、健康・医療関連製品の需要が拡大していることがある。タイの公立・私立病院は、医療関連製品の 90%以上を米国と日本から輸入しているが、今後 CER-FTA が締結された場合、オーストラリアのサプライヤーは既に同製品市場である程度シェアを確保しているため、シェア拡大の機会が期待できる（DFAT、May 2002 : Chapter3 7）。

化学

医薬品以外の化学・プラスチック分野では、オーストラリアは、工業用化学品を中心にタイへ輸出している（DFAT 2003 : 12）。特に近年輸出が急増している品目には、オルトリン酸水素アンモニウム（肥料）、二酸化チタンをもとにした顔料などがある（表 20）。二酸化チタン(TiO_2)はチタンの化合物で、塗料、プラスチック、インク、化粧品などの顔料のほか、代表的な光触媒として幅広く使用されている。オーストラリアは、チタンを主成分として含むルチル(金紅石; rutile TiO_2)、イルミナイト(ilmenite FeTiO_3)などの主要産地である。タイの関税撤廃が実現すれば、こうした品目を中心に輸出拡大の効果は期待できると考えられる。

なお、オーストラリアのプラスチック・化学産業協会 (PAICA) は、CER-FTA 締結に向け、オーストラリア側の関税引き下げを支持する（後述）のと同様に、タイ側に同程度の関税引き下げを強く要望している（DFAT 2003 : 15）。

⁵⁴ 2003 年 10 月 3 日のジェトロ・メルボルンによる企業インタビュー。

表 19 Australia's Major Exports to Thailand 1998-2002

	Harmonised System Category	Exports 1998, \$ million	Exports 2002, \$ million	Average annual growth rate, 1998-2002 (per cent)	Tariff rates, 1999, per cent
Total chemicals and plastics	28 to 39	118.3	226.9	18	9.8#
Pharmaceuticals	30	31.0	89.6	30	6.8#
Medicaments for retail sale	3004	27.4	87.9	33	0 to 20
Tans, dyes and pigments	32	17.4	47.0	28	10.7#
Titanium oxide pigments	320611	13.7	41.3	32	10
Photographic and cinematographic goods	37	22.0	6.7	-26	20.0#
Colour photographic film in rolls	3702	13.1	0.5	-56	20
Colour photographic paper	3703	6.0	2.4	-20	20
Chemical preparation for photographic uses	3707	2.9	3.7	6	20
Plastics	39	15.4	15.9	1	22.6#
Other chemical products	28,29,31,33 to 36,38	31.5	67.7	21	5.9#
Aluminium hydroxide	281830	1.0	5.9	56	1
Compounds containing an unfused pyrazole ring in the structure	293319	3.0	0.9	-26	1
Diammonium phosphate (a fertiliser)	310530	0.0	9.7	-	5
Non-ionic organic surface-active agents	340213	1.0	1.8	16	0 to 10
Insecticides for retail sale	380810	0.1	11.6	228	0 to 20
Toothpaste	330610	1.8	-	-100	20

出所：DFAT、共同研究 May2002

表 20 Top Australian Exports to Thailand Ranked by Share of Australian Exports*

	Harmonised System Category	Exports 1998, \$ million	Exports 2002, \$ million	Share of Australian exports	Average annual growth rate 1998-2002, per cent	Tariff rates 1999, per cent
Diammonium phosphate (a fertiliser)	310530	0.0	9.7	14	-	5
Non-ionic organic surface-active agents	340213	1.0	1.8	11	16	0 to 10
Titanium oxide pigments	320611	13.7	41.3	9	32	10
Premixed provitamins and vitamins	293690	1.3	2.9	8	22	1
Medicaments for retail sale	3004	27.4	87.9	5	33	0 to 20

* where total Australian imports exceeded \$15 million in 2001

出所：DFAT 表 19 に同じ

プラスチック

2002年のオーストラリアにおけるタイからの化学・プラスチック製品輸入をみると、プラスチックの輸入額は、化学・プラスチック製品輸入額全体の約7割を占め、そのうち一次製品の金額がほぼ半分に達する(表21)。一次製品のなかではポリエチレンとポリカーボネートが急増しており(表22)、1998~2002年にかけての年平均伸び率はそれぞれ25%、50%に達し、化学・プラスチック全体の12%を大きく上回っている。

PAICAは、CER-FTA締結によるオーストラリア国内産業への影響は大きくないと見ている(DFAT 2003:15)。理由としては、既に関税率が低いこと、オーストラリアは、タイを化学・プラスチック製品(特に一次製品)の重要な輸入相手国と位置付けていること、したがって、関税撤廃によって、オーストラリアの産業界(主要輸出産業も含め)が工業用化学品をより安価に調達できることから、業界としてはむしろプラスの効果がある、などを挙げている。

表21 Australia's Major Imports from Thailand 1998-2002

	Harmonised System Category	Imports 1998, \$ million	Imports 2002, \$ million	Average annual growth rate, 1998-2002 (per cent)	Tariff rates, 2001, per cent
Total chemicals and plastics	28 to 39	105.3	165.6	12	4.1#
Total plastics	39	72.4	113.8	12	5.1#
Plastics in primary form	3901 to 3914	27.4	50.5	17	5.0#
Polyethylene in primary form	3901	5.6	13.8	25	5
Polycarbonates in primary form	390740	1.4	7.3	50	5
Polyethylene terephthalate, in primary form	390760	9.5	3.1	-24	5
Polyvinyl chloride, PVC, in primary forms	390410	3.9	2.1	-14	5
Intermediate plastics	3915 to 3921	17.2	18.8	2	4.9#
Articles of plastics	3922 to 3926	27.9	44.5	12	5.3#
Polyethylene sacks and bags	392321	14.2	26.1	16	5
Non specific articles of plastics	392690	2.8	4.5	12	5^
Organic chemicals	29	3.8	5.3	9	0.7#
Other chemical products	28,30 to 38	29.1	46.5	12	2.4#
Dextrins and other modified starches	350510	3.9	8.2	20	0
Adhesive dressings	300510	3.9	1.4	-22	0
Hair preparations	3305	6.4	3.1	-17	5
Sodium sulphites	283210	3.9	0.2	-52	0

- weighted average ^ 10 per cent if "of a kind used as components in passenger motor vehicles"

出所：DFAT、表19に同じ

表 22 Top Thai Exports Ranked by Share of Australian Imports*

	Harmonised System Category	Thai imports 1998, \$ million	Thai exports 2002, \$ million	Share of Australian imports	Average annual growth rate, per cent	Tariff rates, 2001, per cent
Dextrins and other modified starches	350510	3.9	8.2	31	20	0
Polythylene in primary forms	390210	0.4	4.8	22	81	5
Polyethylene sacks and bags	392321	14.2	26.1	16	16	5
Polycarbonates in primary forms	390740	1.4	7.3	12	50	5
Plates, sheets, film, foil, and strip of polymethyl methacrylate	392051	5.9	3.3	8	-13	5

* where total Australian imports exceeded \$15 million in 2000

出所：DFAT 表 19 に同じ

紙・パルプ

2002 年のオーストラリアにおけるタイからの紙・ペーパーボード (SICT641) 輸入額は、3,015 万豪ドル、前年の 2.6 倍に急増したが、この金額は最大の輸入相手国であるニュージーランドの約 10 分の 1 にすぎない。

紙・パルプ商社 E 社は、CER-FTA 締結による関税撤廃（現行 3～5%の関税）の結果、タイ製品の価格競争力の面でプラスの効果はあるが、オーストラリア市場全体としてのインパクトは小さいと指摘している⁵⁵。製紙産業は装置産業であるため、工場の稼働率を上げることが重要となる。世界の製紙メーカーは、自社で供給過剰となった場合、その余剰分の販売先として、オセアニアを重視している。紙価格は市況に左右されるが、各社は市況の安定に努めている一方、オーストラリア市場は、欧州など各市場から距離が離れているため、各市場の紙市況価格とすぐには連動しない傾向がある。このような背景から、オーストラリア市場では、紙の価格は比較的安価に販売されやすく、価格競争が厳しい。オーストラリアの紙需要は伸び悩んでいるうえ、製紙業界は再編が進み、3グループに集約されているので、新規参入が難しくなっている。このような環境にあって、もともと製紙産業の中心ではなく、オーストラリア市場で大きなシェアを持っていないタイが、関税引き下げの要因のみで急激にシェアを拡大することは困難との見方である。

電気・電子機器

a) 白物家電（エアコンを除く）

2000 年時点でアジアにおける白物家電（白を基調とした生活密着型家庭用電化製品）の生産台数は、世界全体の過半数を占めている（中小企業金融公庫、2003 年：5）。なかでも、タイでは白物家電の集積が 2003 年に入っても進んでおり、日本企業だけでなく、LG やサムソンなど韓国企業がタイを輸出拠点と位置付け、白物家電を中心に生産移管を加速して

⁵⁵ 2003 年 9 月 17 日のジェトロ・メルボルンによる企業インタビュー。

いる⁵⁶。

エアコンを除いた主な白物家電のうち、オーストラリアが関税を課しているのは、冷蔵庫（5%）、洗濯機（5%）などである⁵⁷（電子レンジは無税）。タイに電子レンジ、冷蔵庫などの製造拠点をもち家電輸入販売F社は、CER-FTA 締結の結果、関税が撤廃されても、タイ製品の価格競争力の面でプラスの効果はあるとはいえ、市場全体へのインパクトは小さいと指摘している⁵⁸。多くの競合他社もタイに製造拠点を持つこと、さらにもし自社の製造拠点を持たなくとも、企業によってはタイにOEM（相手先商標による生産）を既に実施、もしくは今後計画するなどの対応をとる可能性があるためである。最近、オーストラリア市場でも、韓国企業（特にLG）は価格引き下げと、多額の宣伝費を投入して急速に市場シェアを拡大している。

b) エアコン

オーストラリアのタイからの主要輸入品目（SICT3桁）のうち、タイからの輸入が第1位の品目はエアコン（SICT741）だけである（表13）⁵⁹。

オーストラリアのルームエアコン市場は、低級品（ウインドタイプ）から中・高級品（ルームタイプ）への買い替え需要もあり、年6～8%の成長を示している（ただし、販売台数規模は日本の約10分の1）。ルームエアコンは単価が安く、オーストラリアの市場ではブランドが不明な企業も含めると40社以上が競合している市場であるため、価格競争が厳しい⁶⁰。

ルームエアコンの製造拠点をタイに集約したエアコン輸入販売G社は、CER-FTA 締結の結果、関税が撤廃されれば、韓国製やマレーシア製などに対して、価格競争力の面でプラスの効果はあると指摘している⁶¹。ただし、エアコンは、冷蔵庫や洗濯機と比べ、どの地域でも仕様や形態など類似しているため、近年、エアコンメーカーは特にタイに輸出拠点を

⁵⁶ 日本貿易振興会 『通商弘報』「低価格戦略で日本企業に挑戦」 2003年8月27日：23

⁵⁷ 2002年のオーストラリアのタイからの冷蔵庫、電子レンジの輸入額は、DFAT 貿易統計とタイ関税局貿易統計との間で格差が非常に大きいため、ここではそれらの金額を省略した。なお、DFAT 統計からみた2002年の冷蔵庫や電子レンジを含む家庭用器具（SICT775、エアコンを除く）の輸入先のトップは中国で、以下、国名不明、NZ、イタリア、韓国の順となっている。

⁵⁸ 2003年9月17日のジェットロ・メルボルンによる企業インタビュー。

⁵⁹ 中国は世界一のエアコン生産台数を誇る（2001年の世界生産シェアは57.6%。経済産業省製造産業局 平成15年6月：8）が、中国からのエアコン輸入が上位5カ国に入っていないのは、中国国内向けに生産している企業が多いことが考えられる。（2003年9月17日のジェットロ・メルボルンによる企業インタビュー、信金中央金庫総合研究所 2002年11月27日：8）

⁶⁰ 2003年9月16日のジェットロ・メルボルンによる企業インタビュー。販売台数上位10社で全体のほぼ9割を占める。

⁶¹ 2003年9月16日のジェットロ・メルボルンによる企業インタビュー。

集約する傾向がみられる⁶²。また、韓国企業もタイへの生産移管が進んでいるので、短期的な影響にとどまる可能性がある。

自動車および自動車部品

オーストラリアとタイの 2 国間貿易では、オーストラリアの貿易赤字が続いている。これは、タイによるオーストラリア向け完成車輸出の拡大によるところが大きく、両国における自動車関連品目の貿易不均衡の原因ともなっている。

こうした状況のもと、前述のようにオーストラリアの自動車業界としては FTA 支持を表明していても、個別企業の立場になると、自動車組み立てメーカー（以下、自動車メーカー）と自動車部品メーカー（以下、部品メーカー）の間では、CER-FTA 締結による自動車産業へ影響に対する見方が異なる。

a) 自動車

自動車製造販売 H 社は、CER-FTA 締結により、オーストラリアからタイへの完成車および部品の輸出増加が期待できるとみている（表 23、24）⁶³。現行の高関税率（完成車 80%）が撤廃されれば、その効果は大きい。オーストラリアの自動車市場（新車販売台数、表 25）は 90 万台（2003 年予想）でほぼ頭打ちの見込みである。一方、タイの自動車市場は成長が持続しており、また、人口は 6,200 万人を超えているため（オーストラリアの 3 倍以上）、将来の市場拡大の潜在性も踏まえ、タイへの市場アクセス改善は魅力であると指摘している（表 25、26）。

H 社は、CER-FTA 締結がオーストラリアのタイからの完成車および部品輸入にも大きな影響を与えるとみている⁶⁴。近年、日米欧の自動車メーカーは、ASEAN 域内 6 カ国の関税が原則ゼロ～5%以下になる AFTA の本格実施を踏まえ、タイでの事業戦略を強化している（ジェトロセンサー 2003 年 6 月：95）。特に、日系自動車メーカーは、タイをアジアの輸出拠点と位置付ける動きを加速させている⁶⁵。現在のタイから輸入される完成車は、ピックアップトラックが中心であるが⁶⁶、今後乗用車も増える可能性がある（表 27）。

⁶² 日企業本は、タイとマレーシアに輸出拠点を持つ企業が多い。表 8 参照。

⁶³ 2003 年 8 月 25 日のジェトロ・メルボルンによる企業インタビュー。

⁶⁴ 同上

⁶⁵ 例えば、三菱自動車工業は 1996 年 7 月以降タイからピックアップトラックをオーストラリアに輸出しており、2003 年 1 月にはタイのピックアップトラックの生産・輸出拠点の強化を発表。トヨタは 1998 年からオーストラリア向けにピックアップの輸出を開始、2002 年 9 月に「IMV プロジェクト」を発表、タイをピックアップおよびディーゼルエンジンのグローバル供給拠点と位置付け、域内外 80 以上の国・地域に 10 万台を輸出する。いすゞは輸出用ピックアップの生産を藤沢工場からタイへ移管し、1999 年からオーストラリアへ輸出を開始した。このほか、ホンダは 1998 年から乗用車のアコードをオーストラリアに輸出している。

⁶⁶ オーストラリアは関税率 5%で商用車（完成車）が輸入可能な世界でも数少ない国の一つである。

なお、米国系自動車メーカーには、インタビューできなかったが、タイとの関係を含めた活動内容については Box3 を参照。

< Box3 >

ホールデン（米国 GM の完全子会社）は、近年アジア太平洋地域における GM 事業へのエンジニアリングおよび R & D サービスの供給源として重要な役割を果たしている。

ホールデン・アジア太平洋エンジニアリング・グループは、アジア市場を開拓する際の GM 製造工場を支援するために 1996 年に設立された。

同グループは、タイおよびインドネシアにおける GM の地域プログラムを支援している⁶⁷。また、台湾、インド、中国、日本における GM 事業支援を目的に、これまでエンジニアを提供してきた。2000 年には、インドの GM 工場で「コルサ」の導入支援を含むエンジニアリングサービスを実施し、8、000 万豪ドル以上を輸出した。

同グループは 170 人のデザインおよびエンジニアリング・サポート・スタッフを雇用しており、ホールデンにおける全エンジニアデザイン資源の 4 分の 1 を占める。

出所：FCAI September 2002：7、および Holden website

⁶⁷ オーストラリアの自動車関連企業関係者によれば、ホールデンは、タイにオーストラリア人技術者を派遣、GM タイのピックアップトラックの開発も支援しているといわれている。

表 23 Australia's top 20 export destinations for automotive vehicles

		1996	1997	1998	1999	2000	2001
		A\$'000	A\$'000	A\$'000	A\$'000	A\$'000	A\$'000
1	Saudi Arabia	26,818	15,964	252,021	499,126	896,759	1,379,116
2	USA	209,840	435,727	199,085	263,315	375,874	604,661
3	New Zealand	412,287	241,717	333,290	391,696	358,959	434,906
4	United Arab Emirates	16,023	232,817	147,396	97,812	176,107	218,353
5	Kuwait	1,329	2,861	54,870	132,421	140,277	185,645
6	Indonesia	15,054	16,822	7,845	55,428	108,292	97,946
7	Oman	18,098	43,019	46,575	32,585	49,286	71,176
8	Qatar	505	0	14,555	21,860	34,308	42,483
9	South Africa	64,337	33,382	18,176	20,981	7,983	36,420
10	Bahrain	11,438	45,531	49,273	20,024	24,739	28,497
11	Thailand	31,580	14,553	1,564	28,669	33,027	26,185
12	Japan	41,052	45,363	33,256	52,940	49,871	18,719
13	Malaysia	39,432	22,130	4,090	23,276	20,423	17,080
14	Singapore	25,958	15,026	3,899	9,408	19,835	12,875
15	UK	4,515	3,095	8,366	10,088	13,528	10,203
16	Papua New Guinea	24,591	58,816	9,749	5,184	10,691	10,171
17	Hong Kong	1,845	894	2,337	3,114	1,853	9,009
18	Pakistan	81	0	0	1	70	7,812
19	Netherlands	513	425	7,369	2,892	1,764	3,919
20	Kenya	1,594	463	3	5,375	3,307	3,826
	Total all countries	1,020,182	1,269,004	1,296,094	1,758,543	2,424,794	3,262,186

出所：FAPM、 Submission to DFAT on negotiations for an FTA between Australia and the USA (2003: 33)

表 24 Australia's Top 20 export destinations for automotive components

		1996	1997	1998	1999	2000	2001
		A\$'000	A\$'000	A\$'000	A\$'000	A\$'000	A\$'000
1	USA	181,203	268,396	373,951	462,678	491,587	486,345
2	Korea	239,382	372,809	181,523	255,555	460,317	334,293
3	New Zealand	153,836	148,326	133,067	136,316	144,933	167,028
4	Japan	162,845	175,805	170,787	168,431	215,084	141,828
5	Papua New Guinea	40,308	39,910	34,839	33,319	43,966	62,063
6	UK	62,786	55,653	80,035	91,153	58,538	54,910
7	Indonesia	42,944	34,518	15,738	32,438	59,082	51,878
8	Singapore	34,379	31,111	20,518	24,494	28,327	41,395
9	Germany	76,674	68,452	35,660	52,690	43,213	24,950
10	Saudi Arabia	1,377	1,875	2,637	1,877	19,061	24,880
11	Vietnam	365	2,813	10,032	7,856	14,256	22,299
12	Malaysia	24,702	27,248	7,747	10,116	13,656	21,160
13	Belgium-Luxembourg	7,056	12,011	6,919	40,290	16,884	19,939
14	South Africa	28,409	29,796	25,964	18,610	18,896	16,815
15	United Arab Emirates	5,216	5,058	6,010	5,182	7,287	15,213
16	Thailand	9,619	11,367	9,467	10,191	10,793	14,859
17	Chile	253	1,092	2,561	1,586	3,192	13,476
18	China	2,574	5,210	6,256	8,562	4,257	12,514
19	Canada	8,717	10,990	10,710	14,467	13,160	11,975
20	Mexico	1,054	2,912	1,812	1,852	8,496	11,290
	Total all countries	1,243,345	1,448,079	1,278,232	1,493,610	1,799,221	1,675,421

出所：表 23 に同じ (2003: 35)

表 25 オーストラリア、タイ、米国の自動車販売台数

	2000			2001			2002		
	Passenger Vehicle	Commercial Vehicle	Total	Passenger Vehicle	Commercial Vehicle	Total	Passenger Vehicle	Commercial Vehicle	Total
U.S.A	8,857,167	9,135,568	17,992,735	8,422,625	9,049,753	17,472,378	8,103,229	9,035,423	17,138,652
Australia	553,673	233,427	787,100	529,452	243,229	772,681	540,240	284,069	824,309
Thai	83,106	179,083	262,189	104,502	192,550	297,052	126,353	283,009	409,362

出所：社団法人 日本自動車工業会、タイ工業連盟

表 26 オーストラリア、タイ、米国の自動車生産台数

	2000			2001			2002		
	Passenger Vehicle	Commercial Vehicle	Total	Passenger Vehicle	Commercial Vehicle	Total	Passenger Vehicle	Commercial Vehicle	Total
U.S.A	5,542,217	7,231,497	12,773,714	4,879,119	6,545,942	11,425,061	5,016,306	7,258,611	12,274,917
Australia	323,649	23,473	347,122	285,870	33,505	319,375	307,064	36,999	344,063
Thai	97,129	314,592	411,721	156,066	303,352	459,418	170,000	420,300	590,300

出所：社団法人 日本自動車工業会

表 27 Australia's top 20 import sources for automotive vehicles

	1996	1997	1998	1999	2000	2001
	A\$'000	A\$'000	A\$'000	A\$'000	A\$'000	A\$'000
1 Japan	3,348,651	4,223,805	5,465,270	5,777,015	6,476,622	6,336,771
2 Germany	588,499	750,658	1,004,849	1,031,911	1,048,211	1,489,145
3 USA	760,710	647,397	682,185	570,412	734,690	787,917
4 Korea	764,761	856,645	817,298	670,173	810,471	666,107
5 Thailand	22,175	83,379	138,694	564,139	751,756	564,075
6 UK	331,672	373,353	383,329	339,651	322,415	453,751
7 South Africa	12,013	59,192	94,609	134,446	219,004	230,439
8 Sweden	111,040	128,103	138,899	152,862	118,722	150,967
9 France	22,465	36,517	65,703	47,355	41,278	147,197
10 Spain	105,438	72,392	129,049	87,403	78,820	141,271
11 Italy	29,933	32,960	64,509	78,300	94,195	120,382
12 Belgium-Luxembourg	124,633	125,575	107,814	57,135	74,459	98,192
13 Austria	131,641	83,647	84,075	146,529	159,465	85,533
14 Finland	12,809	34,455	33,812	49,465	30,597	55,744
15 Mexico	24	254	29,494	7,805	47,825	43,217
16 Brazil	40	0	51	32	112	37,193
17 Netherlands	1,016	15,030	13,344	25,581	24,781	27,584
18 Canada	42,954	31,551	75,199	116,450	71,854	20,962
19 Malaysia	2,297	36,954	22,113	19,960	30,389	17,528
20 Argentina	0	82	6	0	53	10,060
Total all countries	6,432,732	7,607,425	9,383,160	9,916,308	11,165,391	11,607,787

出所：FAPM、 Submission to DFAT on negotiations for an FTA between Australia and the USA (2003: 32)

b) 自動車部品

H社は、タイから完成車よりも部品の輸入拡大の効果が大きいと指摘している。H社はタイ製部品のうち、労働集約的な部品だけでなく、基幹部品の一部も、オーストラリア製部品と競合する可能性があるとして指摘している。オーストラリアの場合、国内部品メーカーが少ないため、概して寡占傾向にあることから⁶⁸、オーストラリアの自動車メーカーの立場からすれば、「FTAは部品メーカーの寡占状況の解消にも貢献する」(日本貿易振興会 平成14年11月:192)との見方が一般的と考えられる。

一方、自動車部品製造販売I社は、CER-FTA締結の結果、関税が撤廃されれば、オーストラリアの部品メーカーにとって、マイナス要素が多く、その影響も非常に大きいと考えている⁶⁹。特に、中長期的観点から、バルキーな部品・部材を除き、労働集約的な部品⁷⁰はタイからオーストラリアへ輸出されるとみている。ただし、日系部品メーカーと欧米系もしくはオーストラリア地場の部品メーカーでは、インパクトの捉え方に違いがあると指摘している。

() 日系部品メーカー

タイでは、政府の外資誘致策や労賃の安さ⁷¹を背景に、多くの日系部品メーカーが進出した結果、部品産業の集積が進み、ASEAN域内外への部品輸出が増えつつある。したがって、オーストラリアより安価で幅広い種類の部品を供給できる状況である。特にこれまでオーストラリアに進出していない日系部品メーカーが、量産効果を狙いオーストラリアへ輸出を加速する可能性が高い。

一方、オーストラリアの日系部品メーカーは、オーストラリア国内中心に部品を供給しており、ASEANで構築されつつある分業体制にも組み込まれていない。さらに、オーストラリアの日系部品メーカーの製品と同じ部品(部品の種類はオーストラリア以上に豊富)が、タイでも既に低コストで生産されているため、タイ向けに輸出増を期待できる製品はほとんどない。したがって、オーストラリアからの部品拡大は、一部の部品を除き、期待できないと考えられる。

⁶⁸ 特定の部品については、サプライヤーが国内に1~2社しかない。さらに、オーストラリアの場合、労働組合の力が強く労働争議も多い。2001~2002年にかけて、部品メーカーで生じた労働争議の影響で、各自動車メーカーは、部品メーカーからの製品供給が止まったため、自動車生産ラインも止まる事態が散発した。

⁶⁹ 2003年8月28日のジェットロ・メルボルンによる企業インタビュー。

⁷⁰ 例えば、ネジ、樹脂成形品、小さなゴムなど細かな部品。なお、関税撤廃は、タイヤ製造業界にも大きなダメージを与える可能性が高い。

⁷¹ タイの労賃は、オーストラリアの10分の1程度(もしくは以下)。2003年8月25日のジェットロ・メルボルンによる企業インタビュー。

() 欧米部品メーカー等

欧米部品メーカーの多くは、アジアに生産拠点をもちあらず、むしろオーストラリアに生産拠点をもち企業もみられ、一部の企業は欧米等に輸出をしている(表 24)。CER-FTA が実現すれば、オーストラリアの欧米系部品メーカーは、タイの自動車メーカー(特に、欧米系)に部品を売り込める機会が増えることにつながる。このことは、地場の部品メーカーにも同じ事が言え、市場アクセス改善の効果への期待が高い。

このように、CER-FTA 締結は、オーストラリアの日系部品メーカーにとり、オーストラリア国内での競争が激化し、かつタイへの輸出拡大が難しいとみられるなどマイナス面が目立ち、CER-FTA 実現によるメリットを享受できない可能性がある。一方、欧米系および地場の部品メーカーにとって国内の状況は同じだが、これまで手薄だったアジアへの市場アクセス改善の恩恵を得られるなどプラス面も考えられる。しかし、実際に FTA の恩恵を享受できる企業は、これまで輸出実績があり、国際競争力を持つ一部の企業に限られると考えられる⁷²。

I 社は、中長期的観点から、バルキーな部品・部材を除き、労働集約的な部品⁷³はタイからオーストラリアへ輸出されるとみている。さらに、H 社は労働集約的な部品だけでなく、基幹部品の一部も、上記(a)の背景から、オーストラリア製部品と競合する可能性があるとして指摘している⁷⁴。

< Box4 >

ドイツの自動車部品大手ロバート・ボッシュは、オーストラリアを輸出および R & D 拠点と位置付けている。メルボルンにある同社の子会社ボッシュ・オーストラリア(RBAU)は、1996年に世界のボディ・エレクトロニクス製造開発拠点として位置付けられている(ドイツ以外では RBAU が初めて)。2001年にはドイツなど欧州向けを中心(欧州 80%、アジア 12%、米国 8%)に 3 億 2, 100 万豪ドル輸出している(1995 年は 4, 000 万豪ドル)。この輸出額は、総売上高の 42%を占める。雇用者数も 1995 年の 1, 300 名から 2001 年は 2, 000 名に増え、2001 年のエンジニア数は 300 名で、うち R&D 担当は 150 名となっている。具体的なプロジェクトとしては、例えば、RBAU は、フォルクスワーゲンのドア・エレクトロニック・モジュールの製造を担当しており、年間 200 万ユニットを輸出している。

オーストラリアの自動車企業関係者によれば、ロバート・ボッシュは、これまで手薄で

⁷² 例えば、ドイツのロバートボッシュ、シーメンスなど。Box4 参照。

⁷³ 例えば、ネジ、樹脂成形品、小さなゴムなど細かな部品。なお、関税撤廃は、タイヤ製造業界にも大きなダメージを与える可能性が高い。

⁷⁴ 生産体制、製品および部品開発でのスピード化が求められている環境の中、自動車メーカーは設計段階から部品メーカーと協力して開発に取り組み、設計や製造工程の効率化を図る動きが目立っている。一般に、日系自動車メーカーは、部品の開発期間の短縮を目的に系列に注文する傾向が強い一方、欧米系は部品価格が安い方に切り替えやすいと言われている。

あったタイへの市場アクセス改善を目指し、CER-FTA を支持しており、積極的にロビー活動も行っているという。

現在、ロバート・ボッシュはタイに製造拠点を建設中である (Robert Bosch website)
出所 : Robert Bosch 10 May 2002 : 7 ~ 16

c) その他

() 原産地規制 (R O O) の問題

タイは、アジア域内の相互補完関係が強いので、現地調達率はオーストラリアよりもかなり低いと考えられる。I 社の場合、タイのグループ会社が生産する あるタイ製部品は、アジア 4 カ国 (インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ) の部品・部材で構成されている。このため、I 社はタイ経由で原産地が不透明な部品が流入しないように、タイ側に原産地を正確に証明するシステムを構築する必要性を指摘している。

一方、オーストラリアは、現地調達率が高いのでこのような問題は生じない。

() 他産業への波及

総合商社 J 社は、CER-FTA 締結による鉄鋼業への影響については、2 国間貿易における変化というよりも、むしろタイからの部品輸入増の結果、オーストラリア国内で自動車部品用鋼材の需要減少を招く可能性のほうが現実的かつ大きいと指摘している⁷⁵。

() 日本との部品貿易にも影響

CER-FTA 締結の影響について、日本との関係からみれば、これまで日本から調達していた部品の一部が、タイからの輸入に切り替わる可能性もある⁷⁶。そうなれば、日本からの部品輸入も減少する可能性がある。

(d) オーストラリア米国 F T A (A U S F T A) の影響

オーストラリアの自動車産業に与えるインパクトは、CER-FTA よりも AUSFTA のほうが、はるかに大きいという見方もある⁷⁷。

米国の自動車販売台数および生産台数は、オーストラリアやタイとは桁が異なるため、オーストラリアの自動車産業にとって、事業戦略上、米国の量産効果は無視できない (表 23、24)。

オーストラリアの各自動車メーカーおよび部品メーカーは、(各社の生産・開発拠点の立

⁷⁵ 2003 年 9 月 1 日のジェトロ・メルボルンによる企業インタビュー。

⁷⁶ 日本から部品を購入すれば関税が 15% (2005 年 1 月 1 日からは 10%) 課税されるため、コスト削減効果は大きい。オーストラリア政府は、2002 年 12 月 13 日にこうした自動車および部品関税の段階的引き下げを決定した (「自動車産業支援策を発表」『通商弘報』2003 年 1 月 22 日参照) 。

⁷⁷ 2003 年 8 月 25 日および 8 月 28 日のジェトロ・メルボルンによる企業インタビュー。

地状況や、扱う製品の種類、数量によってインパクトの度合いが異なるものの、将来、コストメリット（タイ）か、スケールメリット（米国）か、どちらかを選択するか判断を迫られる局面に立たされる企業もでてくることも考えられる。

さらに、AUSFTA 締結の影響を日本との関係でみれば、AUSFTA が 2005 年に実現した場合、オーストラリアの自動車メーカーは、タイと同様、部品によっては調達先を日本から米国へ切り替えることも予想される。

（ ）技術者等の人的交流への影響および技術者の相互承認

H、I 社へのインタビューでは、ビジネスビザの滞在期間の延長や技術士の相互承認などは基本的に歓迎するとの意見を得た。しかし、シンガポールと同様、エンジニア等のグループ企業内交流が少ないことなどから、短期的にはほとんど影響はないとの見通しである。

一方、欧米系の場合、上記で指摘したとおり、オーストラリアをアジア太平洋地域の拠点として位置付ける傾向があり⁷⁸、一部の企業では企業内交流も既に行われているとみられること（Box3）これまで手薄であったアジア市場への参入意欲が高いと考えられることなどから、CER-FTA が実現した場合、両国間で技術者も含めた人的交流の円滑化につながり、さらに活発化する可能性がある。

（ 2 ）まとめ（事例研究）

上述のとおり、CER-FTA が実現した場合、オーストラリアの日本企業への事業活動に与える影響は、業種によって差はあるものの、総じて SAFTA と比べ、大きいと考えられる。

CER-FTA で取り上げた業種において、日本企業の形態をみると販社だけでなく製造業が（SAFTA よりも）多いことなどから、関税削減による影響も輸出入両面で受けやすい結果となっている。なかでも、最も影響が大きいと見られる分野は自動車産業であり、その影響は他産業にまで及ぶ可能性もある。さらに、自動車産業においては、CER-FTA が与える効果について、日本企業と欧米企業との見方に相違があると考えられる。この理由のひとつとして、双方におけるオーストラリアの位置付けの差から生じていることが挙げられる。

例えば、日本の部品メーカーでは、製品は国内市場向け供給が中心であることから CER-FTA にはやや消極的な見解であるのに対して、欧米系の部品メーカー（一部）はオーストラリアを輸出拠点としても活用している事例も見られるために CER-FTA に積極的に取り組む企業もあらわれている。

このように、輸出競争力をもつと考えられる企業の方が、CER-FTA の恩恵をより享受できる可能性があると言える。

⁷⁸ インベスト・オーストラリアが 2001/2002 年度に実施した調査によれば、オーストラリアに地域統括本部（RHQ）を設立した企業の親会社を国籍別で見た場合、トップは米国（317 社）で、次いで英国（112 社）、日本（92 社）、ドイツ（72 社）、フランス（46 社）となっている。

第3章 まとめ

オーストラリアの各業界団体等のインタビューを通じて、各産業界における FTA への取り組み方にいくつか共通点があることがわかった。

まず、多くの業界団体や企業は、原則、貿易自由化を支持しているということである。ほとんどの産業界は、保護主義的な政策が事業の継続を保証するという意味で、もはや最も有効な方法ではないことを認識している。WTO での多国間通商交渉は、インタビュー先のほとんどで支持されているが、現在多くの問題をはらんでいる。したがって、オーストラリア政府による FTA アジェンダは、国際市場へのアクセスを改善させる最も迅速な方法としてオーストラリアの産業界および企業に歓迎されているといえる。

第二に、原産地規則 (ROO) の問題が、産業界にとって現在の FTA および将来の交渉にわたり極めて重要であることが指摘できる。特に、多くの FTA 交渉において、様々な ROO の枠組みが制定・運用される可能性がある。オーストラリア産業界は、CER で定められている 50% ルールに則してきており、それが有効な方法であると理解している (AEEMA へのインタビュー 2003 年 8 月 25 日)。SAFTA における ROO は、50% ルールに沿って交渉がなされたが、タイとの CER-FTA には、NAFTA 型の ROO が盛り込まれる可能性もある (AIG へのインタビュー 2003 年 8 月 14 日)。米国との FTA 交渉では、ROO について、特定品目の制定および関税分類システムの変更⁷⁹が含まれることも考えられる (FAPM へのインタビュー 2003 年 8 月 20 日)。

また、オーストラリア産業界は、ROO の制定・運用に関して、ある国で認められている ROO が、ある国では適切に運用されない可能性があるとの懸念をもっているという。例えば、タイの場合、コスト決定に際し、工場コスト外のコストも計算される CER 型の ROO を採用できるほど、タイ側は十分透明性を確保していない可能性がある。しかしながら、

⁷⁹関税分類変更 (タリフジャンプ) 要件のこと。これは、締約国から輸出される最終製品の関税上の分類が、その原材料・部品段階での分類から一定程度以上に変更されていれば、つまり関税分類を「飛び越える」程に実質的な加工が締約国内で施されていれば、原材料・部品が国産品か輸入品かに関わらず、その製品を締約国原産と認めるというもの。これまで見てきたように、原産地規則は、締約国以外から輸入された原材料・部品も使って生産されていることを前提に、ある製品が締約国原産と認められるためにクリアしなければならない要件を設定する。その要件の一般的なものは関税分類変更要件と現地調達比率 (ローカルコンテンツ) 要件であり、これら両方を用いる FTA も多い。

なお、現地調達率要件とは、SAFTA でも取り上げたとおり、ある物品全体の価額の一定割合以上が締約国内で付加されたものであれば締約国原産と認めるものである (以上、日本貿易振興会『FTA 研究会調査報告書』2002 年 3 月: 51~52)。

産業界としては、可能な限り ROO を決定する方法を持ちたくないということも事実である。
(FAPM へのインタビュー 2003 年 8 月 20 日)

さらに、産業界は、交渉スケジュールの短さを懸念している。タイとの CER-FTA は、同時並行して行われている米国との FTA 交渉の影響を受けているとの見方がある (AIG へのインタビュー 2003 年 8 月 14 日; ATBC へのインタビュー 2003 年 8 月 11 日)。実際、交渉上のタイトなスケジュールが ROO 問題に影響してきたと指摘している。(AIG へのインタビュー 2003 年 8 月 14 日)

このほか、オーストラリア産業界は、より一層海外に事業の活動範囲を拡大させるべきとの意見が共通して聞かれた。オーストラリア市場は小さいため、オーストラリア企業は輸出およびもしくは海外投資を拡大しなければ、本当の意味で、グローバルな競争力を得ることができないことが背景にある。例えば、FAPM は、もし自動車メーカーがタイでの部品供給を望むのであれば、オーストラリアの部品メーカーは、競争力を維持させるためにはタイに生産拠点をシフトさせる必要があると指摘している (FAPM へのインタビュー 2003 年 8 月 20 日)。

電気・電子機器製造業界も同様に、オーストラリア企業は、製品輸出または直接投資によって、海外市場を拡大させる必要があるとの見解である (AEEMA へのインタビュー 2003 年 8 月 25 日)。このような意見に鑑みると、FTA は、オーストラリア企業が事業活動に対するグローバルな見方や競争力向上といった課題を考える機会を提供しているといえる。最終的には、オーストラリア企業は、競争力を維持させるために、国内で知的財産権を保持しつつ海外市場での販売及び生産を行う方向に進まざるを得ないと考えられる。

サービス部門も、オーストラリアの FTA 交渉においては重要な位置を占める。インタビューを通じて、特に、法務サービス分野で注目すべき事柄があった。例えば、SAFTA の交渉中に、オーストラリア側がシンガポールにサービス部門での結果を求めていた際、シンガポール側のサービス部門に対する認識の仕方がオーストラリアのそれとは異なっていたことである (ILSAC へのインタビュー 2003 年 8 月 25 日、以下同じ)。これは、シンガポールが実際に売買が可能な商品よりも、法務サービスを付加価値がないものと認識していたことから生じたものであった。オーストラリアとシンガポールの間において、商取引に関する弁護士役割について見解の相違があるのは明らかだったという。この状況がシンガポール固有のものか違うものなのかは定かでないが、オーストラリアが他のアジア諸国に対して、サービス市場の開放を求めるにあたり、様々な困難に直面するかもしれないと ILSAC は指摘している。弁護士および法的なサービスの役割に関する認識が根本的に違っていれば、今後の貿易交渉において摩擦を引き起こす可能性があるだろう。

最後に、インタビューでは、多くの人々が、オーストラリアと日本との FTA について期待を寄せていたことを強調したい。特に、電気・電子機器産業では、日本企業がオーストラリアの資源を十分活用して研究開発（R&D）を行い⁸⁰、オーストラリア市場で製品に付加価値をつけ、オーストラリアの地場企業を支えていると認識されている。これは、米国との FTA に関して否定的な声、すなわち「文化的な懸念（cultural concerns）」があるのとは対照的に、日本にはそうした懸念がほとんどないことも影響している。このようなオーストラリアの日本に対する見解は、少なくとも、電気・電子機器産業においては一般的であり、両国の FTA 締結に向けて歓迎されることであろう。

⁸⁰ 例えば、NEC、富士通、キャノン等が、オーストラリアを R&D 拠点として活用している。NEC の場合、NEC オーストラリア（本社ビクトリア州メルボルン）を、日本の NEC と並び、ブロードバンドアクセスプラットフォームシステムの中核開発拠点と位置付けている。NEC オーストラリアで開発された xDSL プラットフォーム Multi-Service Access Platform「AM31」は、香港、マレーシア、シンガポール等の大規模システムで稼働している（NEC プレスリリース）。

参考文献

Access Economics 2001、 *The Costs and Benefits of a Free Trade Agreement with Singapore* (Canberra : Access Economics)

http://www.dfat.gov.au/trade/negotiations/aussing_fta_cost_benefit_study.html

Department of Foreign Affairs and Trade (DFAT) May 2002、 *Australia -Thailand FTA joint scoping study*、 Canberra

http://www.DFAT.gov.au/trade/negotiations/thai_FTA/

Department of Foreign Affairs and Trade (DFAT) 2003、 ECONOMIC ANALYTICAL UNIT BRIEFING PAPER *Australia-Thai Trade Relations: The Plastics and Chemicals Industry* Canberra

http://www.DFAT.gov.au/publications/eau_briefings/thai_plastics_and_chemicals.pdf

Department of Foreign Affairs and Trade (DFAT) 2003、 *Submission by the Department of Foreign Affairs and Trade to the Senate Foreign Affairs, Defence and Trade Committee Inquiry into the General Agreement on Trade and Services and Australia/US Free Trade Agreement*

http://www.DFAT.gov.au/trade/negotiations/submission_gats_auSFTA.pdf

Department of Foreign Affairs and Trade (DFAT) 2002、 *Subsistence to Supermarket Agrifood Globalisation and Asia Volume Asia and The Agrifood trade framework*

Federal Chamber of Automotive Industries (FCAI) September 2002、 *Submission to House of Representatives Standing Committee on Science and Innovation, Inquiry into Business Commitment to R&D in Australia*

<http://www.aph.gov.au/house/committee/scin/randd/subs/sub073.pdf>

Federation of Automotive Products Manufactures (FAPM) January 2003、 *Submission by the Department of Foreign Affairs and Trade on Negotiations for a Free Trade Agreement between Australia and United States of America Issues and Implications for Australia's Automotive Components Industry Free*

<http://www.fapm.com.au/docs/fapmusFTAsubmission.pdf>

Ford Motor Company of Australia May 2002、 *Submission to the Productivity Commission Submission*

<http://www.pc.gov.au/inquiry/auto/subs/sub041.pdf>

Holden May 2002、 *Submission by Holden to the Productivity Commission Submission*

<http://www.pc.gov.au/inquiry/auto/subs/sub072.pdf>

Institution of Engineers Australia 2003、 *Singapore-Australia Free Trade Agreement Submission to the Joint Standing Committee on Treaties* (available at

<http://www.aph.gov.au/house/committee/jsct/march2003/subs/sub13.pdf>)

International Legal Services Advisory Committee (ILSAC) 2003、 *Australian Legal Services Export Development Strategy* (available at

<http://www.ag.gov.au/www/ilsHome.nsf/Web+Pages/CA0BB2AC986E78E5CA256CF4007BCB8E?OpenDocument>)

John Fairfax Publications Pty Ltd June19 ~ 25 2003、 *B R W“ Export drive ”* : 48 ~ 51

Johnston、 Bruce 2002、 *International Trade in Legal Services: Opportunities and Threats*、 paper presented at the 24th International Trade Law Conference 2002

[http://www.ag.gov.au/www/rwpattach.nsf/viewasattachmentPersonal/A0B380F9AB725ECECA256C8B008087B1/\\$file/BJOppThreats.pdf](http://www.ag.gov.au/www/rwpattach.nsf/viewasattachmentPersonal/A0B380F9AB725ECECA256C8B008087B1/$file/BJOppThreats.pdf))

Joint Standing Committee on Treaties 2003、 Report 52、 *Review of Treaties Tabled in March 2003*

<http://www.aph.gov.au/house/committee/jsct/march2003/report.htm>

Ministry of Trade and Industry 2003、 *Singapore-Australia Free Trade Agreement Media-Info Kit*

http://www.mti.gov.sg/public/PDF/CMT/FTA_SAFTA_Mediakit.pdf

Okamoto、 Jiro 2003、 “Australia’s FTA policy: from defensive response to competitive liberalization” in *Whither Free Trade Agreements? Proliferation, Evaluation and Multilateralization* edited by Jiro Okamoto (Tokyo: IDE-JETRO) pp. 315-351

Productivity Commission 2002、 *Post 2005 Assistance Arrangements for the Automotive Manufacturing Sector* Public Hearing Transcripts
<http://www.pc.gov.au/inquiry/auto/trans/tranlist.html>

Robert Bosch Pty Ltd 10 May 2002、 *Productivity Commission Submission*
<http://www.pc.gov.au/inquiry/auto/subs/sub047.pdf>

Singapore - Australia Free Trade Agreement、 Done at Singapore on 17 February 2003、 and Associated Exchange of Notes、 *REGULATION IMPACT STATEMENT (RIS)*
<http://www.aph.gov.au/house/committee/jsct/march2003/treaties/singapore/SAFTAris.pdf>

Singapore Law Gazette (An Official Publication of The Law Society of Singapore)
Focus Joint Law Ventures and Formal Law Alliances - A New Legal Era
<http://www.lawgazette.com.sg/2000-10/Oct00-focus2.htm>

The Australian 2003年10月3日 「Thailand baulks at timing of FTA deal」

経済産業省製造産業局 『わが国製造業の課題と対応』 平成15年6月
<http://www.meti.go.jp/topic/downloadfiles/e30620aj.pdf>

経済産業省 厚生労働省 文部科学省 『平成14年度ものづくり基盤技術振興基本法第8条に基づく年次報告』(製造基盤白書) 平成15年6月
<http://www.meti.go.jp/report/data/g30620aj.html>

経済産業省 編 『通商白書2003』 経済産業調査会 2003年

経済産業省通商政策局 編 『2003年版不公正貿易白書』 2003年3月
<http://www.meti.go.jp/report/data/g30328aj.html>

財団法人 交流協会 「兩岸経済情勢(対中国大陸輸出依存度が過去最高かつシェア1位)」
『台湾では今～駐在員レポート～』 電子版 2002年11月1日
http://www.jptwbiz-j.jp/bizinfo_j/trp_j/021101b_j.html

財団法人 国際通貨研究所(財務省国際局 委託調査)「第6章 オセアニアと東南アジア

との経済関係」『東南アジア地域金融問題研究会』 2001年2月

信金中央金庫総合研究所（アジア業務相談室）「エレクトロニクス産業の対外直接投資動向と中国市場における事業機会」『アジア業務相談室情報（Vol.15-2）』2002年11月27日
<http://www.scbri.jp/PDFasiagyouscb79h14q15-2.pdf>

中小企業金融公庫『電気・電子機器産業におけるアジア各国間の分業構造の変化と日系中小企業の対応 日系大企業の国際的調達・生産戦略への対応』No.2002-7 2003年3月

日本貿易振興会『FTA研究会調査報告書』日本貿易振興会 2002年

日本貿易振興会『オーストラリアの地域貿易協定（FTA）における農林水産物の取り扱い実態調査』 2003年3月

日本貿易振興会『オーストラリアのFTA政策』 2003年9月（シドニーセンター）

日本貿易振興会『海外の食品産業（タイの乳製品産業）』No.211 2001年1月

日本貿易振興会「活況を呈する自動車産業」『ジェトロセンサー』日本貿易振興会 2003年6月

日本貿易振興会「自動車産業支援策を発表」『通商弘報』2003年1月22日：12～13

日本貿易振興会「低価格戦略で日本企業に挑戦」『通商弘報』2003年8月27日：23

日本貿易振興会『2003年版 ジェトロ貿易投資白書』2003年

日本貿易振興会『日本食品マーケティング調査（オーストラリアの食品市場と日本食普及の現状と将来）』 日本貿易振興会 平成15年3月

日本貿易振興会『東アジアにおけるFTAの展望』日本貿易振興会 平成14年11月

日本貿易振興会「仏電気大手、アジア太平洋事業を強化」『通商弘報』2003年9月26日：14～15。

日本貿易振興会 「米・シンガポール FTA 協定文の内容(その2)」『通商弘報』2003年
5月23日:13

UJF 総合研究所(財務省国際局 委託調査)『アジア各国における企業会計制度の現状と
課題』「第2章 タイ」平成14年12月

用語集

ABS	Australian Bureau of Statistics オーストラリア統計局
AEEMA	Australian Electrical and Electronic Manufacturers' Association オーストラリア電子電気機器製造業協会
AIG	Australian Industry Group オーストラリア産業グループ
ANZCERTA	Australia New Zealand Closer Economic Relations Agreement オーストラリア・ニュージーランド経済緊密化協定
APEC	Asia Pacific Economic Cooperation アジア太平洋経済協力
ASFTA	Australia-Singapore Free Trade Agreement オーストラリア・シンガポール自由貿易協定
ATBC	Australia Thailand Business Council オーストラリア・タイビジネス評議会
AUSFTA	Australia-United States Free Trade Agreement オーストラリア・米国自由貿易協定
CER-FTA	(Australia-Thailand) Closer Economic Relations-Free Trade Agreement オーストラリア・タイ経済緊密化自由貿易協定
DFAT	Department of Foreign Affairs and Trade オーストラリア外務貿易省
FAPM	Federation of Automotive Products Manufacturers オーストラリア自動車部品製造業連合
FTA	Free Trade Agreement 自由貿易協定
GATT	General Agreement on Tariffs and Trade 関税及び貿易に関する一般協定
GATS	General Agreement on Trade in Services サービス貿易に関する一般協定

GDP	Gross Domestic Product 国内総生産
GPA	Agreement on Government Procurement 政府調達に関する協定
GSP	Generalized System of Preferences 一般特恵関税制度
IEA	Institution of Engineers Australia (as of March 2003, known as Engineers Australia) オーストラリア・エンジニアリング協会
ILSAC	The International Legal Services Advisory Council 国際法務サービス諮問評議会
JSCOT	Joint Standing Committee on Treaties 条約に関する合同常任委員会
MRA	Mutual Recognition Agreement 相互承認協定
RIS	Regulation Impact Statement
ROO	Rules of Origin 原産地規則
SAFTA	Singapore-Australia Free Trade Agreement シンガポール・オーストラリア自由貿易協定
TCO	Tariff Concession Orders
WTO	World Trade Organization 世界貿易機関